

皇妃、宮女二十二名、男三名召し具し、馬上にて入場、帝側に馬を立て、尤も入場の刻、皇妃一旦下馬、皇王より會釋あり、夫より我が使節一齊に敬禮す。

暫くありて練兵始る。夕六時の間、千里の馬馳驅、鼓笛鳴動、旌旗翻々、左提右携、進退手足の如し、實に目覺しき事ども也。(歐行記)

又た目附河田相模守の後日譚に、

皇後の活

皇后(ユージェ)が馬を並べて見て居ましたが、其中皇后が馬を飛ばして駈出しました。それは騎兵の落ちたる者があつたが、夫れを引上げて乗せて歸りました。皇后は看護婦の姿をして居りました。皇后は餘程美人でありました。元來ユージェ皇后は、馬は其の十八番であつた。斯る目醒ましき働きも、彼女に取りては、恐らくは當り前の事であつたらう。

又た隨行の少年益田孝の後日譚に、

觀覽奇談

副使であつた河津伊豆守といふ人が、悉く具足を著て、兜を猪首に掛け、馬に乗つて皇帝の側に行つて謁見をしたが、皇帝非常な満足、皇后も居られ、又阿

弗利加で死なれた皇太子が十二三で馬に乗つて居られた。鹽田(三郎、通譯)は側に附いて居つたが、是れは裏金の陣笠を冠つて居つた。乗つて居つた馬は、騎兵の馬であつたが、向ふから騎兵隊が喇叭を吹いてやつて來た。

ところが馬が其方へ飛んで行つてしまつて、押へる事が出來ない。裏金の陣笠を阿彌陀に冠つて、騎兵隊の中に入つてしまつたといふ始末、皇帝も大きに笑はれ、副官をして馬を捕へさせ來ると云ふやうな譯であつて、我々は遠くから陪觀を許されて見て居つたでした。

日本人服

とある。今日から見れば、随分滑稽な話であつた。尙又た服裝に就て、河田は斯く語りてゐる。

其時分は、榎本(子爵、武揚)などは、和蘭に修業中で居て、和蘭の制度は、日本の海軍の形だといつて、帽子に鍔の様なものを附ける。禮式でない時は、それを冠ぶると云ふことになつて、一時それを用ひました。額に金の輪を附けまして、それに足袋で雪駄を穿くのでござりますから、餘程可笑ふござりました。

とある。

日本品賣店
ホテルの近所に日本品を賣る店があつた。刀劍、蒔繪などを陳べてあつた。〔幕末
遣外使節物語〕

此家に十七、八の娘あり。此女子は幼より、我が横濱に久しく居住なしたる由にて、日本語を能く覺たり。折々遊びに行くに、彼の娘云ふやう、あなた兩親存命なるや、又兄弟衆もありますか等といふ語、誠に日本の女子の如し。或時あまた宗旨は、何宗やと問ふ故、法華宗なりと答たれば、夫は誠に騒々敷御宗旨かなといふたり。女子すら此の如くなれば、定めし和學を學び、三十一文字も吟ずる者もあらんと、實に舌を捲き恐れけり。〔青木日記〕

まさか當時佛人に、和歌を詠ずる程の者があるとも覺えぬが、兎も角も横濱は外人に取りては、必須の日本貿易の要港であつたに相違ない。それを今更ら一切閉鎖し、在留の外人に立退きを命じ、一隻の外船をも入港を容さぬなどと云ふことの、果して能す可き事である乎、否乎。巴里まで來て見れば、鎖港使節が、其

の任務を達成するの不可能であつたことは、多言を要せず、自から分明であらう。

【三三】 巴里に於ける談判 (一)

謝罪一件

扱も横濱鎖港談判の使節は、前記の如く〔參照 三一、三二〕佛國に於て、啓蒙的の優遇を受けつゝ、如何なる任務を果したる乎。第一は謝罪の一件だ。次には愈よ本問題だ。それに就ては、一行の田邊太一は、斯く語りてゐる。

使節既に巴里に著し、國書の奉呈、國帝の謁見等、通例の禮式を終へて後、時の外務大臣ドロワソンドロイスとの談判を開きたり。先づ井戸ヶ谷にて、佛國士官を殺せる者ありしを以て、其の謝詞を述べ、其の遺族に十二萬法の郵典を與ふべしとの事を初として、滞在二月の間、前後九回の面接談判を経たり。

佛帝優待の因

而して當時佛國は普魯西の擡頭を眺め、外交尤も多事に際して、我を優遇したる事に就き、田邊は左の如く語りてゐる。

當時佛皇ナポレオン三世は、歐洲列國に在りて、殆ど牛耳を執るの勢あれば、普魯士丁抹の戦纒に成を告げて、その善後の計畫の爲には、双方より求むる所あるのみならず、普兵の中立地たる蘆霖堡に闖入せし爲に、普佛の間に異言あり、或は將に干戈に訴へんとするの勢あり、外交に膺るものの繁忙甚しき中にも、一言以てこれを斥くべき鎖港の談判のごとき、よく數次の面談を辭することなく、其煩を憚らずして、吾輩を遇せしは、當時さほどにも思ひ至らざりしが、維新の後大使に隨行して、英佛等の國の大臣の尊大の態を見て、初めて當時を回想し、爾時三世ナポレオンが、果して吾國に心ありしよりの政略ならんとの事を悟れり。

此れは正しく其通りであつた。當時ナポレオン三世は、日本を以て奇貨措く可しとし、大いに其志を逞しくせんと欲し、其の食指方さに動かんとするの際で

あつた。

佛帝の勅告

而して彼は我輩の使命をき、循々として論じて曰く、横濱鎖港は承諾し能はざるのみならず、これ却て日本政府の爲になるまじ、且最前兩都兩港延期の談判允諾の際、豫約せし條件において、日本政府にて、爾後取行ふべき約束を履行し能はざれば、何時たりとも、其允諾せし約束を廢し、その開市開港を促すべしといへる旨に基き、數度の殺傷の沙汰、殊に下の關にて謂れなく通航の外國船を砲撃せしごときは、其允諾を引戻すべきに充分の理あるを以て、既に英國とも相結で、之を促すべき決議をなせし程なれば、既に開きある横濱を鎖さんなどとは思ひもよらず。

此の如く日本が既に約束を破りつゝあるから、過般承諾したる、延期の約束を取消し、即時兩市兩港の開市開港を促さんとする際なれば、今更ら横濱鎖港などは、以ての外だとの文句だ。

關稅全廢提議

されどその開期を促すことは、隨分困厄なるべしとは、推察せざるにあらざ

れば、こゝにて今開きある三港、即ち横濱、長崎、箱館とも、輸出入物貨に永久課税することなく、自由港として、外國に對し、厚意を示さるゝの事、只今使節の權を以て約束し得ば、猶ほ英國にも示し合せて、これを見合するも妨げずといひ出せり。

如何にも彼に取りては、好都合の掛引きである。此方は横濱鎖港であるのに、彼方は兩市兩港即開の代償として、更らに斯く新たなる要求を提出し來つた。此に到りて横濱鎖港などは、何處へか飛び去つた次第だ。

是かれが故意に云出したるにはあらざるべけれども、實に謀を伐れたるなりき。一體横濱鎖港の事や、行はる可き狀あらば勿論平和的の談判なれば、その港に現住せる外人の爲には、その家屋をも買上げ、猶も移轉の費をも償ひ得さすべし。されど一時巨額の支出かなひ難きを以て、幾年間か長崎、箱館の收税を停めて、これが支辨にあつべしとの目論見にて、其萬一の僥倖を望みたりしなり。然るに彼より海關稅全廢の議を提出されしは、恰も裡をか

使節期待はづれ

れたる如く、使節も彌心を苦しめたり、

斯る次第であれば、彼等が第一眼目たる横濱鎖港談判の如きは、到底齒の立つ可き見込は無かつた。それよりも問題は前に溯つて、折角竹内下野守が談判して齎らし還りたる獲物さへも、今は無事に把持し難き始末となつて來た。

【三四】 巴里に於ける談判 (二)

田邊は更らに、左の如く使節等と談判の模様を語りてゐる。

軍艦を長門に渡す事

加之互に軍艦を長門に廻して、その罪を問はんとする事は、上海にて英公使に聽く所と同じく、(參照 二九、三〇) 其議既に熟して、海陸兵の準備、今既にその令を下せりとて、彼はいづこまでも親和の意を表し、その事につきて、我國に在留せる公使よりの上申書、及び東洋艦隊總督への指令、又は英國政府と打合

の文書等を示して、我使節の熟覽考索あらんことを乞ひ、以て其事情中止すべからざるを示し。

此れは英佛兩國の間に、既に馬關攻撃の相談成立しつゝある次第を示したることを云ふ、而して更らに一步を進めて曰く、

自強策勸

猶一面は使節において、その政府(幕府)の長藩を處分し、下の關を通航する外船の安全を保證することあらば、是又協議の次第にて、今に及んでも見合すことなしがたきにあらずとて、懇に政府(幕府)に自強の策を講ずべきを勸説せり。

此の如く佛國政府は鎖港使節等に向つて、啓蒙的に、其の内情までも打明けて、方向轉換を勸説した。乃ち既に英佛兩國は長藩に向つて問罪の軍艦派遣の相談が成立しつゝあるも、若し幕府にして自から長藩を處分し、馬關通航の安全を保障するあらば、之を中止するも至難の業にあらざる旨を説示した、而して更らに此際に一人の役者は出で來つた、それは例のシーボルト其人である。

シーボルトの斡旋

折柄荷蘭の醫官として、夙に出島に來り、其後も安藤閣老外務を司りし際は、顧問に參せし、フォン・シーボルトの巴里に來れるありて、佛皇の内意を傳へ、日本政府にして、果して國內反覆の徒を戡定して、外國との和親を永續すべしとの意あらば、佛國は首として其の力を貸すべし。先其先一著として、此度土倫造船所にて、新に築造し、方に水卸の際にある、歐洲にも比類稀なる裝鐵軍艦あり、固より國家の武備に供ふるものなれば、他國に渡すべきにあらず。れども、日本へ對しては、特殊の交誼を表せむが爲、これを譲り渡し、これに裝すべき新式銳利の銃砲武器をも、一切整備して送るべしとの趣を以てせり。シーボルトは學者であり、且つ策士であり、這回は大いに佛帝の對日政策に向つて獻策せんが爲めに出掛けたるものなれば、さる斡旋を爲したるは、決して不思議であるまじ。

池田心動

游士の説くところ、いかゞあるべきやと、使節は疑なき能はざりしが、次の談判の日に方りて、かのロイスよりして、その國帝の意衷より出で、特に日本に

懇親を表せんとの内意なるよしを公然といひ出たり。これ大に使節の心を動かすに足るものありしなり。

シーボルトの言を、ロイスによりて確かめられ、佛國の好意を、公然示したから、池田正使の心を動かすに至つたと云ふことだ。

ロイスの
巧妙

加之池田は年尙壯にして(二十八歳)殊に氣を負ひ、人に下らざる癖あり。時として談判の席にありても、議論のやゝ合ざるや、往々怒り色に現はすなきあたはず。然るにロイスが應答に巧なる、毎に微笑を以て相遇し、圓融靈活、操縦意の如く、人をして覺えず設中に入らしむるの妙力ありて、我が使節をして殆ど醇酎を飲むの想あらしめたり。

木乃伊取
り木乃伊
となる

此の如く池田等は、全くロイスの爲めに手玉に執られたのだ。而して彼等は遂ひに木乃伊取りが、自から木乃伊となり、鎖港の使節が、却て本國に還りて、開國の宣教師たらんと欲す可く、其の心機を一轉するの止むなきに至らしめた。其の心機一轉の事情に至りては、大いに彼等の心事を諒とす可きものありて、未

だ必らずしも彼等を目して、其の使命を辱しめたりとて非難す可きにあらざるは、次ぎに掲ぐる所を見れば、自から分明ならむ。

【三五】 歸朝の決意

申譯的使
節使命

元來彼等の使命それ自身が、當初から曖昧のものであつた。彼等を派遣したる幕府は當初から彼等が必らず鎖港談判の使命を果し得可しとも信せず、又た果し得しむ可しとも嚴命せず。但だ朝廷に向つて、且つは全國の攘夷家に向つて、申譯的に派遣したるものにして、幕府當局の注文は、只だ一日でも長く歐洲を巡廻し、日時を遷延しさへすれば、その中には國內の形勢も、何とかなるであらうとのことであつた。云はゞ彼等の鎖港談判は、對外策でなくして、對内策であつた。此の意味は、使節等も出發當初から、能く承知してゐた。即ち其の名目は

鎖港御委任の報

鎖港であるも、其實は幕府の開國政策を支持する一種の方便であつた。折柄一報の本國(日本)より至るありて、更に使節の心を痛ましめたるは、京師にありて政事總裁松平大和守に、鎖港御委任ありとの消息なりき。同じく鎖港とはいへ、他の一派にありては、これを以て攘夷の著手第一とせむとするものにして、水藩士の一黨特に此論を持し、大和守の如きも頗るこれに濡染せられたるが如きは、使節の夙に熟悉する所なり。今者使節奉ずる所と、題目は同一たりといへども、其實の相反するは、氷炭も管ならず。

一方は鎖港を名として、開國の實を行はんと欲し、一方は鎖港を以て、攘夷の著歩たらしめんとす。

使節ならず所を知ら

果して然らば、使節國を出るの始に、板倉閣老等と相協議せし廟議の動くことなきを保しがたし、さらば此國にて鎖港の説行れがたくとも、たゞ歳月を費さんが爲とならば、猶英國にも赴き、よしアールコックの論せし如く、これ又承諾せずといはゞ、更に普魯西に、露西亞に、他の各國に歴説し、其成否を外

にして、たゞ鎖港の廣告をなし、徒らに國內の不穩と、政府の微力とを表暴して、暗裡の醜を、外露せしむるの辱を忍ぶとするも、いかにせん國內の議、或ひは變じて、中外合期せず、本國に於ての談判と、相反するものあらんには、第一各國帝王に贈られし國書の旨と、相違するを見るに至らん、萬一我國の我望を容るゝありて、兼ての訓條に基づき、外人移轉費の償方に論及するの機會ありとするも、また其の後を顧みては、口を開く能はざるものあらむ。慮こゝに及べば、使節の一行は、實になす所を知らざりしなり。

此の如く本國では假鎖港が眞攘夷と一變せんとするの形勢を示し、時日の遷延は、國勢を開國に順轉せしめずして、却て鎖國へ逆轉せしむるの虞れを來たし、本國の情態が一變すれば、彼等が如何に使命を全うせんとするも、自から爲す可き所以を知らざるの、窮地に陥らざるを得ざるものがある。

池田は、狼急悻直の士なり、而して國に殉ずるの赤心に富むものなり。この使命を奉ずるや、蓋し一死を決したるものゝ如し、此の談判に行れざれば、

池田の覺悟

自から引決するに甘んじ、よし日本使節の一死、以て外國政府の聽を聳するに足らざるも、幕府の使にして、死を以て事に従ひしときこえなば、以て朝意を動すべし、乃ち以て臣節に負くなしとの見解なりしとおもはる。されば巴里の旅館にありて、往々咄々書空の状あるを見ることあり。

歸朝決意

然るに今又此消息を得、流石老熟の河津副使も、彌甚しき心配を加へたるが如し、是に於てか其の國外に瀝すべき熱血を以て、これを闕下に瀝ぎ、一死を拵て開國の議を主張し、九重に哀訴して、幕府の誠意を上達せしめ、從來姑息苟且の方略を擲て、根本より國是を定めんとの覺悟を定めて、斷然歸朝すべきに決するに至れり。

以上によりて、池田等一行が、列國の巡廻を見合せ、巴里よりして歸途に就きたる事情は自から分明である、乃ち彼等は彼等として、相當の申分があつたのだ。

【三六】 所謂る巴里の廢約

聯合艦隊
攻撃廻避
策

彼等使節の一行は、巴里に來りて、今は鎖港の談判どころではない。寧ろ開國の國是を定めねばならぬ、而して何よりも佛英聯合艦隊の攻撃より廻避するの策をめぐらす、焦眉の急務だと考へたものであらう。田邊は下の如く語りてゐる。

されば鎖港の事は、彌々取消しとすと雖も、せめては長州兵禍を避くるの地をなさざる可からず、將既に京師に幕府に諫争して、國是の一定を期せんには、軍備もとよりゆるかせにすべからず、さればかの軍艦讓受のことも、快く之を受けて、一は以て我が武備を壯ならしめ、一は以て佛皇(ナポレオン三世)の歡を博せんこと然るべしとて、恰好我海軍士官の荷蘭に留學する、内田恒次郎、榎本釜次郎(武揚)を招きて、其軍艦を檢せしめ、猶使節と與に海軍大臣に面して、夫々の約束を定め、終に一通の約書を交換して、歸朝の途に就くに及

約書交換

べり、その覺書は、今巴里の廢約として傳ふるもの是なり。

此の如く彼等は佛國政府の口車に甘くも乗りて、その條約を締結した、此れは固より彼等使節が、委任以外越權の所作であつたことは云ふ迄もない。

條約本文

元治元年、甲子五月二十二日、西曆一千八百六十四年、第六月二十五日、

佛國外務執政と、日本の使節との間に、左の約定を決定せり、佛國皇帝日本大君と、双方の信任を證顯して、兩國の間に存在する友愛及び貿易の交通を堅固にせん事を顯し、双方協議の上、特別の取極を以て、千八百六十二年以來、兩政府の間に起りたる難事を、治正せんことを決せり。

故に佛國皇帝の外務執政、ドルワンドリュイスと、大君の使節、正しく此事件に任せられたる池田筑後守、河津伊豆守、河田相模守等と、次の箇條を決定せり。

此れが條約の前文だ。

第一條

償金支拂
規定

千八百六十三年七月中、長州に於て、佛國海軍のキャンセン艦に向ひ、發砲に及びし一件の償として、大君の使節、日本へ歸著の後、三ヶ月後に、日本政府、江戸に在留せる佛國皇帝の公使へ、墨西哥銀十四萬弗の償金を拂はん事を約せり、但し内十萬弗は、政府自から拂ふべく、四萬弗は長州より拂ふべし。

第二條

大君の使節、日本へ歸著の後、三ヶ月の内に、日本政府下の關海峡を過んと欲する佛國船の妨害を除去せしめん事を約せり、而して已むを得ざる時には、兵力を用ひ、又時宜により、佛國海軍分隊指揮官と一致して、此通行をして妨なき様なさん事を約せり。

第三條

佛蘭西と日本との貿易交通をして、次第に盛大ならしめんが爲め、千八百五十八年（安政五年戊午）十月九日、江戸に於て、兩國の間に取結し條約行はるゝ期限の間、佛商人或は佛旗を建て、輸入する品物の爲に、大君政府より最後に

減稅表目

外國交易に許與へられたる、減稅表目を推用すべし。

故に此條約を精密に守る間は、茶の包裝に用る、左の物品は運上所にて無稅にて通過すべし。即ち葉鉛、鉛蠟、敷物、藤、畫に用る油、藍、硫酸、石灰、平鍋、籠。

輸入稅規

又日本運上所にては、左の物品輸入の時、只其價の五分稅を取立つべし。酒、酒精物、白砂糖、鐵、鐵葉、器械の部分、麻の織物、時計、懷中時計及び鎖、硝子器、藥、而して硝子及鏡、陶器、飾り玉、化粧の香具、石鹼、兵器、小刀の類、書籍、紙、彫刻物、畫には六分の稅を取立べし。

第四條

右の約定は、千八百五十八年十月九日、佛蘭西と日本との間に結たる條約の犯すべからざる部分の一分と見做し、双方主君の本書交換を要せず、直に實行すべし。

以上は如何にも佛國に取りては、好都合の條約にして、それ丈け日本に取りては不都合であることは勿論だ。而して當時の我が使節は、知らず何の見る所ありて、此の如き屈辱的條約を締結したる乎。

【三七】 使節一行の心事

田邊の懺悔

當時此事に參與したる田邊太一は、左の如く懺悔してゐる。

予(田邊)は幕府外交の事を歴叙し、此約書を(巴里廢約の件)抄掲するに至り、
照三六)願て當時を想ひ、慚憾交も至り、汗の背に浹きを覺えず、又涕の潑々として下るを止めあへず、蓋し予は屬官にありと雖も、協賛拾補の責なきにあらず、然るをかくの如き約を成すに方り、何を以てこれを匡救するの方を取らざりしか。我彼に望む所の鎖港の事は、縱令行はれざるにもせよ、下の關砲撃の償金のごとき、輸入品減稅のごとき、彼の我に求むる所は、一も二もなく之を甘諾せしは、果して佛國公使のほめかせし鎖港説の芳餌に騙かれて、

全然謝罪の使節たるの實を現はすに陥りたるか。此れは全くその通りだ。彼等は全く相手方の口車に、むざと乗せられ、又た自ら乗りたるものだ。

失體の尤

加ふるに第二條、佛國艦隊と一致して、下の關の通航を開くべしとの一款の如き、體を失ふの尤なるものなり。歸朝の當時、幕府はその事情を詳にせしにあらざれども、使節一行に嚴譴を與へしは、實に當然の事にして、又此約書の廢棄に歸せしは、國家の爲に、偶然の幸ともいふべきなり。而して予輩事を誤りし罪は、髮を擻くも、數ふるに勝へざるものあり。當人が斯く迄悔恨する上は、之を追咎す可き必要はあるまい。然も此れは正しく失體で、日本外交史上の一汚點には相違あるまい。

第二條の理由

第二條の事は、當時甘じてかく約せるものにはあらず。然れども長州兵禍を避けんには、必ずこれを處分すべきの確證を示さざる可らず。縱令三ヶ月といふ限ありとも、これまでの行が、り、我政府の約する所、屢々實行せられざ

るのためし少からざれば、かれが信を措しむる能はず。縱に此一句に満足して、漸くに長州砲撃の企を猶豫せしむるを得たり。されば此約書調印の日、イヌは直に英國政府に照會し、又佛國東洋艦隊の提督と、我國在留の公使とに下命せる旨をも報明したり。と辯疏し、

當時は却て得々

且使節の意中には、最早幕府にては、長州處分の事に著手し、使節歸朝の頃までには、事既に成を得て、此約を實履すべき所もあるまじとの想像もなきにあらざりしなり。事情かくの如くなれば、やゝ諒すべきものなきにあらず。此れは彼れ田邊の申譯だ。而して更らに一轉して田邊は、斯く語りてゐる。此の屈辱的條約の締結をば、當時は鬼の首でも取りたる様な手柄として考へてゐた。

然るに當時はしか思はざりき。而して却て揚々得意のさまありき。蓋し此機を以て、幕府の閣議姑息苟媮の宿病を打破し、京師に推上りて、怯疑婦人の如

き京紳の迷を覺し、無識無學時務に通せざる浪士の頑を挫き、天晴開國の國是を定めんとすの虚望を抱きたるなればなり。

彼等に取りては、虚望とは云へ、天晴れの思付と云ふ可きだ。

一行の決心

畢竟開國の論の行はれざるは、其是を唱道するもの、精神と氣力とに乏しきを以て、往々敗を鎖攘の俗論に取るに至れるものなり。今や此の一行の力を一にして、攝關まれ、官方まれ、乃至闕下にも伏して抗議し、死を決してこれを諍はんには、其意の貫かざることあるまじとは、實に當時の決心なりし。而して長州の兵禍を避んこと、また其の目的の一たりし。

其の心事

此れが當時池田一行の心事であつた。されば彼等が屈辱的條約を締結するに到りたるも、一方に於ては長州に於ける兵禍を避け、他方に於ては幕閣及び京都の迷夢を打破せんとするの意氣込にして、其の輕舉妄爲は、恕す可からざるものあるも、其の心事に至りては、亦た少しく諒とす可きものありと云はねばならぬ。

第七章 池田等の外交意見

【三八】 池田等の懲罰

國內形勢の一變

池田筑後守一行は、元治元年五月十七日巴里發、其他は二十日出發、マルセイユにて相ひ會し、二十六日英船に乗込み、翌二十七日出港、六月三日アレキサンドリヤ著、又た英船に乗込み、七月十八日横濱に著した。彼等の氣持と、國內の形勢は丸るで正反對であつた。外遊半個年間に、國內は攘夷熱にて漲つてゐた。彼等は愈よ巴里仕入れの開國論を以て、將軍に復命し、やがては闕下に伏して上奏せんとすの意氣込であつたが、横濱に上陸するや否や、外國奉行が出張して、其の江戸に入るを拒み、箱館へでも彼等を追ひ遣らんとする意向を示した。

されど彼等はそれにも拘らず、何れも乘馬にて江戸へ向ふと、途中生麥村にて竹本隼人正、栗本安藝守等が來て、之を抑留したが、血氣の池田は耳にも入れず

池田等の意見書提出

飛び出し、他の兩人も亦た其後を趨ひ、遂ひに池田、河津、河田の三人は、江戸なる池田邸に會し、歸朝の旨趣や、各國と條約を締結す可き事や、各國へ留學生を出す可きことの意見書を提出した。然も同日の晩には何れも押込となり、池田は其祿を半減せられ、餘は皆な閉門申し付られた。此れに就て田邊は自から斯く記してゐる。

一行處罰

然るに七月十七日、使節の船、横濱に著せるの報あるや、幕府は大に驚き、其歸朝の理由を問ふにも及ばず、陸續外國奉行目付等を差し來らしめ、其上陸を止め、或は暫時上海なり、香港なり、その跡を潜めよとの訓令を傳ふるにいたり、既に若年寄立花出雲守(種恭)さへ、自から横濱に出張して、その歸府を止めんとせしも、池田はそれ式に届すべしにあらざり。斷然直に江戸に入りし之夜は、即ち御役被召放、知行高の内六百石被召上(本高千二百石の半なり)隱居被仰付、蟄居可罷在との譴罪を宣告せられたると同時なりし、而して河津、河田以下予(田邊)に至るまで、各々免職の上、逼塞、又は閉門の罰に處せられたり。こ

幕府全く當て外れ

れ實に其月(七月)の廿三日なり。

何れにしても幕府は鎖港使節の派出に於て、全く其當てが外れた。使節は其態度の一變に於て、其の急遽の歸朝に於て、悉く幕府の當初の目論見を裏切つた。幕府が斯く彼等を懲罰に付したのも、寧ろ當然の事だ。

各國艦隊馬關に向ふ

扱も佛國公使は、使節の歸朝を聴くと同時に、幕府に向つて、使節と佛國外相との間に締結せられたる條約は、彌よ實行す可き乎、否乎を問うた。幕府は二十四日を以て、使節等が越權の措置もて締結したる條約は之を採用せずと答へたから、豫て横濱に碇泊したる各國の艦隊は、二十六日(或は二十七日とも云ふ)の朝もて、何れも纜を解き、馬關に向つて去つた。尙ほ此後の一件は、他の機會に於て語るであらう。

當初より間違ひ

池田等一行の行動に就ては、今更ら彼是と批判する丈けが、野暮である。本來此事それ自身が、當初から間違つてゐるのだ。即ち幕府が自から實行の見込無きに拘らず、朝廷及び天下の耳目を胡魔化さんが爲めに、故らに斯く使節を外國

へ特派したるが間違であつた。されば彼等が巴里條約を締結したるは、越權でもあり、且つ又た不都合でもあり、國辱は固よりの事であつた。然も斯る失體を來したるも、其の原を釋れば、斯る使節を特派したる其事が、先づ第一に失體と云はねばならぬ。

池田等の
心事亦尤

今更ら池田等を辯護する必要も無ければ、理由も無いけれども、彼等が其の昨非を覺りて、今是に改め、自から萬死を分として、大いに開國の國是を定む可く、朝廷及び幕府に向つて働きかけんとしたる心事に至りては、大いに之を諒とす可きものあらねばならぬ。されば今茲に彼等が最後の悲鳴とも云ふ可き、其の上陳書を掲録するも、強ち無用の業ではあるまいと思ふ。但だ此際に於て、幕府が彼等の遽かに歸朝したるを以て、其の理由さへも問ふに違あらず、直ちに之を懲罰に附したるは、恐らくは朝廷に對する氣兼ねの爲めであつたものと察せらるゝ。

【三九】 池田等の上陳書(一)

最初佛國
に赴きた
る理由

今ま池田、河津、河田等一行の歸朝に際し、其の上陳書を見れば、頗る當時の事情を察するに足るものがある。

私共儀、神奈川港鎖閉、其外諸事談判の爲、御條約濟各國へ爲御使被差遣候に付而、佛國へ最初罷越候儀は、道路自然の順路而已にも無之、井戸ヶ谷殺傷、長州發砲等、同國へ被爲對候而は、種々の事件差重候間、爾來御不都合不相成様、談判仕候儀は、勿論、鎖港の儀、御國在留のミンストルには、英國、荷蘭等外國々の者とも違ひ、御都合可取計様子も相見え。

佛國談判
第一の要

先づ佛國に赴きたる理由の一。

且同國は世界上英國と並稱被致候位の國柄、殊に當時帝三世ナポレオン事、目今歐洲各國帝王の内、口利にも御座候間、於同國談判取纏り候へば、外各國にて、異議は有之間敷被存旁。

長州處置
内話

先づ佛國に赴きたる理由の二。
同國を第一の目當といたし罷越、先井戸ヶ谷一條より談判相始、殺傷被致候士官家族扶助金として、三萬五千弗、持越候御用金の内より相渡、猶長州の事件に推移、兼而相伺候趣も御座候間、御處置の筋内話および、夫是談判仕候處談判の順序此の如し。

シーボルト意見

彼方にては、下の關通航を開き候事、辨償金の事申立候、下の關通航の儀は、當然の所望と存候得共、夫々御處置の次第も御座候上は、償金の儀は尤の筋とも不相關候間、一應は辯論仕候折柄、荷蘭元醫官シーボルト巴里に參合居候に付、同人意見承り候處、最初砲撃を受候後、軍艦差向け、一旦は其國旗に對し候丈の報復はいたし候とも、無謂砲撃の爲、夫是の手續をなし候事故、縱令長州の罪を被正候共、夫丈の損害は被償候事は相當に可有之。

此れはシーボルトの意見。

償金の當然

西洋にては、既に此國(佛國)の先代一世ナポレオン曠武の餘、敗北を取り、其爲

の償金は、ナポレオン帝位を被廢、遠く海島に被配候而、國體も變換候に不拘、近年迄佛國より各國へ年賦にて償却致居候例も有之旨申聞候。

以上はシーボルトの援き來りたる實例だ。佛國尙ほ然り、況んや日本をやとのこと。

讓歩の理由

左候得ば強がち不筋の請求とも難申、就而勘辨仕候得ば、鎖港の儀、談判仕候には、彼方の氣配相損じ、御國政府御懇親の御趣意、徹底不仕候ては、逆も相纏り兼候儀に可有之被存候間、其爲には曲て被差遣候も可然存、先差遣可申底意を以、談判仕候内、右員數に付、前後相違不都合の申立共御座候え共、後段の談判を大切と心得、程能會釋致置、先所望通約束仕。

開港延期の條件提出

此の如き心持にて、此の如く讓歩した、此れが日本傳統的外交のやり方だ。強ち池田等のみに限つた事ではない。此れが日本外交の通有症と云ふ可きもの。追々鎖港の談判に推移候處、先般兩都兩港御開延期の儀に付、御使被差遣候節(竹内下野守、松平石見守、京極能登守一行)約束の條々、今以御取行延引いたし、

御違約も同様に相當候間、其節御談判申上置候通、右延期承諾は引戻し、即今軍艦を差向、兩都港とも、直様御開相成候様、御懸合可申積にて、既に英蘭政府とも打合相濟候得共、段々御談承り候え、御國御迷惑とも可相成候間、當時御開相成候三港共、其代りとして、無税の商賣御許相成、和親の意を被表候はば、兩都港即時御開を相促候儀は、勘辨可仕趣、意外の難題申掛候。

意外の難題

全く彼等に取りては、意外の難題であつたかも知れないけれども、兩都兩港の開市開港を、即時に實行す可く、武力もて相ひ迫ると云ふ一件は、既に往航の途中上海にて、英國公使アルコックに邂逅して聞き得たるところなれば、此れは意外ではなかつたかも知れない。唯だ無税商賣の要求は、意外であつたらう。

【四〇】 池田等の上陳書(二)

手切の形勢

一體無税商賣と申儀は、西洋各國何れにも其例無之、僅に獨乙連合州早保等一兩國御座候由に候え共、右は固よりフレースターテンと相唱、國主も無之、國民寄合持の國柄に而、儼然一國と可稱ものに無之、對待の國にて、相互の商賣に、課税無之者は無之候間、御國(日本)にて無税の商賣御差許可相成、理無之、且御國にては、内地商民に、運上無御座、仕來御座候上は、猶更以御不都合の儀に有之、尤も即今御國一扁の御都合取計候譯にも候はゞ、亦格別の儀に御座候得共、左も無之候て、右様の次第に至候事、何分承諾難仕、精々談判を盡し罷在候内、既に手切にも及可申勢も相見え。

斯る形勢が見え來るは、當然の事、然らば何故に寧ろ其の手切れをも頓著なく、其の談判を徹底せしめなかつた乎、以上の如く日本に於て、外人に無税の商賣差許すは不都合なりと知らば、何故に飽迄其の主張を支持せざりし乎、それは左の通りの辯明がある。

佛國の援助申出

未開の港市(二港二都)をも直ちに可開との意氣込にては、とても既開の港を

鎖候談判を受引可申模様は無之候得共、遠海の處、態々御使を被遣、和親御保續の爲、一時御國內、人心鎮定の御趣意柄、首尾詳悉、強て及辯論候處、彼方にても漸く折合候而、左程和親交誼御保續被爲、在度御趣意に候はゞ、外交妨害いたし候凶徒御鎮定の爲、佛國にては其軍賦を擧候而、御加勢可仕と申出候。此れは折合ではない、所謂奇峰天外より出づるものだ。

辭令懇親

此方心得方とは、意味合行違居候え共、和親保續の爲と申處に到候ては、彼我同歸の筋に有之、就ては右御加勢をも嚴拒候而は、矢張懇親と申御趣意相立不申、縱令彼方にて野心を相挾候情實可有之哉、難計候得共、辭令上無此上懇親の廉相顯れ居候事に御座候。

此の如くして彼等は甘くも佛國政府に籠絡せられた。

且鎖港の御談判受引不申候連、元々條理を以て相争可申儀に無之候間、強ち彼の曲とは難申候。

此れでは鎖港使節の使命は何處にあるぞ、彼等は却て佛國側の口吻其儘を採

用してゐるではない乎。

手切の不得策

既に井戸ヶ谷の事、長州一條、夫々及熟談、唯此一事を以て御手切に相成候而は、一體和親保續と申大眼目相立不申、何事も畫餅に歸し可申は申迄も無之、詰り彼方の毅中に陥り、却而兩都兩港御開の期限をば、彼等見込の通り、自から相促し候も同様の勢に可立到のみならず、長州へ各國艦隊差向け、戦争相開可申は眼前に有之候。

此れが彼等の佛國政府の申出に、曲從したる所以。

勢力均衡上の利害

且西洋各國の事情熟慮仕候處、何れも御國に垂涎仕居、只管事端を尋ね、罅隙相開可申存寄有之候得共、遠海の地、萬里の懸軍、持久の計行届兼候と、各國相争候釣合上、一己の利益を貪候場合に不至候とにて、先猶豫致居候姿に有之、歐洲各國の現勢に就て云ふ。

蘇士堀割の影響

然るに即今工事取懸り居候蘇土地峽堀割出來、歐洲各國の軍艦、喜望峰を不相廻、直様東洋へ相達し候様に相成候へば、海路三分の二を減じ可申。

以上は蘇士運河の開鑿が、西力を東漸せしむるに、至大の便宜あるを云ふ、是等は固より佛國側の口吻其儘と見る可きもの。

將御國に於て、各國へ被爲對御信義相立兼候事共差重なり、各國の怒を挑候に至り候はゞ、其期に臨み、不期して連合いたし、彼堀割の成功を以て、彌東略の志逞く可致被存候。

此れも亦た佛國側の口吻生き描しであらう。

世界を敵とする危険

且御國方今の御模様、反顧仕候へば、公武御合體の儀は、今般御上洛の一舉にて、彌以御首尾相整候事とは奉存候得共、猶人心折合の場合にも至り申間布、内地人心一和不仕候上、海陸御軍備いまだ御充實不相成候て、五洲萬國御敵に被引受候事は、暇卵の勢、安危存亡如何可有之哉、乍恐御無算の至に可有之奉存候。

世界を敵とするの危険を云ふ。

右様中外の形勢、參互勘辨仕候へば、唯今の内に、世界萬國に並立可被致御自

立の工夫、第一に御盡無之而は、不相成候、其爲には御國內反覆の者は、幾重にも御力制御座候而、政府の御威權確と相立、外國よりは可申立辭柄無之、將可伺衅端無之様御仕向、條約の明文、確乎御履行、懷綏の御趣意相貫、將海陸二軍共充實の御備、早々相立候御運に相成候様仕度事に御座候。此れは如何にも尤千萬なる意見だ、此れでこそ彼等の巴里行も、徒勞ではなかつたと云ふ可きだ、但だ彼等が外國の力を假り來つて、内訌を制せんとするに至りては、沙汰の限りだ。

【四一】池田等の上陳書 (三)

西洋各國互に隙を伺ふ

將又西洋各國の動靜相探り候處、互に隙を伺ひ、併吞を計居、別而普魯士の武威、漸く盛にて、近傍國々を凌候勢に御座候より、三五年を不出して、可及大亂

日本不行
屬暴露

兆も相見え候間、御國內御鎮壓被爲計、内治御行届に相成候上、各國分裂の虚に乗じ、如何様共御畫策も可有之、然る處唯今破約の曲名を被爲負、各國合縦いたし候はゞ、歐洲は却て無異に歸し、御國のみの災害と罷成候儀に有之、夫是の處、篤と熟慮仕候えば、今更申上候は、恐入候得共、御國內の不折合より、政府の思召には無之とも、不得已鎖港可被爲施との儀は、無御據筋には候得共、此度此地にて懇談を受候所に照し候えば、前にも申上候通、和親保續との手段は、彼此行違合候得共、右に而西洋各國の所見をも推考候えば、何れも同様に可有之、右等に對し、御趣意柄説明仕候は、彼等に於而何等の感念をも惹起し可申には不足候而、却て御國政府の御不行届を露し候筋に相當り、徒に侮慢を長じ、窺竅を來し可申、乍恐御國辱の一端にも可有之候。

是れ彼等が鎖港談判を撤回したる所以、以下は更らに一層を進む。

難題申出
の恐れ

況んや右の儀を以て、御條約の御違背と申立られ、御失信の廉を以て、何等の難題可申出も難計、事體無據、手切の談判に及候はゞ、大切の御國事を誤り候

佛國軍艦
讓渡の申

儀と苦心仕、猶以誠意を主とし、曲折談判仕、彼無税の請求も力て拒絕いたし、且鎖港談判の儀は、彼方申立も篤と勘辨いたし、其旨本國へ可申立旨に應接切り上申候。

以上は此方の態度。

然處彼方にては、鎖港御談判の處は、幾應御談判御座候とも承諾難致、且英國はじめ何れの國々にも必らず拒絕可仕儀に有之、乍然御國政府において、外國との和親保續の爲、種々御苦心被爲、在候御誠意は、御使の口上にて、國帝にも全く了解相成候に付、御國に武備御擴張の爲、軍艦も御入用可有之に付、御國に對し、格別の懇親を表し候爲、自國海軍隊の内より、軍艦御讓可申旨申聞候。

此れは佛國より軍艦の押賣ではないが、兎も角も、軍艦を讓渡するとの申出だ。佛國政府の底意は、果して何れに存する乎は料り難きが、第一には佛國の勢力を、日本に扶殖し、第二には日本政府の驕心を博するにあつたことは、云ふ迄も

談判取ま
とめ理由

なし。

此迄談判候處にて、兩港市御開の代り、三港無税と申立候ヶ條も、確乎たる口上には無之候得共、先此方鎖港の談判と引分れ候委にて、長州へ軍艦差向候義は、使節歸朝の上、政府の御處置を爲待可申段も、談判通り承諾を表候運に相成候間、右を潮合と心得、談判相纏め調印仕候。

此れが所謂る巴里の廢約だ。此の條約の不合理、不都合、且つ國辱的であることは、其の當事者の重なる屬員田邊太一自身の認めたるところ、(參照 三六三七)

英また佛
同様

全體佛國儀は、前申上候通、鎖港一條には、稍手心も御座候處、既に右様の次第に御座候上は、此上英國に相越候も、最初同國より、御國へ差越候ミニストル、アールコックと、於上海面晤の砌、一と通御趣意柄申述候處、既に兩都兩港をも直に御開可相願位の心組に候上は、御談の趣は、於本國政府、快くは存申間敷旨申開、右にて相考候えば、幾重に申談候共、承引仕間敷事、眼前の儀に有之、英佛兩國既に如此御座候上は、外國々逆も同様の儀に可有之、將一兩國御同

兵機促進
の不利

意申上候とも、兩強國不承知の上は、御趣意貫通可仕見据は無御座、加之英國にては長崎において、當春私共出立の後、同國人へ切かけ候暴徒有之、今以御詮議不行届被爲在候哉にも相聞、旁々佛國のごとく、談判引分れ可申哉難計、且彼方にて公使を以て直に御國へ御懸合申候て、御應接振と、此方談判筋と、自然齟齬の事共有之候様にては、御不體裁は申迄も無之、無御據儀とは乍申、私共談判不行届より、兩國間の不都合引出し、御失體の上、彌兵機を促候場合に至り候得ば、萬死無償の罪は、申迄も無之、夫等の爲、蚌端相開候場合に相成候節は、得失成敗の數は、前申上通に有之候處、看々國家を陥入候次第に相成、且御國內隱然背叛の志を抱き候輩は、其機に乗じ、如何成奸計相巧申も難計、此の如く鎖港談判を、英國に持ち廻ることの不利を云ふ。

【四二】池田等の上陳書(四)

一先づ歸朝の理由

詰り外憂のみならず、内亂の程も、杞憂被仕候上は、益々以此上の處恐入奉存候間、私共再三評議を盡し、召連候支配向迄も見込承り糺し、筑後守(池田)、伊豆守(河津)内一人は、本地より引分れ立戻り、右次第申上、一人は猶引續き、御使相勤可申哉とも評議仕候得共、左候ては御體裁も不宣、且御使相勤候方にては、矢張從前の御趣意を以、談判仕候義に付、其間に又々如何様の行違相生じ可申哉も難計、此以恐入候義に奉存候間、兼而相伺置候通、一同一と先づ歸朝仕一體の事情逐一申上、鎖港の御談判より戦争を被招、和親御保續の御趣意、却て和親を被破候端と相成候事、無上の御失策に可有之と、被存候見込、不包申上候方、御爲め可然と評決仕。

最重要點

此れは一同申合せ、歸朝したる所以を辯疏したるもの。彼等の尤も重要とするところは、鎖港の御談判より戦争を被招、和親御保續の御趣意、却て和親を被破

再渡の念

候端と相成候事の一節だ。本來が鎖港した上の和親杯とは、思ひも寄らぬ了簡であつたが、然もそれは日本出立以前の妄想にて、巴里に到着して見れば、左様な蟲の善き話は、出で来る可き筈は無いのだ。

尤彌以御條約御保守、御交誼御永續の御根基相定候上は、猶又各國へ御布達の爲、使節被差遣候様相成可申、其節は再渡可仕積申合候。

此れは鎖港政策を抛却し、幕府の方針一變後の事だ。

英佛蘭への中送り

但御使命の趣有之候國々の内、亞米利加、荷蘭兩國は、長州一條をも兼て談判可及筈に有之、英國にては、鹿兒島表の儀、事濟には候えども、一應は申談し置可申積、其爲御國書も御座候事に付、右三國へは、別段私共より、政府宛書簡差送り、一と先歸國候趣申遣候。

(朱書)右の内、英國にては、當地(巴里)在留上等公使より、其外務大臣の旨を傳へ、條約に違犯候事は、女王に請ふも其詮なく、これを論ずるも、徒爾たるべき趣、返書差越候。

巴里より
由朝の理

外李漏生、魯西亞、葡萄牙へは、當地(巴里)在留の各公使へ、斷返の書簡差遣し、瑞西國は、御條約濟の廉のみにて、被差遣候儀にて、外國々とは、別様に御座候えども、緊要の談判向を差置、廟議相伺候爲、一と先歸國仕候際に臨み、同國のみに罷越、時日を延稽可仕所謂も無之間、是又同國公使へ、同様の書簡差遣し、當五月廿五日英國飛脚船に乗込、歸國仕候。

以上が其の列國への使命を果さずして、巴里より歸朝するに到りたる理由の申譯けだ。

以下更らに彼等の意見を開陳し、幕府當局者の啓蒙を期してゐる。

國策五條

一體御自立の御基本、相立候には、御國內一和相成候事、尤以其根本にて、海陸二軍の御備は勿論、各國御交際上には、格別御注意被爲、在度、就而は彼我事情相通候事、第一義に御座候間、私共見込の處ろにては、第一辨理公使、歐洲各國へ被差置度、第二歐洲のみに無之、宇内獨立の邦國には、何れも和親條約御取結相成、萬一の節、伐謀伐交の御方略有之度、第三海陸二軍の方法は勿論、治國

經濟等の道、西洋の所長を被爲取候ため、留學生御遣し相成、修行爲仕度、第四西洋諸國新聞社の通信相聞、彼我の事情相通候様仕度、第五御國民自在に外國に相越、商賣は勿論、彼方學問事情爲心得候様仕度、夫是の次第は、別紙申上候通に御座候間、篤と御熟覽被下度奉存候。

以上の五個條は、何れも經世有用の意見にして、當時に於ては、何れも急務中の急務であつた。

朝廷への
申出

私共申上候通、鎖港の儀は御見合相成候とも、此より自立の御基本被爲立候所に、御從事被爲在候は、即御國體を被爲重、御國威を被爲輝候儀にて、外國に對し、不信不義の誚を不被爲受、却て彼方に信義を失候事體御座候えば、此より御糺し可相成、根基を被爲据候御事御座候間、尊王の御趣意において、此上も無之儀、因以宸衷をも可被爲安御事と、乍恐奉存候間、京都表へは、私共實地目撃の上、申上候前文の次第、御沙汰之次第に依り、直に申上候様仕候はば、御氷解相成候儀と奉存候。

果して京都の氷解を得可き乎、否乎、それは保證の限りでない。けれども彼等の意氣込だけは買つてやらねばならぬ。

交換文書
差添

依之私共佛國在留中、對話書、並爲取換候約書、扶助金受取書、原文、譯文共、及私共巴里引取の節、外國政府公使等へ差遣候書簡寫同返書、並英國外務大臣の旨を傳へ候同國上等公使の書簡、原書、譯文、將私共進退に付、彼是の嫌疑を防ぎ候ため、播告爲致候新聞紙、原書、譯文相添、此段申上候。

此れは元治元年七月池田筑後守、河津伊豆守等の名によりて上陳したるもの。當時に於ては、此れは引かれものゝ小歌同様の待遇を受けたるに拘らず、尙ほ其中の或る部分は、極めて時勢に適切なる意見であつたことは、何人も今日に於て之を疑ふものはあるまい。

〔四三〕 池田等の世界列國と條約締結の意見書(一)

意見書本
文

尙ほ最後に池田筑後守等が、元治元年七月歸朝の上、左の如き意見書を上りたる一事を、記載するの必要がある。

門市延期
使者派遣

西洋各國並東洋國々と、條約御取結の儀に付、申上候書付。
去る寅年(安政元年)以來、亞國を始め、英佛其外五ヶ國と、條約御取結相成、尙追て諸州共御取結可相成運に可被爲、在候處、一時御舊制御改革の際に臨み、御國內人心一致不致、種々の御不都合を醸成候に付、右人心折合方を、被爲付候爲め、既に御取結相成八個國の外、當分條約御取結の儀、御斷相成候のみならず、兩都兩港開市延期の儀、態々御條約濟國々へ御使被差遣、被仰談候御趣意は、行届候得共。

此れは竹内下野守、松平石見守、京極能登守等一行の事を云ふ。

鎮靜特使
派遣

尙人心一和の運にも、赴不申、追日御不都合の事のみ折重候に付、鎮靜の方略

を被爲立候爲め、又候此度神奈川港鎖閉、其外談判の爲め、歐亞各國へ爲御使、私共被差遣候處。

此れは池田筑後守、河津伊豆守、河田相模守一行の事を云ふ。

聊存付候次第も有之、佛都巴里より、一と先立歸候趣は、前紙申上候通の儀に付〔參照 三七—四二〕何れにも御國內、人心の折合方は、御威力を以て、御鎮壓被爲、在候より外良善の御處置有之間敷、就ては私共經歷中、目撃耳聞仕候處を以て、熟慮仕候に。

然も如何せん當時の幕府には、其の威力の持合せが無かつた、以下即ち各國と條約締結に付ての意見を開陳す。

歐洲現状

方今歐洲各國の形勢、強弱大小互に併呑の意を醸居候得共、瑞西、白耳義等の如き、微弱の小邦にても、大國強邦の間に、巍然特立いたし、對待の禮を以、好誼交接を全く致居候は、餘の義に無之、唯々條約取結信義を以、相交り、彼此持合の勢より保存仕候儀にて、善隣を以て、國寶の第一と仕候事に御座候。

條約締結の潮合

先づ歐洲の現状を説く。

於御國も西洋各國と對待の御突合被爲仕候には、此上自餘各國と條約御取結不相成候ては、御國御使のもの、其の外御國民等海外へ罷出候砌、夫是の差障有之、不都合に御座候而已ならず、四海萬國の内、彼是を被分候事、第一御交際の御名義もいかに哉に付、兼て御斷相成居候埃地利初其外國々、御使節被差立、御條約御取結相成候方、却て御國威も相立可申、假令御斷相成居候、歐洲中互に榮名を競ひ候、英佛其外國々と、條約御取結相成候上は、和親不相通、空手傍觀仕候儀無之、段は、判然致し居候儀にて、白耳義の如く、御約束御座候は、格別外國々、迎も、西班牙國の使節は、既に御國へ渡來致し候哉の風聞有之、丁抹國の使節は、昨年中御國へ向け出船仕候處、引續自國の戰爭差起候に付、半途より引返し候哉にも相聞、伊太利亞、瑞典等にも使節差立、條約御取結可相成願段、巴里在留の伊太利亞國公使、馬塞里在留瑞典國コンシニェルゼネラールより、私共面會の節申聞候儀も有之。

拒絕の難

此の如く列國より續々申込之れありて、今が條約締結の都合だ。

右様の運御座候上は、目今の處、御斷切可相成との見据は、何分無之、使節差越候期に至り種々御差拒被爲、在候後、萬一無御據御場合、竟に彼方申立次第、條約御取結相成候様にては、御國光を減じ候は申迄も無之、彼の輕侮を來し候様成行、御國內紛紜の物議を引起し、却て人心の不折合増長爲、致候筋に可有之と、深以心配仕候。

如何に拒絕したりとて、到底拒絕し遂ぐ可きではない、寧ろ彼より壓迫せられ、止むを得ず條約を締結し、外は彼の輕侮を招き、内は國內の人心を動亂せしめんよりも、彼等の希望を容れ、此際思ひ切りて、それ〴〵新たに條約を締結するに若かずとは、是れ池田等の外國より獲來りたる重なる土産の一だ。

【四四】 池田等の世界列國と條約締結の意見書(二)

各國油斷
ならず

以下は歐洲列強の形勢に就て、其の觀察したるところを語る。

且歐洲各國の形勢熟察候處、英佛等は、御國に垂涎いたし、岨端を伺居候は勿論、魯國は其間に乘じ、此地を獨占可仕存念不少、何れも御油斷難相成國柄に御座候處。

此れは英、佛、露三國と、我國との關係に就ての觀察だ、彼等何れも虎視耽々、我國に向つて垂涎しつゝある。

獨逸の形
勢

獨逸の儀は同盟連衡いたし候節は、歐洲中とても相敵の國有之間敷連、外國國よりも、常に合從不致様、仕向候抔との説も有之、於英佛等も、深く相憚り居候趣。

此れは普魯西を中心として、獨逸聯邦が成立したる曉には、歐洲第一の強國たる可しとて、列國何れもそれを恐憚し、それが成立せざる様、それ〴〵秘計を廻

澳地利の
状態

らしつつありとの説だ。當時の形勢正しく此説の通りであつた。
殊に澳地利、當時帝王少年の英主にて、前年佛國と接戦の節に、敗衄を取候事
杯、追恨いたし、治教軍務に勉勵従事いたし、好機會も候はゞ、昔日の辱を雪度
存念も有之哉に相聞、旁未だ條約御取結不相成候共、右等の國等へ、御條約御
取結相成居候得ば、萬一英佛等と、戦端を被爲開候節に至り、曲直の辨相立候
事に候はゞ、必一方の御助成と相成可申哉。

此れは獨塊と相ひ結ばゞ、萬一英佛と戦端を啓くことあるも、若し正我にあり、
曲彼にあらば、中立の彼等は却て我に味方するも、未だ知る可からず、兎に角彼
等と相ひ結んで、英佛兩國を牽掣するは、決して不急の業でないことを説く、當
時普魯西とは既に條約調印成りたれども、塊地利とは未だであつた。

以夷制夷
の策

右等の邊深く勘辨仕候得ば、目下御突合相殖、却て多事の端を醸し可申杯と
の説も有之候得共、諸國へ御條約御取結相成候て、以夷制夷と申如き御方略
被爲在候方、御要務奉存候。

支那の形
勢

夷を以て夷を制すとは、支那人得意の慣用手段であるが、當時の日本では、一般
の人氣は、未だそれ程迄の融通性は出來てゐなかつた。されば、斯る意見は、當時
に於ては、先づ以て卓見の一に數へねばなるまいと察せらるゝ。

將又支那の儀は、僅かの海上を隔居候隣邦にて、國産も夥敷、外國人共の兩間
に介居、利益を得る事不少段は、即ち第五別紙申上候通に候間、通商貿易相開
候はゞ、莫大の御國益と可相成は、勿論、歐亞諸洲へ渡航通商御差許相成候節
は、航海の要所にも有之、旁以和親御條約御取結有之候様仕度奉存候。

此れは尤なる意見だ、畢竟彼等は上海や、香港にて、支那貿易と支那が、列國の間
に介在して、如何なる位置に立つかを視察し、斯る結論に到着したものであら
う。何れにしても日本の革新の氣運と、日本に對する新なる刺激とは、上海を經
由して舶來したるもの少くなかつた。殊に改革に必須なる武器や、船舶の如き
は、其の尤なる物であつた。

交易の利

且東洋にても、朝鮮、並安南、暹羅、緬甸等の儀は、物品稠産の邦柄にも有之、自然

御國益の一端とも相成可申候間、是又憐遠善隣の御廟算被爲建候様存候。是亦た一隻眼だ。

右等方今世界の形勢、得失利害の處、厚御注意被爲、在第一別紙申上候通、西洋各國へ辨理公使被差遣候砌、御條約取結の儀、御委任相成、各國都府へ被遣、條約御取結相成候様仕度、右私共見込の第二條に御座候、彌御採用可被爲、在儀に候はゞ、委細の手續は、尙取調可申上候、依て此段申上候、以上。

子七月

後人から見れば、極めて平々凡々たる意見であるが、當時に於ては、經世有要の卓見と云はねばならぬ。此れが歐洲へ特派せられたる鎖港使節の請來とは、頗る意外であるが、然も其の意外なる所に、此の意見書の價值がある。

第八章 長州藩士の洋行

【四五】 井上、伊藤の洋行

四國砲隊
の馬關砲

池田筑後守一行が歸朝し、幕府が彼等の締結したる巴里條約を廢棄する旨を、佛國公使に廻答するや否や、四個國の艦隊は、相率ゐて馬關に向つて去つた、而してそれが即ち英、佛、米、蘭の馬關砲撃である。されば順序としては、記事は、之に向はねばならぬ。

井上伊藤
の幸運

されど此の馬關砲撃に就ては、其間に奔走、斡旋したる二人の洋行書生あることを知らねばならぬ。それは井上聞多と、伊藤俊輔である。従つて姑らく彼等の洋行に就て、語る可き必要がある。均しく防長人である。然るに安政元年三月二十七日、吉田松陰、金子重輔の兩人は、伊豆下田港に於て、私かに米艦に搭じて洋行せんと欲し、事破れて投獄せられ、之に反し井上伊藤等が首尾克く成功した

従前の海
外渡航者

るは何故であつた乎、それは彼等の運によるであらうが、重なる理由は、その間約十個年に於ける時勢の變遷の然らしむるものと云はねばならぬ。
新見、村垣、小栗等遣米使節の一行、木村、勝成臨丸の太平洋横断の一行、竹内、松平、京極の二都二港開市開港延期談判使節の一行、横濱鎖港談判として、池田、河津、河田の一行、何れも若干の人物が、偶然に其の隨行者となり、或は特に海外の知識を得可く、方便として其の從者となりたる輩もあつた。その以外に、幕府からは、外國に軍艦註文と同時に、海軍傳習生を派遣したることもあり、薩摩、肥前など、何れも皆なそれぞれ表向きは脱走出奔の名にて、其事實は之を派遣し、若しくは黙許したる例も、文久の末から元治の頃にかけては、往々にして是れあつた。而して安中藩士新島七五三太(義)の如く、一私人として、元治元年六月十四日の夜、箱館より米國商船に搭じて、洋行の志を遂げた者もあつた。

長藩攘夷
の眞相

從來日本全國中に於て、攘夷論の火元は、水戸であつたにせよ、當時は長藩が其の藩力もて之を鼓吹し、且つ之を實行してゐた。されば全國の攘夷論者は、皆な

井上等航
海術學習
の命

長藩を中心として、之に會湊した。然るに、其の中心から、井上、伊藤等の洋行生を出すと、如何にも辻褄の合はぬ話であるに拘らず、其處に長藩の攘夷は必ずしも眞の攘夷ではなかつたことが判知る。

抑も彼等の洋行の徑路は、銘々の自發的志望であつたが、長藩政廳は、それを聞届け、それを援助し、それをして其の志望を達成せしめた。此れは文久三年四月の交であつた。乃ち四月十八日志道(井上)聞多は、世子長門守定廣の近侍職を免じ、繁澤石見の家臣山尾庸三を擢で、士席に準じ、野村彌吉を加へ、三人に五年の暇を賜ひ、航海業の修業を命じた。その諭告は左の通りだ。

内願不許
容

三人御暇被下候は、於子下宿心遣仕、外國へ渡航し、學校へ入込、修業仕度由、兼々内願之趣被聞召上候處、此節之時勢にては、幕府へ御申立にも難相成候間、右内願之趣、御許容難相成候間、右内願之趣、御許容難被仰付候。

此の如く一應ははねつけながら、

五年御暇

乍爾一旦兵端を開、絶交之上にては、外國の長技も御採用之思召も難被行届

候儀に付、三人共五ヶ年之間御暇被下、御暇中於于下宿志を遂候様心遣仕、後年に至り罷歸り候はゞ、海軍一途を以、御奉公仕候様心掛可申之旨、御内命被仰聞候、但三人へ對し、稽古料として、御手元より金子可被立下候。

遠藤伊藤
き加

如何にも彼等三人に取りては、仕合の事であつた。而して彼等三人以外、遠藤謹助、伊藤俊輔兩人も亦た參加した。謹助は小幡彦七によりて此行を企て、俊輔は京都に於て、横濱に赴き、舶齋の兵器を購ふ可き命を受けたが、其事は横濱に賣品なき爲めに成らず、遂に窃かに脱して一行に加はつた。

一行の出
發

當時外國行は、固より國禁であつたが、志道(井上)等は窃に英商ジャーデン・マデソン商會の支配人英人ガールに頼り、此行に就くを得た。彼等は乗船前斷髮し、夜中密かにガール居館の庭に入り、屏息して乗船の機を待つてゐたが、會まじい心變じ、其行を拒まんとした。然るに志道等は既に洋行の意を決し、且つその爲め斷髮さへしたから、固より中止す可きでなく、大いにガールと争ひ、遂に其志を達するを得た。而して一行何れも上海に抵り、此より井上、伊藤は共に一

帆船に、遠藤、野村、山尾は他の帆船に、兩組に分れ、各々喜望岬を廻りて英國に向つた。而して彼等は航海中水夫の役に服し、頗る艱苦の限りを極めた。

【四六】 井上、伊藤等洋行の経緯 (一)

藩要人の
援助

長藩の書生—井上、伊藤—等の洋行に就ては、固より當人等の自發的志望によるは勿論だが、藩主若しくは藩の要人よりの援助によりて、それが成就せられた次第は、左記に徴しても分明だ。此れは江戸に於ける長藩の用達大黒屋榎本六兵衛の手代、佐藤貞次郎の記する所だ。

周布の希
望

一日周布政之助君と、小幡彦七君との書翰にて、一方の茶屋より、予を迎に遣はされし故に、直に同所に至るに、時正に燈を點ずる頃なり、依て案内を乞ひ座敷に至り見るに、右兩君烟草盆に向ひ、端座して居玉ふ、予進んで一禮して

了る。其時周布君云く、貞次郎に改めて頼度ことあり、其の次第は、長州に於て一の器械を求度思ふなり。其の器械と云ふは、人の器械なり。如何にも周布其人の口吻らしい。

野村山尾
派道の心

今熟々世態の成り行きを考ふるに、尊王攘夷は勿論にして、諸藩輿論の赴く處なれども、是は一旦日本の武を、彼に示すのみ。後必ず各國交通の日至るべし。其時に當て、西洋の事情を熟知せば、我國之一大利益なり。依て其時に用る所の器械として、此度野村彌吉、山尾庸三の兩人を、英國に遣し度思ふなり。其儀に付ては、英人ガールも略承知の由なれども、周旋は其方を見込み頼み度思ふ故、密事を吐露するとの一言に。

如何にも周布其人の見識と意氣とが言外に看取せらるゝ。

佐藤の幹
旋引受

感憤し答へて云ふ。予(佐藤貞次郎)を見込での御頼み、一命に換ても周旋可仕。小幡君云く、此事毫も他人に洩るゝことあらば、長州に二心あるが如し、可秘とのことなり。

攘夷論の中堅たる長藩なれば、さる心配は固より當然のこと。

予云く此件必ず他に洩すこと有るべからず、御安心下されたしと。然らば満足せり。夫より藝妓も來り、酒肴も出で、其夜十二時を過て、予は歸宿せり。

此れは京都鴨東一力樓にてのこと。

井上伊藤
参加

其夜志道(井上)聞多君、予が旅宿に來られ、心事密々の御咄しより、此度は非とも洋行致し度し。付ては右の次第、周布方へ申入を頼み度趣きなり。依て予周布君に行き、右の件々相談の中、伊藤君も斯の次第なる故、洋行の人は、彌四人と決定したり。

此の如くして、井上と伊藤は、野村、山尾に參加し來つた。而して何れも周布其人の一心にて運んだ。

佐藤横濱
著

扱又長州公より御馳走として、三本木の茶屋にて、終日の御馳走あり、福原清介君の御取持にて、桂小五郎、日下義介君も御出あり。其節加茂川鮎魚でんの味は、未だ忘れざるなり。夫より予は直に京都出立の心組なれども、四月十一

日朝天皇石清水八幡へ御幸被爲、在に付、二三日出立を見合せたり、彌其日に成りければ、午前三時頃なり、三條衣棚町に於て拜見す、諸大名の御供にて、誠に目を驚す壯觀なり、同十三日京を出立し、尾州名古屋に所用あるを以て、同所本町六丁目桑名家に投宿す、伊藤君は四月二十日頃、江戸屋敷を差し御下り、其節宮宿より、書狀を以て右の趣、予が旅宿迄御通知あり、予は同月二十三日尾州名古屋を出立し、同月二十七日横濱に著す。

一行の手引者佐藤貞次郎は、此の如くして横濱に到着した。

伊豆藏の書力

扱又京都の件々、横濱には外に相咄す入無く、只伊豆藏店支配人善兵衛、常七と、主人六兵衛のみなり、時に六兵衛云く、此件は密中の密事大事なり、萬々一露顯に及ばゞ、大六一、大黒屋六兵衛一の身代は勿論、場合に寄ては、身命にも可拘なり、是は只横濱辨天通四丁目大黒屋貞次郎のみにて可引受、主人は不知こと、せん、併し萬一露顯の日に及ぶときは、金錢を以て、難を免るゝ道あらば、大六の身代を傾くるとも可相救、此度のことは無據ことなり、十分に力

を盡すべし、時に依ては假に暇を出すの日も有るべし、去ども給料、小遣は可送と云れける。

主人六兵衛としては、尤なる申分だ、此れ以上のことはあるまい。

佐藤報國一念

此言予(佐藤貞次郎)が心に於て、快とするや、不快とするや、去ども京都に於て命に換るの一言あれば、ケ様のことは、御國の爲とし思へば、耳にも不入なり、一諾千金、佐藤貞次郎も、周布政之助の意氣に感じ、一死を分としても、長藩書生の洋行を成就せしめんと決心し、此の決心は山の如く動かなかつた。

【四七】 井上、伊藤等洋行の經緯 (二)

大黒屋六兵衛手代佐藤貞次郎の所記は、尙つゞく。

洋行生横濱に集る

扱五月二日(文久三年)には、洋行の方々五名にて横濱に來り、或は神奈川臺町

下田屋に泊し、横濱、神奈川の中を往來す。其方々には、伊藤俊輔君、志道(井上)聞多君、野村彌吉(子爵井上駟)君、山尾庸三君、遠藤謹助君、外に村田藏六君(大村益次郎)、是は諸事周旋する人なり。又遠藤謹助君は、江戸御留守居役遠藤多一郎君の弟なる故、江戸屋敷に於て、俄に洋行を思ひ立しことなり。又英一番館の船に乗船し、洋行することは、山尾君とガールとの間にて事成れり。

此の如くして愈よ洋行生は二人より三人、四人、五人となつた。

洋行費用

斯て五人の方々は、御國元は脱走の由なれども、内實の云々有之ことなれば、江戸屋敷に於て、一人金三百兩、都合千五百兩の御手當なり。然れども其金過半は、品川に於て、支度其外雜費に消費し、入濱の節は、殘金少々のことなり。支度其外雜費とあるが、其の大過半は、恐らく遊蕩費であつたと察せらるゝ。維新後明治時代に於ても、洋行以前に、洋行費を遊蕩費に消失したる輩は少くなかつた。中には其爲め折角の洋行を中止、若しくは停止したる者さへあつた程だ。

尤其頃には、洋行別て嚴禁にして、未だ開けざるの時なれば、矢張内國を往來する便船同様のことに思ひ、金錢入用のことには、差て心に掛けざるなり。此れも或は然らん歟。

五千金の工面

時に村田君子に懇々語つて云く、洋行の人五名にて、都合金千五百兩の手當なれども、過半は品川にて消滅し、殘金は少々なり。是にて洋行成難し。一人金千兩當にても持せ遣し度思へども、江戸屋敷にては、逆も運び難し、何れかの道か金五千兩の工風は有之間敷や。其時予熟考するに、京都に於て周布、小幡の兩君、予を見込んで頼むと云はれしは、箇様の時にも有るべしと決心して、村田君に對して云ふ、實に急場のことなれば、外に工風の道なし、此上は主人六兵衛を欺く外なし。

此れは究策だ。

六兵衛を欺く

予主人六兵衛に對し申すことを、君傍に在て、其通と申さるべし、左すれば金五千兩は調達すべし、金を調べ、五名の方々首尾能乗船して後、緩々事を計ふ

べし。村田君云く然り。是は急場の方便にして、互に力を盡さば、敢て欺くと云ふにも有るまじ。何分にも宜しく頼むなり。

此の如くして佐藤と村田との間には、五千兩調達の申合をした。

金子調達

是に於て予村田君と共に六兵衛の所に行き申けるは、兼て内々御聞及も有るべし。此度長州公五人の方をして洋行せしむ。其手當金一人に付千兩づつ、都合五千兩なり。然るに乗船の出帆は急にして、金子未だ國元より到着せず。右の次第に付、金子到着迄金五千兩、其店にて一時取替の儀頼み度由、江戸屋敷御役人より申越されたり。此儀御承知の上は、常七と相談し、都合致すべし。村田君云く、斯の如くなれば、何分頼み申すなり。六兵衛云く、其儀は子細なし。但し商館の都合を計り、能き様に計ふべしと申されたり。

此の如くして兩人の共謀は、甘くも成就した。

此時村田君も予も、其喜び不一方、實に大願成就の心なれども、後日のことを考ふれば、又一層の苦心を帯びたり。是に於て直様爲替を以て金五千兩を調

達し、洋銀に引替へたり。此時の洋銀相場は、三十七匁五分なり。斯くて五月五日にも相成、其後乗船することに決定す。

此の如くして、彼等の所謂大願は成就した。

別盃を酌む

同日は佳節のことなれば、太田町佐野茂に於て、窃に別盃を酌むべしと、五名の方々、並村田君、常七等と佐野茂樓上に登る。酒酣にして、伊藤君慷慨の聲を發して云く、我等此度洋行すること、長州の爲のみならず、實に皇國の爲なり。又一首の歌を賦して云く、

大丈夫の恥を忍んで行旅も皇御國の爲めとこそ知れ

又志道君、遠藤君の歌あり、記録損失す。惜かな。

擬五月五日の夜、村田君を始め、五名の方々予が宅へ相會す。予は佳節を名として、見世召使、並家婢等に至る迄、寄席或は外へ遣し、家内人拂して後、洋行の方々髪を刈り、洋服を著し、緩々支度を調べ、其夜十一時過、英一番館に行き、ガール海岸より目出度英船に乗込けり。

英船乗込

以上は彼等五名の洋行に就て、その總てを語らざるも、能く其の事情、曲折を罄してゐる。中には其の時日等に就て、精確を缺き、定めて記憶違ひであらうと思はるゝ節もあるが、兎も角も一説として掲録する丈の價値はある。且又た彼等五名の自告書は別に掲ぐるであらう。

〔四八〕 井上、伊藤等の陳情書翰

金錢始末を明にす

尙ほ井上、伊藤等五人の者共は、横濱を發するに臨み、毛利登人、檜崎彌八郎、麻田公輔、桂小五郎に當て、左の書翰を贈りて、洋行に關する金錢上の始末を明白にしてゐる。

一 翰啓呈候。著之節に御座候得共、大公益御機嫌克、世子公益御機嫌克風順宜鋪定而御著岸と奉恐察候。尙又各老兄御壯御盡力奉欣喜候。

一 此度僕等遠行之儀に付ては、諸君不一方御配慮、御陰を以、從來之素志果し、誠に以生涯之御高恩、此時と奉存候。定て此迄放蕩無賴生事故、又も誤り候事歟と、御疑心も有之候事と奉愧恥候。最早確乎として、不動候間、萬々御安心是祈候。

如何に彼等が長藩要人の同情を恩に被たるか、判知る、同時に彼等が随分思ひ切つて是迄遊蕩したるかも判知る。旅費の缺乏を來したのも、半ば此れが爲めであつたことが判知る。

旅費概算

一 過月二十八日京都出足仕、當月六日江戸著、山尾事は、過る朔日著、三日英人ガールへ談じ候處、金談之事、誠に六ヶ敷由申候事故、七日直様横濱へ參り、ガールに應接仕候處、誠に克請合候得共、ロンドン著岸迄、船賃七百ドル宛、先四百斤位、中々貳百斤位は、風前の塵之様成者にて、其外一ヶ年之渡世飲食、衣服、算勘仕候得ば、千斤位無之ては、參り候ても、一ヶ年渡世六ヶ敷由、大きに仰天之至、併二ヶ年よりは、屹度彼之士官に召遣ひ、給金も遣候様申候、其上

此度ガール歸英仕候得ば、如何共仕られ候得共、中々戦争共に相成候得ば、引取不申由、左候得ば、稽古も不運び、御苦辛のみと申候て、彼も至て心配仕見候上にて、千斤位と申事故、誠に承り、茫乎と仕、方便に困窮仕候得共、男子立志萬里之波濤凌、事業を期候者、四千哉五千之金に窮し候て、遂に不得果事、不本懐事と奉、存候故種々愚考仕候處、米利堅へ注文之砲之引當として、一萬兩餘、江戸邸に有之候様子、兼々承仕候て、相頼申候。

此の一萬兩なるものは、毛利家に於て、麻布檜屋敷穴藏の非常金にして、伊藤が横濱に於て、武器買入に充つ可き命を受けたる金員は、即ち此れであつたと察せらる。

乗船約成

然る處若し彼疑心を起し候ては、宜からざる事と心得、斷然弟之大刀を、彼之ガールへ、日本士官魂之此場に候故、汝に是を讓候とて、遣し候處、彼も誠に悦び、往先學業之順序、歸路之事迄も、懇篤に咄し、即坐にガール此度乗込候船將例之大町人ケーセキも當節參り合せ、四人面會、丸々引請世話仕、學業修行仕

伊豆倉の請負

らせ候段請合、誠に以愉快を極め候處、彼云、左候得ば、十二日朝出帆仕らせ候蒸汽船有之候付、是非々々十一日晚ケセキ内へ四つ時(午後十時)參り候はゞ、夜半過船將同道にて、乗組致させ候との事にて、衣服杯も彼より仕向置候て、只體と持合之道具類、十一日中に贈り方仕候様申故、約諾仕り歸り申候。前掲佐藤貞次郎の談話には、五月五日とあり(參照 四六、四七)、此れは五月十一日とある。前者は何かの間違であらう、五月十一日が確實だ。

五人にて五千金と相成候故、佐藤へ談じ候ては、中々不決の事と心得、直に伊豆倉へ談じ見候處、伊豆倉も請合、大きに安心仕、併伊豆倉之後難と相成候ては、不相濟事故、村田藏六へ委細相談致し、伊豆倉金、僕等より借用致候段檢證致させ候故、委曲藏六存居申候。

村田藏六が、此の事件に干係したる事は、佐藤貞次郎の談話と一致してゐる。萬一江戸表にて論未決候はゞ、藏六直様御國へ下り、條理辯解仕吳候様、頼置候間、此者より御聞可被下候。

大金押借の次第

此れにて愈よ明白だ。

併宿志を遂候半一念よりしてとは乍申形上不正之大金を押借、不届千萬之至、心事快くは毛頭不存寄候得共、餘り期限は迫り、一應御乞合之上、御指揮相待次第に候へども、右之策外手段無之、實に上へ對し、政府を偽り、侮り、犯法典、罪當萬死候得共、僕等此時勢中と申、公へも歎願仕、同志説をも不容、決志仕候事故此金故、落命も未だ不平に候間、留て潔く仕候よりも、一先不正の名を受けて進候間、定て上は元より、政府にも御憤怒奉、恐怖候得共、實に時日はなく、不得止之策、私共心事も御憐察可被下候、萬死之罪御暇中御免被仰付、歸期必々其罪に御行ひ被下度、僕等伏而是歎願仕次第に御座候、五人にして四千五百斤丈、永く拜借仕候間、此上は村田藏六、伊豆藏等餘り迷惑不仕候様、早速御送付奉祈候。

流石に放蕩書生であつた彼等も、此の押借一件には氣が引けたものと察せらるる。

斷要

一 胡冠を蒙り、胡服を著候事故、斷髮仕り、束髮は乘船之音信に差贈り申候間、御一笑く、豈甘爲之れにあらず、御憐察く。

一 春輔(伊藤博文)事は、京都において内々同盟決心仕候事に付、同行に仕り候譯は、彼人より別て歎願書御覽被下候は、相分り可申候。

外人一戦の決意

一 ガール云、過る五日薩之一條に付、罰金五十萬どる差出候約條にて、書物取替し置候處、案之如く虚言を申、實に幕吏と談判仕候ても決談無之、いづれ戦争と決心仕候。乍併當地にては、日本より兵端開き不申候得ば、當地(横濱)は關、攝海へ廻り、且根元は、薩州故、第一に其罪を大砲にて問候と申候、未だ異人之動靜、英之薩一件よりして起りし事のみと心得候様子、破約之事は未だ存外之様子に御座候。夫故米利堅其外も、皆々夫より起りし事と思ひ詰候へども、荷物は急速積歸し申候。横濱は幕より之固め二大隊位も入込居、生麥邊へは、彦根人千人位も出張、形之上は只今戦争之様に候得共、當地残り居候幕吏不殘、是迄之因循交易論一層張上候様子、一橋も八日晚、河崎泊りに候處、其夜

攘夷實行せられず

五六騎にて乗きり歸申候、此先は如何相成哉、十一日と相成候得共、格別破約之應接始まり候様子不承候。

此れは幕吏が攘夷の期限を、文久三年五月十日と、朝廷へ上申したる事に付て云ふ。

迎も應接始まり候も、五日哉、十日に決しは致し不申様被考候、右之廉廉見聞之荒増申上候、其内隨分兼々御保養爲、國御盡力は祈候、恐惶謹言。

五月十一日

聞 多
彌 吉
謹 助
庸 造
春 輔

(各自花押)

二白、幾重も金之儀は、不正之廉恐入候得共、飯食杯に遣ひ候譯にても無之、是も否様なければ、生た器械を買候様被思召、御緩容奉願候、以上
生きた器械、此れは周布が佐藤貞次郎へ語りたる文句だ、如何にも面白き文句だ、而して此の書面は、實に志道聞多(侯爵井上馨)其人の手に成りたるものだ。

第九章 長藩兩士の歸朝

〔四九〕 井上攘夷説を翻へす

長藩の
新知識
吸入

元來長藩では——薩藩も同様——海外に人を出し、新知識の吸集に注意する所少くなかつた。例せば文久元年の末、竹内下野守等の兩都兩港開市開港延期の爲め、歐洲へ派遣せらるゝや、賄方並小使雇人の名義にて、杉徳輔——後の子爵杉孫七郎——を、其の一行中に割り込ましめた。而して文久二年正月には、長崎奉行服部左衛門佐の建議によりて、幕吏を上海に派遣するに際し、高杉晋作を、其の一行中に加入せしめた。

山尾露
領
行き

又た山尾庸三の如きも、渡歐以前に、箱館奉行の所屬船スクーネル形龜田丸が、黒龍江へ日本の物産を積んで行くを聞き込み、小使の名義で、其船に搭乘し、ニコラエイフスクへ赴いた事があつた。又た文久二年八月、藩世子長門守定廣

山尾洋行
の志

——後の公爵毛利元徳——が、江戸にて攘夷の周旋中、横濱のジャーデン・マ
デソン商社の所有船ランスフィットなる蒸汽船を買入れ——後に之を壬戌
丸と改稱した——それへ志道聞多、大和彌八郎、長嶺内藏太、山尾庸三なども乗
組を命ぜられたが、何れも機關の運用を知らず、仍て海軍奉行勝安房守の塾に
機關學を學びつゝある藩士土屋平四郎を呼び出し、之を命じたが、土屋は未だ
實地に經驗なきを以て之を辭し、その師庄内藩の高木三郎を推したから、高木
を欺き、該船に誘ひ來りて、其の運用を試みしめたが、此れも思ふ様に出來な
かつた。斯る次第で、山尾等も、愈よ自から洋行して、之を學習するの必要を感ずる
に至つたのだ。而して井上が此志を起したるは、左の經緯による。

井上洋行
の志

そは文久二年山縣半藏、久坂玄瑞が、世子の命を奉じ、信州松代に佐久間象山を
招聘に赴きたるに、象山は之を辭し、且つ曰く、先づ我が國防を嚴にし、軍備を充
實するが急務だ。世界列國交通の今日、攘夷杯とは、到底實行す可からざる論な
りとの説を齎らし還つた。井上はそれを聞いて、攘夷不可能の説は、半信半疑で

木戸の志

あつたが、巨砲堅艦の必須は、大いに感發する所あり、遂ひに自から洋行して、其
の學術を究めんと志を起した。而して伊藤は實に井上に誘はれて、之に参加
するに至つたのだ。山尾と野村とは、前年英學修業として、箱館に遊學し、爲めに
井上が洋行の志を聞くや、強ひて同行せんと欲し、此の如くして、最初に井上、野
村、山尾の三人が、其の允許を得たる次第であつた。尙ほ木戸孝允も、蚤に此志の
存したることは、彼の日記明治二年五月十七日の項に、

英人ガールに面會す。ガールは攘夷の已前、即井上、伊藤、山尾等と、洋行を陰に
彼に謀る。彼一諾任其事。而して余其時已在官、義不能洋行。井上諸氏と訣別し
て、諸子を促して洋行せしむ。然るに却て洋行の人皆在世。當時在國の友、過半
黄泉の客となる。去今六年、實に人生の事不可知
とあるを見ても知らる。

井上攘夷
論を捨つ

斯る次第で、其中でも尤も氣の早き井上は、上海に著するや否や、攘夷論を抛ち
去つた。

上海に到着するや、公(井上)は甲板上に立つて、碇泊所の内外を看渡すと、軍艦、蒸汽船、風帆船などが幾百隻となく所狭きまで投錨し、出入の船舶も頻る頻繁を極め、その繁昌の景況には、實に一驚を喫した。初め公は海軍を興隆して、眞の攘夷を實行しようと思ひ、佐久間象山の話を聞くに及んで、その論旨と符合の點あるを喜んだが、攘夷(不可行)の一事だけは、半信半疑の間に在つた。而して上海に來て實際の景況を観るに及んで、深く感ずる所があつた。從來の迷夢は頓に覺醒した。即ち公は我が國人も攘夷の謬見を破り、開國の方針を執つて進まねば、將來國運の隆盛は望むことは出來ないのみならず、却つて自ら衰亡を招くことに至らうと感したのであつた。よつて公は伊藤に向つてその事を述べたところ、伊藤は、日本を出て、僅か四五日で、已に攘夷の初志を變ずるやうな事は、丈夫の恥ぢる所でないか」と、公の説を斥けて、同意しなかつた。公は、同志の士が、死を決して攘夷を實行しようとするのも、必竟我が國家を維持する目的であるから、海外の實況を視て、攘夷が到底實行し

伊藤不同意

井上開國論主張

難く、開國の方針でなくては、將來國家を維持することが出來ないことを覺知した上は、斷然前論を翻すのも、亦國家に盡す所以である」と、之を反駁したけれども、伊藤は公の論旨を、薄志弱行によるものと思惟したのか、猶同意を表しなかつた。それでも公は一書を裁し、上海で實現した景況を詳記して、攘夷の到底實行すべからざる情勢と、開國の方針を執らなければ、將來國家を維持することが出來ぬ理由とを論じて、之を周布政之助に贈つた。周布は公の書を一見し、僅かに上海に抵りて、早已に從來の所信を一變したかといつて、一笑したといふことである。(「世外井上公傳」)

井上の第一印象は、彼が一生を一貫した様だ。後來に於て、彼が歐化主義の魁となり、又た歐米諸國に對して、一種の優越權を默認したるが如き態あつたのも、恐らくは此れが爲めであらう。而してそれは或る程度まで、伊藤にも云ひ得られないことはなう。

【五〇】 倫敦に來り倫敦を去る

二組とな

彼等五人は、上海に於て、二組に分れ、帆船に乗りて、渡英することとなつた。一組は野村、山尾、遠藤、他組は志道(井上)と伊藤であつた。而して尤も艱苦を嘗め盡したのには井上、伊藤であつた。

帆船に託

當初の目的は海軍傳習であつた。然るに彼等は何れも英語に熟せず、上海なるジャーデン・マデソン商社支店のケスウィックが、彼是と其の志望を聞質すも、遂ひに要領を得ず、唯だ井上がナヴィゲーション(Navigation)の一字を記憶し、るたるを以て、此語を發したから、ケスウィックは、扱は航海傳習の事であらうと速了し、其の實地傳習のつもりにて、之を帆船に托した。

井上伊藤の艱苦

特に井上、伊藤の乗り込んだのは、三百噸のペガサス號(Pegasus)にて、彼等は一切水夫同様の勞役に服し、否な水夫等さへも彼等をジャーニーと呼び、隨意に使役した。中にも伊藤は下痢症に罹り、船側の横木に跨り、用を辨ずるに、風浪の爲め

に一掃し去らるゝ、危険あるを以て、井上は伊藤の身體を繩にて縛し、その端を錨を上下する爲めに設けたる小柱に結び、之を保護した。而して該船は上海解纜以來、一切何れにも寄港せず、倫敦に向つて直航したから、飲用水の如きも積込むを得ず、雨水を集めて水桶に貯へ、之を補充する程であつた。

井上伊藤の倫敦

此の如くして彼等は四個月と十一日を経て、九月二十三日漸く倫敦船渠に入つたが、船長船員等皆な上陸し、彼等兩人を置いてけぼりとしたから、兩人は朝食を喫せず、午餐を喫せず、殆んど空腹責めに遭うた。而して井上が辛うじて船内に忘物を取りに還りたる士官に請うて、其の同行を得、下等なる飲食店に案内せられ、鹽豚と硬麵包と、半熟の卵にありつき、やがて歸船せんとして、來時の道を忘却し、誤つて税關の門内に入り、大まごつきの末、税關役員に叱責せられ、漸くそれより人をつけて船まで送り還され、伊藤へ購ひ求めたる食物を頒ち與ふることを得た。而してやがてジャーデン・マデソン商社より迎の者に導かれ、汽車に乗つて旅宿に著したるに、彼等より十日許後に上海を發したる野村、

野村山尾の先著

山尾、遠藤等は先著して在り、然も彼等は井上等に比すれば、案外安樂に航海し來つたと云ふことであつた。

英語勉強

斯くて井上と山尾とはガワー街 (Tower street) なるクーパー (Cooper) の家に寓し、野村、伊藤、遠藤は、ドクター、ウィリアムソン (Doctor Williamson) の家に寓し、何れも蕃書調所編纂の英和字書一冊を相手に、英語を勉強することとした。

馬關外船砲撃を聞く

彼等の勉強は其效空しからず、英字新聞も、字書によりて、又た寓所の主人若しくは主婦の指導にて讀み得るに至り、殊に日本に關する記事には、尤も注意を拂うた。一日井上は、英國新聞紙上に、生麥事件の経緯よりして、艦隊を鹿兒島灣に乗り入れ、薩摩と開戦の記事を見出し、伊藤等と相會して、既に薩摩で攘夷の實行をやり出したる上は、長州でも必らずやるに相違あるまい、此れは容易ならぬ事であると憂慮したが、やがて五月十日以來、數回馬關に於て、外國船を砲撃したとの記事が出で來り、井上、伊藤等は、何れも額を集めて、此れでは如何なる禍機を惹起するも、未だ知る可からず、須らく斯る無謀の攘夷を止め、速に開

國の國是を定め、朝政を恢復するにあらざれば、國家の前途を如何せんと憂慮した。

井上歸朝の意

井上伊藤歸國決心

明くれば元治元年、長藩が馬關にて、外國船を砲撃したるに就て、若し幕府が相當の處分をせざるに於ては、被害の列國は、何れも自由行動を取る可しとの風評が、新聞にちらほら掲げらるゝに至り、井上は心機一轉、最早べんべんと此地に遊學する場合でない、速かに歸朝して、長藩の危急を開濟す可しとの意見を伊藤に諮つた。伊藤も勿論同意見にて、彼等兩人は、一死を分として、愈よ歸朝の志を決した。自餘の山尾、野村、遠藤の三人も、同時に歸國せんと申出でたが、兩人は之を諭して留らしめ、而して兩人は其旨をジャーデン・マヂソンの主管に告げたところ、懇ろに之を止め、姑らく此地に在りて、時機の到來を待つ可しと勸説したが、兩人は斷乎として其の決心を翻へさず、此に於て彼も漸く之を諒として、承諾したから、兩人は他の三人を彼に托して、愈よ歸朝することとなつた。此れが實に元治元年三月中旬であつた。

〔五一〕 井上、伊藤と英國公使

井上伊藤
横濱歸著

井上、伊藤の兩人は、歸心矢の如くあつたが、然も囊底の都合から、快速なる可き蒸氣船の代りに、又たしも風帆船を擇んだ。斯くて元治元年三月中旬倫敦を發し、喜望岬を廻航し、マダガスカル島に至るの際、大時化に出會し、非常なる困難を極めた。此の暴風は三晝夜に亙り、帆布は悉く裂け、船體も沈没に瀕した。船長は餘儀なく櫓を斫り倒すの命を下し、水夫は斧を執りて手を下さんとす。利那、風力漸次に減退し、漸く沈没を免れた。斯くて上海に著したるは、六月初旬の頃にて、此れより蒸氣船に乗り換へ、六月十日頃横濱に歸著した。

兩人留守
中の事件

彼等が日本を去りたる約一個年間には、種々の事件が発生した。文久三年五月十日、所謂攘夷の期限の當日の夜、米國商船を馬關海峡に砲撃して以來、蘭、佛、英の船艦と戦ふ五回に及び、六月朔日の戦ひには、我が庚申、壬戌の二艦を、米艦の爲めに撃破せられた。然も此の攘夷たるや、長藩の獨り角力にて、誰も此れに

禁門變

應援するものは無かつた。但だ薩藩は生麥事件の報復として、英艦が來襲した爲めに、文久三年七月二日應戦したるだけであつた。斯くて御親征の議は持ち上り、長藩は其の急先鋒であり、同時に其の中堅であつた。而して八月十三日大和行幸の御沙汰が出で、愈よ實行と云ふ曉に、八月十八日のクーデターあり、長藩は堺町御門の守衛を罷められ、三條實美卿以下の七卿を奉じて西下するの已むなきに至り、形勢全く一變した。斯くて長藩は外には英、佛、米蘭の敵を受け、内は朝廷の勅勘を被り、内外板挟みの窮境に擠され、今や進退維れ谷まり、その極遂ひに元治元年七月十九日禁門の變となり、長藩の兵は、一敗地に塗れ、其の重なる者は大半或は討たれ、或は自殺した。此れは兩人の歸朝後の事であるが、彼等は固より潜匿の身、所謂日蔭者であれば、斯る事件に干係す可きものではなかつた。

井上伊藤
馬關砲撃
阻止運動

扱も井上、伊藤の兩人は、横濱に歸著するや、直ちに英國領事ガワーに面し、其の歸朝の理由と目的とを告げ、彼も亦兩人に向つて、英、佛、米、蘭の四國艦隊が、馬關

攻撃の企圖を語つた。此に於て兩人は直ちに英國公使に接見して、姑らく其の攻撃の期を緩めしめ、其間に於て、攘夷の藩論を一變せしめんと欲し、ガワーによりて、譯官サトウに面談し、その紹介もて英國公使アルコックに會見した。公使も兩人の志を諒とし、三個國の公使と協議の上、確答す可しと云うた。譯官サトウは、即今幕府の偵察が嚴重なるを以て、居留地内の外人ホテルに投宿す可く、而して其の身分の暴露を避くる爲め、斷じて日本語を用ふるなからしめた。さればホテルの日本人ボーイ等は、兩人を葡萄牙人と思ひ、吝な奴とか、貧乏野郎とか、高聲に種々の惡口を浴せかけた。固より兩人を以て日本語を解せざるものとして、而して其の蚊帳を徴するや、此の毛唐め、勝手の譚話をぬかしやがる。穴の明いた蚊帳でも釣つてやれなど、散々に罵り、粗惡なる蚊帳を齎らし來つた。然も兩人は外人になりすまして、知らぬ振りし之を聞き流してゐた。

兩人外人
と看らる

兩人の決
心

ホテルに滞在する二三日にして、英國公使の招に應じ、夜中公使館にて公使と會見した。公使は三個國の公使等も、兩人の意見を容認したから、速に歸藩して

盡力せよとて、四國公使より、長藩主へ與へたる書翰を交付した。公使は兩人に向つて、若し君等の意見が容れられざる際には、再び英國へ渡航するの意志あるやと訊うた。兩人は否々飽迄其の所志を果たす決心であるが、萬々一聽かれざるに於ては、已むを得ず攘夷軍の魁をして、貴國の砲彈に中りて、斃れんのみと言ひ放つた。公使は其志を壯として、手を拍つて讚嘆した。

英公使と
の約成る

斯くて兩人は身分を匿くして、中山道を潜行し、美濃路より中國路を経て歸國するには、約三十日を要する旨を告げたが、公使は英國軍艦もて、兩人を長州の近海まで送り、且つ上陸後一週間内に、同艦碇泊所まで決答を齎らす可しと要めたが、兩人は其の厚意を謝し、豊後水道中の姫島まで送られたく、且つ確答の期二週間を請うたが、遂ひに十二日の猶豫を與ふることとして、兩人と英國公使との相談は決著した。

【五二】 井上、伊藤の歸藩

兩人姫島著

井上、伊藤の兩人は、英國提督クーパー(Admiral Kuper)艦隊中のバロサ號(Barrasa)に乗り、六月二十日横濱を發し、二十三日姫島に著した。艦長は大佐ドゥエル、通譯官はエンスリー及びサトウの兩人、而して佛、蘭兩國よりも士官各一名同乗し、別に馬關海峡偵察用として、小艦コーモラント號(Cormorant)も亦た隨伴した。

山口に入

兩人は姫島に到着するや否や、直に漁船を賃して富海若くは三田尻に向はんと企てた。然も誰も之に應せず、仍て横濱にて買ひ求めたる日本服に著換へ、姫島の庄屋古庄寅次に嚴談し、漸く漁船を雇ひ、二十四日の朝姫島を發し、正午頃富海に著し、同地の船問屋にて午餐を喫し、直に三田尻に赴き、同地の代官湯川平馬に面し歸國の旨を告げ、直ちに山口に向はんとしたが、湯川は兩人に向つて、今や防長二州を擧げて、攘夷に熱中の際なれば、此儘にて乗り込むは危険千

君前會議懇請

萬だ、須らくその衣服を改め、護身の用意を爲す可しとて、羽織、袴、及び腰刀を與へたから、兩人は之を著用し、二十四日の晩、山口に著し、豎小路の萬代屋利七の家に投宿した。

開國意見上陳

兩人の歸著を聞くや、山田宇右衛門、波多野金吾(廣澤眞匡)、渡邊内藏太、毛利登人、大和彌八郎等の政府要人等相接して訪問した。彼等は互ひに別後の内外事情を相ひ語り、而して兩人は其の歸國の目的たる開國の意見を陳述し、毛利登人は、直目付の要職に在つたから、特に同人に依頼して、君前會議の開催を懇請した。

二十五日(元治元年六月)には、兩人政事堂に上り、家老浦靱負其他に面し、海外の事情を陳べ、攘夷に就て警告した。而して井上一人(伊藤は身分井上に比して卑かつた)召に應じ、敬親父子に謁し、委細に其の見聞したるところと、其の意見とを語り、速かに舊來の陋習を蟬脱して、開國の大方針に改正す可き所以を縷述し、藩主も頗る之を理解する所あつたらしく見えた。二十六日には更らに井上、伊

藤兩人を召見し、井上は前日の遺漏を補ひ、伊藤も亦た其の所見を開陳して退出した。

兩人賣國
の奴視せら

兩人の歸朝と其の開國説とは、直ちに山口一般に傳播した而して諸隊の士を始めとし、何れも兩人を以て、賣國の賊臣とし、先づ彼等を斬りて、攘夷の血祭りとす可しと敦囑いた。彼等兩人は四國公使の書翰を携へ來りたることは、要人等には内話したが、餘りに其の氣勢が劇しき爲めに、之を翻譯して、公然藩廳に提出するを敢てしなかつた。當時の藩士は、何れも兩人を以て、外國公使の命を受けて歸藩したるかの如く誤解し、彼等を以て賣國奴とし、若し公然その書面を提出せば、却て愈よ其勢を煽揚するに過ぎざるを慮り、藩廳よりその書翰の翻譯を命じたる時にも、唯だ其の大意を譯して、之を井上の親友渡邊内藏太の手許まで差出した。

君前會議

扱も兩人の希望通りに、六月二十七日には、愈よ君前會議が開催せられた。乃ち敬親、定廣の藩主父子之に臨み、家老以下要人皆列席した。其の人々は家老、穴戸

備前、毛利筑前、毛利能登、浦靱負、清水清太郎、藩政府員前田孫右衛門、山田宇右衛門、山縣九右衛門、大和彌八郎、渡邊内藏太、藏元役波多野金吾、所帶方村田次郎三郎、直目付毛利登人、世子定廣の奥番頭高杉小忠太等にて、井上は席末の中央に著座を命せられた。

井上の開
國意見陳

穴戸備前は先づ井上に向つて攘夷の藩是に反對し、開國の意見を主張する理由を推問した。井上は其の洋行以來の蘊蓄を傾けて、熱辯を揮ひ、攘夷の無謀にして、其極國家に禍害を來たすの多大なるを説き、此際速かに國是を一變して、開國の方針に改む可き所以を説明し、尙ほ藩政廳員の反問に對し、逐一答辯し、覺えず席の中央に進出した。而して尙ほ議論未だ罄くるところ無きに際し、會を配膳役が藩主晚餐の準備成りたるを報じたので、更らに他日を期して審議することとなり、一同退出し、井上は其の旅宿に還つた。

【五三】 井上、伊藤の復命

藩主馬關開戦の決意

井上の開國論は、藩主父子は之を諒とするも、即今の時勢とても之を實行する能はずとして、六月二十九日、藩主敬親は、毛利登人を井上の旅宿に遣はし、其旨を傳へしめた。此に於て井上は、藩政廳が防長二州を焦土としても、攘夷の勅諭を勵行するからには、藩主自身も亦た士民と討死の覺悟あるやと、其事を還りて藩主に質す可く、毛利登人に懇囑した。敬親及び定廣父子は、之を聞きて、井上の直言は一理あるも、今日は先づ馬關にて外艦と戦ひ、奉勅の誠意を明らかにし、而して後朝廷へ對し、雪冤の運動を爲すの外なしと嘆息した。而して六月三十日には、藩政廳は、左の布令を發した。

藩國布令

異船襲來之儀に付ては、追々新聞有之、其時々觸達被仰付、各怠慢無之儀は勿論之事に候得共、諸家御同志之御方々に於ても、御懸念被爲、在此御方へ御援兵之儀、御懸合相成、已に御人數被差越、候向も有之、御満足之事に候、乍爾他向

より之御助勢被爲請、却て御内輪立不被爲行届儀も可有之哉と、深く被遊御懸念候、就ては乍此上彌勉勵御確定之御趣意筋を奉じ、決戦之覺悟可爲肝要事。

外艦出動引延策

此の如く井上、伊藤等の開國論と反對に、攘夷の決心を、一入強調するに至つた。斯く布令は發しても、山口藩政廳は、京都と馬關との双方に兵力を分つての不利を察し、兎も角も外艦襲來の期を緩ふせん爲め、七月二日、毛利登人を、井上、伊藤の旅宿に遣はし、急に姫島に赴き、英國軍艦に回答を與へ、其の出動を延期せしむ可く命令を傳へ、左の訓令を授けた。

馬關に於て砲撃に及候始末は、叡慮遵奉、且於國體人心不折合之次第、其驗不尠事に候、乍併兩人相含罷歸申出候趣に付、今一應叡慮相窺、和戦いか様とも相決すべし、就ては餘日も無之事に付、期限延引九月中を乞ひ、若し其儀不相整襲來候はゞ、可及一戰段、應接被仰付候事。

と、而して慰勞として井上に十五兩、伊藤に十兩を、藩主から賜はつた。尙ほ藩政

應は別に左の布令を發した。

井上伊藤
への訓令

此度志道開多、其外英國より歸來、夷情報知の事件に於ては、不容易事に候得共、外夷掃攘之儀は、素より叡慮御遵奉之上、御確定に相成候事に候。夷賊之舉動に依り、今更御變革可相成儀無之、乍爾一應は被達叡聞、御決定之處、可被仰聞候得共、已に彼より申出候期限餘日も無之事に付、早々開多共外英船被差返、期限九月中延期之儀、左之通被仰聞候。

兩人英艦
長會見

と、左の通りとは、前記井上伊藤への訓令である。井上は伊藤と與に山口から三田尻に至つたが、俄かに下痢症に罹りたるも、疾を力めて船に上り、姫島に著し、伊藤と與に艦長ドウエル大佐及び譯官サトウ等に面會し、其旨を傳へ、併せて其の苦衷を披瀝した。彼等は固より斯る勝手な要求に應ず可くもなく、然らば是非に及ばぬ、最早砲火に訴ふるの外はないと言ひ放つたが、井上等も今は強ひて辯疏を爲さず、直に別れを告げて去り、英艦もやがて横濱へ向つて去つた。尙ほ上記の顛末に就ては、サトウ自身の著書「日本に於ける一外交官」A Diplomat in Japan)に同様の記事がある。その中にサトウが兩人と種々談話し、又た英國公使アルコックの覺書をサトウの日本語の師中澤健作(小笠原藩士の援助によりて、日本語に譯し、之を彼等に手交し、而して彼等が姫島を去るを見送りて、中澤は十中の六七までは、彼等は誠首せられ、再び彼等を見ることは出来ぬであらうと語つたと記し、又た井上伊藤の歸艦に就ては、左の如く記してゐる。

サトウ著
書の記事

兩人と艦
長會談内
容

兩人は他に一人の侍を同道した。而して兩人は山口に於て藩主に面會し、親しく四個國公使の書翰を手交したと云ふ。藩主は重臣と相談したが、藩主は其の書翰の旨趣を以て尤となし、又た到底西洋人と戦うて勝つ能はざるを認識するも、藩主は一度は將軍より、屢ば天皇より攘夷の命を奉じ、之を實行したるのみにて、藩主自身の責任ではない。此を以て藩主は京都に赴き、天皇に拜謁し、其の意見を開陳せんとするが、其の期間三個月を要するを以て、それ迄のところ猶豫を願ひたしとのことだ。

用ならば、若し艦が二三日出發を延引すれば、之を得來らんと告げた。此方では口頭では、到底四個國の代表者を満足せしむる能はざる可しと云ひ、彼等は然らば之を横濱に送り、同時に大君及び天皇の命令書をも發送す可きやと訊いた。ドウエル大佐は、それは貴藩主の勝手である。予の關する所でない」と答へた。

此れが表向きの廻答始末だ。

兩人一戰
覺悟

兩人は私かに予(サトウ)に向つて、藩主も實は外人に好意を持つてゐる。然も餘りに攘夷の極端に趨りて、今や取り返しがつかない。どうせ一戰無くては此の問題は片附くまい。

兩人の幕
府無視

兩人は幕府を無視し、外國公使は、大阪に抵り、朝廷の大臣に面會を求め、直接に條約を締結するの得策であることを入智慧し、且つ幕府を熱罵して曰く、幕府は内外貿易の利權を壟斷し、苟も貿易通商の發展す可き見込ある長崎、新潟など、皆な之を我有としてゐる。されば全國の人民何れも之を憤慨せざ

るものは無い。彼等が齎らし還りたる返事も、其の原語は、随分激烈のものらしく猜せられたが、彼等によりて恐らくは若干緩和せられたであらう。要するに幕府反對者と斯く十分に打明け話をしたのは、予(サトウ)としては之が最初である。

此の如くサトウは語つた。されば當時に於て、井上、伊藤の胸中には、既に倒幕の思想は、十二分に成熟したるものと察せらるゝ。此れが元治甲子禁門の變に先づ約二週間以前の事であつた。

第十章 四國艦隊の馬關砲撃

【五四】 講和の使命を果さず

長藩腹
に敵

英艦は横濱に向つて去り、井上等は三田尻に著し、山口に還りて復命した。而して眼前四國艦隊の馬關來襲を控へつゝ、世子定廣及び五卿は上京の途に就いた。此の上京は決して平和的上京ではなかつた。此の如くして長藩は、内外に、腹背に敵を受け、自から求めて死地に入らんとした。

馬關開戦
延期方策

然も藩の要人中には、せめて馬關の開戦だけは、其期を延ばしたしとの希望を懐く者もあり、その爲め伊藤俊輔(博文)を馬關に派出し、外艦に談判せしめんと議が出で來つた。而して寧ろ坐して俟たんよりも、井上の説を容れて、更らに伊藤を江戸に遣はし、直接四國公使に談判せしむることとした。而して同時に馬關駐在の佐世八十郎(前原一誠)及び赤福武人に向つて、外艦來るも直ちに砲

外艦來襲
の報

擊する勿れと訓令した。然るに豫て外情偵察の爲め長崎に派出したる南龜五郎は、七月二十二日馳せ還りて、英、佛、米、蘭の軍艦が、本月二十一日横濱を發し、馬關に來寇するの警報を齎らし來つた。

藩政善後の策

此に於て藩政廳は大いに驚き、兵備前を馬關の總奉行となし、井上聞多、杉徳輔（子爵杉孫七郎）をして應接の任に當らしめんとし、二十三日君前會議を開いたが、井上は此際となりては、時機既に晚れた如何に談判したとて、彼が應諾する見込は無いと之を固辭した。而して要人等に向つて、宜しく其の持説の通り、成敗利鈍を無視して、攘夷を力行せよと論詰した。會々國貞直人が、上京途中の世子定廣の使者として、京都の敗報——禁門事變——を齎らし、馳せ還つたから、會議は中止となつた。定廣は此報を讀岐多度津港に於て受取り、直ちに引返し、二十六日には、定廣及び五廷臣は三田尻に歸著し、藩主敬親は之を同地に迎へ、善後の策を講じた。而して東行の伊藤も亦た岡山より三田尻に引き還した。斯くて二十六日には藩の要人等は、三田尻より半里程手前の宮市なる小山勘

外患緩和策に決す

左衛門宅に於て會議を開いた。井上も亦た招かれて參會した。その後三田尻の御茶屋や、宮市の大專坊で君前會議を開いたが、腹背に敵を受けては困るから、先づ暫らく外患を緩むるの策を取る可しとの議に決した。其の外人と和すると云はなかつたのは、固より攘夷論者の激昂を憚りてのことであつた。斯くて敬親父子は山口に、五卿は湯田に還つた。

松島伊藤外艦に赴く

八月三日には、外艦十數隻姫島に來集したとの警報が達した。此に於て山口政廳では、松島剛藏、伊藤俊輔を姫島に遣はし、外艦と應接せしめ、馬關に於ては萬一を慮りて、戦闘の準備を爲さしめ、村田藏六、井上聞多を軍務に參與せしめ、特に馬關の守兵には、苟も彼より發砲せざる限りは、我より發砲する勿れと戒飭した。八月四日、松島、伊藤の兩人富海から小舟を籠して、姫島に赴いたが、外艦は既に四日の朝、姫島を發して馬關海峡に向つたから、兩人は空しく行過した。此に於て藩政廳は、馬關に赴き、外艦と應接せしむ可く井上に命じ、其の訓令には、更らに海峡通航自由を與ふるの一事を以てした。而して別に前田孫右衛門が

井上を馬關に遣す

同行することとなつた。彼等が齎らす所の外艦に與へたる書翰は左の如し。
昨年來朝命を奉じ、幕令に隨ひ、於下の關外國船を及砲撃候處、豈圖從幕府暴發の名を受け、却て朝命に違却するの姿と相成居候折柄、先般家來兩人歸使を以告諭之趣も有之候付、尙又朝旨窺定度、長門守及發程候處、未到著中、京都變動惹起、中途にして罷歸、其意を不得果、遺憾之事に候。此上は下の關進航差障無之様可致候、委細此者より可申述候以上。

元治元年八月四日

日本防長國主(花押)

井上は須らく藩主の名稱——松平大膳大夫——を用ふ可しと主張したが、外人に對して、君公の名を署するは憚りありとて、要人等は之に従はなかつた。尙ほ井上等が外艦と談判最中に、奇兵隊其他より發砲するなからしめん爲め、特に奇兵隊には、尤も警戒を要するから、それには前田孫右衛門と毛利登人とが之に當ることとなり、毛利を先發せしめたが、前田、井上の馬關に五日の朝著

發砲禁止

するや、毛利は既に同地にありて、奇兵隊總督赤福武人其他に向つて説諭最中であつた。前田は直ちに之に参加し、更らに藩主父子の意を述べ、藩議の在る所を示し、漸く彼より始めざる限りは、我よりは手出しをしないとの決答を得た。此れより先き外艦には戸田龜之助を遣はし、講和使が來るから、攻撃の猶豫を請うたが、彼等は二時間の猶豫を與ふることを同意した。然るに奇兵隊其他の説諭等に時間を費し、前田、井上が阿彌陀寺埠頭より、小舟を舩し、外國軍艦に赴かんとする際には、約束の時間より後るゝ一時間餘に及んだ。而して外艦は彼等が發せんとする利那に砲火を開始した。此に至りて此方よりも應戰した。前田は之を見て、涙を流し、嗚呼國事を誤つたと大息し、井上は亦た前田に向ひ、君は此地に留つて事の成行を見よ、予は疾り山口に還りて、事情を復命せむ。事既に此に到る。此上は極力奮闘の他は無けむと告げ去つた。

砲戰開始

井上、伊藤、山口に還る

而して伊藤は三田尻より山口に還り、高杉は萩より山口に到り、兩人相ひ伴うて馬關に赴かんとする途中、山中に於て井上と出會したから、井上は兩人と道

傍に於て、寧ろ一戦して、從來の主戰論者に實物教育を與ふるに若かざる旨を告げ、高杉、伊藤も亦た之を然りとし、三人相伴うて山口に向つて還つた。

〔五五〕 英國公使と武力解決

アルコックの平和解決策

四國聯合艦隊もて、馬關を攻撃するの策は、元來英國公使アルコックの發案にして、然も彼も是非とも武力解決を欲したるものでなく、若し平和解決が出来れば、之に過ぎたるものなしとして、井上、伊藤の懇請に任せ、彼等を姫島に送りたることは、公使が艦隊長官クーパー提督に與へたる書中の一節が、之を證明してゐる。

アルコックの井上伊藤觀

長州公の默許を得て、先年遊學の爲め、五名の青年を、英國に差遣せしが、其内二名(井上、伊藤)は、僅々數ヶ月間留學の後、彼等の君公が、外國船に向て、砲撃

を加へたる結果、如何なる危難の公に及ぶに至るやも料り知るべからざるを憂惧し、遂に歸朝せり。彼等は親しく英國の富力を實察せし結果を陳述し、外人に向て敵對行動を取るの極めて不可なるを上申せんが爲め、公に面謁を求めん事を熱望するものなりと云ふ。

此れは先づ井上、伊藤が公使に告げたる意志を、その儘掲げたるもの、以下更らに公使の意見がある。

自任講和使の要を認む

本職は双方(長州と四個國)に於て、斷然敵對行動を開始するの前に、先づ長州公と直接平和的交渉を爲すの、此好機會を逸せざらんことを切望して已まざるなり。本職は若し是等の青年が、幸にして山口(原註 即ち長州公の城下)に到達する事を得ば、即ち公をして本職等の平和的提言に傾聽するに至らしむるを得るは、敢て不可能の事にあらざる可きを信ずるものなり。然り而して本職等は、讐敵なる長州公をして、遂に良友否同盟者に變化せしむべし。故に本職等は此目的を達せんことを企畫すると同時に、斯の如き好機會を逸

せざらんことを努むるの最も至當なるを斷言するものなり。而して本職の同僚等も、亦同一の意見を有し、皆前記自任講和使を差遣するの急務なるを思考せり。

此の如き意味もて、英國公使は、兩人の懇請を容れ、彼等をして其の目的を達せしむ可く、其の便宜を與へた。然るに其の結果に就ては、公使は左の意味を、本國外務大臣ラッセル伯に致した。

長州公使
度改まら

本職は長州公に、其の頑迷なる政策を撤去すべき機會を與へん事を欲したりき。故に本職及米、蘭兩國公使は、日本語、英語及び蘭語の三國語にて認められたる覺書を二青年に託して、直接公に送呈したりき。然るに二十日間の猶豫は即ち無効に歸し、長州公の態度は、些しも變更を見ざるのみならず、其の回答の如き、纔に二青年が、極めて不正確なる口頭上の陳述に過ぎざりし。而して結局公は、天皇及び幕府の命に基き、其排外的行動を取りたるものなれば、則ち該命令取消の直裁を仰ぐ爲め、更に三ヶ月間の猶豫を請求したるの

みなりき。

と云ひ、更らに武力解決の理由として、左の一事を添加してゐる。

武力解決
の要

此時長州は更に燃食料等の缺乏に苦み居たる一米船に對して、砲火を加へたる等の事ありたるを以て、更に猶豫を與ふるの却て不可なるを見て、米、佛、蘭の三公使と會合の上、先任海軍將校等を招集し、遂に武力に依て、海峡の自由航運を謀ることとはなりたりしなり。

と、實は英國外相ラッセル伯は、成る可きだけ武力解決に由らざるを望む平和主義者であつたから、英國公使も、それが萬々已むを得なかつた事情を具申したるものだ。

池田筑後
守等の歸

然も事の此に到る以前に、英國公使をして、頗る當惑せしめたのは池田筑後守一行が、突然巴里條約を携へて歸朝したる一事であつた。若し此の條約が幕府に於て、承認せらるゝに於ては、佛國は單獨にて日本と條約を締結し、公使が企畫したる四國聯合の力を一にして、長州に當るの策は、空しく水泡に歸す可き

艦隊發航決定

であつた。然るに仕合せにも幕府は此の巴里條約を承認せず、それが廢棄に歸したから、其の事が確めらるゝや否や、四國艦隊は何れも馬關を指して發航するに至つたのだ。

サトウは此事に就て左の如く語りてゐる。

壓力は巴里條約を不承認す可く幕府の評議者に向つて、加へられた。而して不承認の報が、外國公使等に達したるは、八月二十五日(西曆)であつた。同日に公使等は、武力解決の必須なる旨の覺書に調印し、之を海軍總督に致し、而して四日後には、四國艦隊は愈よ公使の當初の計企通り、馬關砲撃に向つて乗り出した。

アルコック專決

されば馬關砲撃の一事は、英國公使アルコックが、自己の一了見にて、専ら之に任じたるもので、本國政府は關知せず、而して他の三國公使も亦た之に唱和したるに過ぎなかつた。

【五六】 四國艦隊の來襲

四國艦隊集合

四國——英、佛、米、蘭——艦隊は、軍艦十六隻、商船二隻、八月(元治元年)二日から三日の早晩にかけ、姫島に集合した。四日午前九時出發、三縱陣をなし、英艦九隻、旗艦ユリアラス(Euryalus)を先頭として、中央縱陣をなし、和蘭軍艦四隻は其の右に、佛艦三隻、米艦一隻は其の左方に、各小隊縱陣を作りて、馬關海峡の東口に向つて併び進んだ。長藩では既記の如く松島剛藏、伊藤俊輔の兩人をして其の期を延べしめんが爲めに、輕舟に乗じて、姫島に赴かしめたが、既に艦隊出發後に及ばなかつた。

艦隊海峡に達す

聯合艦隊は同日午後三時比海峡に達し、先頭艦の居る所、峽口を距る僅に二十七町、當時の大砲は、彼我共に口裝式にて、特に砲臺の海岸砲は射距離甚だ短く、其の十町に達したるを最長とする程であつたから、聯合艦隊は、此の短距離に投錨したるも、毫もその危険を感ずることはなかつた。

海岸偵察

斯くて各司令官は英艦コケット號 (Coquette) に搭じ、城山以西前田附近海岸上の動靜を偵察し、又た對岸豊前方面の狀況をも探り、晩に及び舊位置に復つた。此際長府の吏員數輩輕舟に乗じて、敵艦に近き、提督に面せんと請うたが、此れは固より偵察の方便にして、彼も亦た應じなかつた。

防禦各砲臺

今ま我が防禦の各砲臺に就て、觀察するに、永福寺、専念寺、龜山、細江等文久三年の攘夷戰爭に使用したる砲臺は、翌元治元年には荒廢に歸し、奇兵、膺懲二隊の前田、壇の浦に經營したる砲臺は、海峡一帶中、尤も強大なるものにして、之に次ぐは長府藩にて築造したる洲崎砲臺、又た之に次ぐは萩野隊の築造したる弟子待砲臺、長府藩の築造したる城山砲臺であつた。其他長府藩の築造したる杉谷、駕籠建場、紅石山等諸砲臺は、其實土壘にして、砲臺と云ふ可きものではなかつた。又た山床砲臺にも一門の海岸砲無く、而して上記諸砲臺中、最も多數の靑銅製海岸砲を具備したるは、奇兵隊惣督赤禰武人の管せる前田上下の砲臺にして、八十封度、二十四封度、十八封度等の海岸砲二十門餘を有し、之に次で奇兵

隊軍監山縣小輔(有朋)の管せる壇の浦砲臺は、三十封度以下十四門、長府洲崎砲臺には、百五十斤臼砲以下九門、弟子待萩野隊の砲臺には、口径七寸以下の萩野流火砲七門を有し、大小砲臺上各砲の總數は、七十門に達し、若干の野砲之に附屬した。

海峡戍兵

而して海峡の戍兵は、引島に萩野隊百五十人、長府兵六十人を首力とし、農兵隊之に屬し、前田、壇の浦には奇兵、膺懲二隊六百人を首力とし、保護兵二隊之に屬し、洲崎其他の長府砲臺には、府兵の之に備ふるもの百五十餘人、城山砲臺には、同じく百餘人、而して馬關に在りし總奉行の中軍と、勝山に在りし長府侯の手兵とは、其の正確の數を知り難きも、馬關の常備兵約五百人、勝山の長府侯の麾下亦た三四百人と見て、大差なかる可しだ。尙ほ開戦に際して、大組頭益田豊前は前田に、同口羽熊之允及び清末兵は、馬關に參加したから、更らに若干の増加を見るであらう。けれども如上の諸兵の中には、未だ戦はずして退却したるものも鮮からず。概して尤も勇敢に力戦したるは奇兵隊であつた。今ま茲に佐世

多くは狼

八十郎田北太仲が、藩政廳に報じたる一書を掲げんに。

一筆致啓達候、然者此度外夷襲來之儀に付、爰元二の手援兵として、口羽組被差出候處、肝要組頭番頭證人等は、船木に相滯候由にて、爰許へは出張不仕、漸假證人田中宇兵衛而已致出張候處、誠に不案内にて、狼狽計にて、相揃不申、右に付於組中不便利不、大形第一組隊伍の割より、一手別の手配等、其外相調不申、只今にては、眞の烏合の兵に候、既に襲來は今日も不、相知候處、個様の體にては、肝要の要地防戦無覺束に付、何卒前斷組頭番頭等へ、早々爰元出張の御沙汰相成候様存候、萬一組頭不、相揃候は、番頭は是非出張相成候様、御沙汰可、被下候、此段各様迄得御意候様、佐渡殿(内藤佐渡、馬關總奉行)被申付如是御座候、恐惶謹言。

烏合の兵

防備不充分

尙々此度洋賊大舉來襲の模様は、付二組出張被仰付候處、多くは老人にて、壯年の者至て少く、御座候間、壯年有志の者御人選被成、司令士嚮導に相成候様之者合二十人計、早々出張之御沙汰被成可、被下候、尙亦奇兵隊中へも増人數

被仰付候處、爰元御武具方に、小銃和洋取交、都合二十挺計御座候而已にて、其外器械總て無御座候間、小銃百五十、ミネ五十計御送方相成候様、是又早々御沙汰可、被成候實地の様子、萬々御察可、被下候、以上。之を見ても如何に戦闘準備に於て、其の充實を缺いてゐたか、判知る、人は臆病でなければ、老憊者であり、而して器械は不足してゐる、之を以て攘夷を斷行せんとするも、到底言ふ可くして行ふ可からざる事である。

【五七】 聯合艦隊馬關海峽に入る

諸兵守備に就く
扱も四日(元治元年八月)午前四國艦隊の元山附近に現はれ、漸く田の浦埠頭に投錨するや、海峽の守兵は、例の如く先づ城山の望臺より警報を發し、諸營相ひ傳へ、互に空砲を放ちて之に應じた。守兵は何れも數日前より其の來襲を豫期

し、長府城下の兵は、城山の砲臺に、前田駐屯の長府兵は、洲崎、杉谷等の砲臺に、角石陣營の奇兵、膺懲二隊は、前田上下砲臺に、壇の浦砲臺に、萩野隊は、弟子待砲臺に、何れも其の守備に就き、新地の中軍は出で、教法寺に陣し、在馬關長府兵は、桂縫殿之を率ゐて阿禰陀寺背後の紅石山に據り、皆な敵艦が、我が射撃範圍内に來り近くを待つてゐた。中にも前田、壇の浦の砲手等は、今日を千載の一時として、敵艦を一撃の下に沈めんと勇躍したが、敵艦は遂ひに我が射界に來らず、空しく一日を砲臺の上に消費した。

陸戦防備の策

尙又た長府藩主は勝山を發して覺範寺に陣し、更らに進んで功山寺に據り、清末藩主は急報に接し、一部援兵を馬關に出し、益田豊前の一手は前田に、口羽熊之允の一手は馬關に來援し、總奉行内藤佐渡は、山口藩政廳の命令に順ひ、俄に陸戦防備の策を講じ、先づ棕野をトして中軍營となし、砲臺諸兵を撤退せんとしたが、隊士の異議あらんことを慮りて、未だ其令を發するに至らなかつた。

藩艦戦を欲せず

山口政廳は、他迄交戦を欲せず、その爲めに防禦は、陸戦を主とす可き旨を、馬關

總奉行内藤佐渡に下し、前田孫右衛門、山縣彌八を馬關に急派し、井上聞多を應接使として、馬關に出張せしめ、講和の事を謀らしめたるは、既記の通りであつた。(參照 五四)

高杉召命

而して高杉晋作も亦た、其父高杉小忠太の家に綱せられたるの罪を宥し、萩より山口に召して、更らに此事に與らしむることとした。此れは前きに井上が私かに高杉を萩に訪問し、其の結果同人の建議にて、斯く召命が下つたのであつた。而して井上等も遂ひに其の使命を果すに違あらなかつたことも、既記の通りだ。(參照 五七)

艦隊の策

竊て四國艦隊の方を見れば、前夜各提督は、英國旗艦ユリアス號の司令長官室に會し、戦闘方略を協議した。其の要領は概して左の通りだ。

艦隊部署

艦隊の攻撃す可き地點は、東は城山より西は馬關に至る海岸線である。豊前海岸は屈曲して水深く、特に田の浦埠頭は水深くして碇泊に便なれば、此地點を碇泊陣地となし、艦隊の一部即ち戦闘艦を以て編制せる第一分隊は、門司岬の

東五六百米の位置を以て、其の先頭艦の投錨區と爲し、其他の軍艦は、弦月形を爲して、其後に投錨すべし。第二分隊は小形の軍艦のみを以て編制し、遊撃隊と爲す。此隊は戦鬪の始め、長府城山岬を攻撃し、戦況を察して、漸次北海岸に沿ひ西進すべし。又旗艦ユリアラス號等を以て形成せる艦隊は、左右攻撃の應援に便なるを以て、第一、第二兩分隊の中央に投錨し、専ら多數の砲を用ひ、機に臨みて射撃を其の本攻點若しくは陽攻地に集中す可し。

潮流利用の策

此の如く部署定まりたるも、此の海峡は、潮汐の満干毎に潮流急變し、一晝夜間東流西流各々二回、其の潮勢の疾きこと、門司岬角に於て五六海裡に達するが故に、其の東流の際には、艦隊の運動意の如くならざれども、其の西流の際には、一瀉千里の勢あるを以て、司令長官クーパー提督は、此の潮流を利用す可く、その爲め八月五日の午後に至るまで、其の戦鬪を開始しなかつた。

艦隊運動開始

然るに同日の午後二時頃よりして、潮流が艦隊の運動に便宜を與へ初めたから、その第一分隊は、徐ろに錨を揚げ、機關を運轉し、旗艦ユリアラス號と、セミラ

ミス號との間より、漸次西へ航進を開始した。其の先頭艦は英艦タルター號、第二位は佛艦デュブレー號、第三位は蘭艦メタルン・クルイス號、第四位は英艦パロッサ號、第五位は蘭艦チャンピー號、第六位は英艦レバード號であつた。彼等は何れも戦鬪線内に入りて、定位置に投錨せんとしたが、潮勢急駛、錨を流して頗る進退に苦んだ。

田の浦港前に進む

第二分隊も亦た城山岬を指して進航した。英艦バーシユス號此れが先頭に、して、蘭艦メジュサ號、佛艦タンクレド號、英艦コケット號、バウンサー號、アルガス號等順次に尾した。斯くて左右分隊の戦線に進入するや、クーパー提督は、旗艦ユリアラス號の旗號手をして、前進の信號を掲げしめた。此に於て佛國旗艦セミラミス號、英艦コンカラー號、蘭艦アムステルダム號、米國海兵を搭載せる商船テーキヤング號、何れも英國旗艦に従ひ、徐々に進航し、旗艦ユリアラス號は近く第一分隊に接し、前田砲臺を距ること二千四百米、田の浦港前―の位置に投錨し、佛艦セミラミス號は其左に、英艦コンカラー號は其右に、蘭艦ア

ムステルダム號は其後に接して投錨し、テーキヤング號は武装せざるを以て、
特に豊前地に接近して、英佛兩旗艦の間に隠れた。

〔五八〕 四國艦隊戰鬪開始

一齊開戦

四國聯合の各艦皆な其の定位に就き、此に於て各艦長は旗艦ユリアラス號に
來集し、開戦の議を決す。時に午後三時四十分、旗艦より轟然一聲、天空に向つて
火箭を打ち上げた。此れは開戦命令の信號だ。此に於て三艦隊十六隻の軍艦は
一齊に其の右舷に装置せる百餘門の大砲を放ち、城山以西壇の浦以東の各砲
臺亦た應戦した。中にも前田三砲臺、壇の浦砲臺は、砲戦尤も努めた。而して艦隊
中砲火の尤も旺んであつたは第一分隊にして、タルター(Tartar)、チェプレー(Du-
pleix)、メタルン・クルイス(Metalen Kruis)、ニコッサ(Barraco)の四艦は、専ら壇の浦砲

彼我互に
砲戦

臺に向つて砲撃した。

當初挾又射撃數回を行ひ、やがて榴彈射撃に移つたが、其の照準は見事に適中
して、皆な殆んど砲臺上に墜落せざるなく、石を碎き土を颯げ、若しくは砲門を
毀ち、就中一個の砲彈は、我が八番砲の福田直右衛門が、已に照準を定め、方さに
火門を點火せんとする際飛來して、其の肢體を粉碎し、且つ左右の砲手を數尺
の外に飛擲した。壇の浦の砲臺も亦た奮闘し、敵艦を惱まし、艦體を損傷せしめ
たること少くなかつた。

洲崎砲臺
破壊さる

第一分隊後尾の二艦、竝に旗艦ユリアラス、セミラミス、コンカラー、アムステル
ダムの四艦は、第二分隊の動作を便ならしめんが爲めに、全力を盡して前田の
三砲臺を砲撃し、守者をして左右を顧みるの違あらざらしめた。當初は距離觀
測を誤り、飛彈高きに失し、命中せざるもの多かつたが、漸次に照準を低下し、命
中するもの多く、遂ひに洲崎の長府砲臺を破壊した。此際成兵も亦た誤つて火
を失し、火藥庫を爆發せしめたる爲め、再び應戦する能はざらしめた。自餘の二

我が舊式
彈

砲臺は、尙ほ應戦したが、距離稍遠く、彼は銳利なるライフルを以てし、我は舊式の圓彈を以てし、彼の發射する所は、著々砲臺に命中するも、我が彈は多くは旗艦の投錨點に達せず、但だ此際旗艦ユリアラスが、自から誤つて錨鎖を断ちたる爲めに、舷側二十餘門の巨砲を使用する能はず、僅に艫頭の三四門を以て射撃を繼續したるは、守者に取りては、偶然の僥倖であつた。

前田不利

又た第二分隊六艦は、上記戦闘艦の掩護射撃の爲めに、前田、壇の浦砲臺の縦横砲火を被らず、滿珠、干珠二島の間より、直ちに長府岬の前面に現はれ、行く行く之を砲撃し、前田に向うた。長府の成兵は之を遑へ撃つたが、我が二三の海岸輕砲や、五六の野戰砲では、到底之を禦ぐの力なく、此の分隊の進みて前田砲臺の一侧に至るや、守者は三面の挾撃に遭ひ、如何ともする能はず、加ふるに過度の連射の爲めに、砲身亦た其用を爲さず、且つ砲架、若しくは標尺の一部を毀損するに至り、今は已むを得ず、成兵遂ひに皆な退き、角石陣營に據り、更らに陸戰の準備に取り掛つた。時既に晩景に垂んとし、此方の首力とする前田方面の戦況

前田占領
さる

此の如く我に不利であるから、自餘の各砲臺亦た知る可きのみだ。

此に於て第二分隊の先頭艦バーシユス (Vergo) の艦長キングストンは、艦を進めて、前田砲臺の下に近づき、汀渚を距る五十餘米の地に碇繋し、砲臺既に人なきを見て、先づ其の陸戰隊を上陸せしめ、砲臺所在の大砲を毀壞せしめた。蘭艦メジューサ號も亦た之に倣ひ、相合して前田三砲臺の二十餘の海岸砲に、火門釘を施し、野砲十數門を毀壞し、其の砲具を焚いた。我兵之を見て屢ば狙撃したが、其效無かつた。斯くて陸戰隊は、其の目的を達し、我兵の逆襲を慮り、直ちに歸艦した。

死傷者

當日第二隊は、勝に乗じて、更らに進みて壇の浦砲臺をも侵略せんとしたが、日已に没したるを以て戦闘を休止した。此の戦闘にて、我兵の死者は奇兵隊士福田直右衛門、奇兵隊付修驗者順海坊貴善、負傷者の多數は、壇の浦成兵であつたことを見れば、苦戰の狀以て知る可しだ。又た敵艦に於ても、死者三名、負傷者十五名、タルター、レオバード、メタルン・クルイス、チャンピー等の諸艦何れも損

害を受けた、而して何れも皆な第一分隊の諸艦であつたと云へば、壇の浦戍兵と兩々相對して、互ひに善戦力闘したることが判知る。

【五九】 三砲臺を占領す

奇兵隊應
戰準備

五日の夜は、水陸の砲戰全く熄み、星斗闌干として浪に映ず、旗艦では軍樂を吹奏し、各提督相會して、明日の戰鬪方略を議した。それは今日既に各砲臺の砲火を絶滅せしめたから、其機に乗じて陸戰隊を上陸せしめ、全砲臺を占領し、而して後一部は止まりて、防備工事を破壊し、他の大部分は敵兵を山谷の間に窮追して重ねて進撃する能はざらしむるに在りと云ふ、之に反して奇兵隊は、前田の三砲臺既に破壊せられ、敵艦の壇の浦砲臺に來襲せんことを豫想し、其の應戰の臍を固めて天明を待つた。

敵艦砲擊

已にして東方漸く白く、朝霧方に消え、敵艦の全體を現はすもの數隻、皆な昨日の位地に投錨し、共に砲臺の射撃距離内に在り、而して自餘の大小艦隊は、皆な射撃距離外に在り、此に於て軍監山縣小輔(有朋)は先づ其の最短距離の艦に向つて砲撃を加へしめた、而して其の高飛するもの、敵艦の甲板に落ち、低飛する者猶舷腹を穿ち、殆んど虚發なかつた。

敵の損傷

此の不意の砲撃に尤も損傷を被りたるは、第一分隊の先頭艦タルター、デュブレーにして、此の二艦は夜間潮流の逆轉に因り、相ひ衝突し、錨鎖を錯綜し、艦尾爲めに砲臺に面した、當時軍艦の備砲は兩舷にありて首尾に無し、因て二艦の艦長は水夫を叱咤して錨鎖を解かしめ、再び右舷を砲臺に面し、タルター號先づ應戰し、デュブレー號之に次ぎ、砲戰良久し、然も彼は我に機先を制せられ、其の被害少からず、且つタルター號は、副艦長が重傷を被り、デュブレー號は、操舵長等數名戰死す、英提督クーパーは、此の戰況を望み、此上は上陸して、砲臺を占領するにあらざれば最後の勝利は期し難しと爲し、急に陸戰隊を上陸せしめ

んとした。

交野十郎
注進

此時に於て交野十郎は、急馳して角石より來り、總督の命を、壇の浦の軍監に傳へ、前田方面既に陸戰の方針に従ひ、諸兵を部署するを以て、壇の浦隊も亦た便宜時機に應じ、前田の本營兵に合す可しと訓令した。

徐ろに兵
を収む

當時海峽沿岸中、砲戰を持續したるは、壇の浦、城山二砲臺のみにして、然も城山の勢已に衰へ、今は敵艦の攻撃は、皆な悉く壇の浦に集中しつゝあり、此に於て軍監山縣小輔は、遂ひに徐ろに兵を收めて、角石陣營に合せんと欲し、一部の戍兵を割きて兵器糧餉を一の宮に移し、一部砲手に命じて、緩慢なる射撃を試みしめた。此れよりして海戰は一變して陸戰となつた。

敵兵上陸

扱も各艦の陸戰隊は、午前七時より端艇に移乗し、各艇の首には輕砲を裝置し、又た陸戰砲を搭載し、彈藥を搬移すること、繁忙を極め、其の準備を了つたのは、八時後であつた。其の總員英兵一千四百人、佛兵三百人、和蘭兵二百五十人、テークャング號に搭載し來れる米艦ゼームストン號の水兵一隊にして、英兵は大

佐アレキサンドル、佛兵はル・クリヨ、デ・キリヨ之を指揮し、和蘭兵、米兵亦各其國の士官之を指揮し、英端艇はパーシユス、アルガス、コケットの三砲艦に挽かれて、上陸點—前田砲臺と城山砲臺との中間少許の沙場地—の中央に向ひ、佛端艇はタンクレード、テークャングの二隻に挽かれて、其左に進み、蘭端艇はアムステルダムに挽かれて、其右に進み、戰鬪諸艦は、之を見て一齊に砲門を開き、彈道を高くして山谷の遠地を掃射せしめ、砲艦は常に霰彈を發射して、崖上崖下の近地を掃蕩し、陸戰隊は、其間に上陸し、英佛兩提督も亦た參謀將校を隨伴して上陸し、佛兵先頭となり、英兵之に次ぎ、蘭兵之に殿し、共に前田の二壘に進入し、前日火門釘を施したる海岸砲十一門、野砲一門の砲帶照準螺子を碎き、照門楔を棄て、砲架を破摧した。

洲崎砲臺
占領さる

此間英の一支隊は、丘陵を攀ぢ、中腹を迂回して、守兵の一支隊と遭遇し、小戰鬪を爲した。此の小戰中、佛の一部隊も亦た砲臺を下り、西進して、溪流を涉り、洲崎砲臺に入つた。此れは前日まで長府兵の守備したる所にして、百五十斤臼砲以

下九門ありしが、佛兵は之を毀壞し、再び用ふる能はざらしめた、此際戍兵の林中より狙撃するもの數名あつた、此の如くして陸戦隊は三砲臺を占領した。

【六〇】 陸戦隊の運動 (一)

壇の浦砲臺に向ふ

四國艦隊の陸戦隊は、既に前田二砲臺、洲崎砲臺を占領したが、壇の浦砲臺は、依然尙ほ存し、海峡の通航未だ全く安全でない、此に於て六日(元治元年八月)午前十時進戦の方略を定め、コケット艦長アレキサンドル大佐は、英國海軍歩兵全部を指揮して、既に占領したる三砲臺を守備し、長州兵の逆襲を撃退し、砲臺を破壊せしめ、自餘の英、佛、蘭、米の諸兵は、デュ・キリヨ大佐之を率ゐて馬關に進み、行々沿岸の諸砲臺を破壊せしむ可く部署を定めた。

佛蘭二國兵進出

斯くて佛蘭二國の兵は、沿道を経て馬關に進み、英の水兵一大隊は、崖上森林中

を迂回して、同じく馬關に進み、武装せる端艇——蘭、佛二兵の乗艇のみ、英の水兵の乗艇は、前田に碇繋す——は、以上縦隊の左側を掩護して馬關沿道の海岸を進むこととした、然るに杉谷、駕籠建場の砲臺には、隻兵なく、唯だ二門の臼砲空しく遺棄せらるゝを見るのみだ、此れは昨日戦闘中、長府兵が悉く退去したからだ。

壇の浦破壊さる

扱も壇の浦の奇兵隊は、撤兵の準備を畢り、臺上の大砲に釘し、間道より角石に向うたから、艦隊の陸戦隊は、戦はずして、正午には壇の浦を占領し、其の一部は、更らに進みて、紅石山頭の長府兵や、馬關東端の倉庫に據れる農兵等と應戦し、他の一部は、其の掩護を得て、砲臺大砲の要具を破壊し、砲架、彈藥庫を焚き、爆聲天地に震ひ、土石半空に飛んだ。

馬關市街守兵僅少

時に馬關の市街を守備せるは、長府の重臣桂縫殿の指揮せる一隊、清末の援兵、郡役人、町役人の支配する農商兵、佐世八十郎等の率ゆる一小隊に過ぎず、其の銃火を敵と交ゆる者は、府兵、郷勇百餘名に過ぎず、されば敵の一偵察隊が、市街

に近づき來りて屋舎に放火するも、遂に專念寺の墓地、若しくは土間より、的確ならざる緩射撃を爲すに過ぎなかつた。

敵兵休息

然も陸戦隊も亦た壇の浦以西、攻略す可き砲臺なきを見て、敢て來りて市街戦を試みるなかつた。此の時弟子待砲臺より遙に壇の浦に向ひ砲撃したが、彈丸は皆な海中に没して寸效をも奏しなかつたから、砲撃を中止し、退きて椋野を保つこととした。斯くて壇の浦に上陸したる陸戦隊は、四面勁敵なきを見て、暫らく戦鬪隊形を變じ、前哨配備と爲し、哨兵を散布して、全隊皆な破砲臺内の樹陰に就き、午餐を喫し、午後二時比まで炎熱を避けて休憩した。此れは殘暑がとても酷く、戦鬪に不便であつたからだ。

敵兵凱旋

已にしてデ・キリヨ大佐は、再び馬關市街に向つて、大偵察を爲す可く、佛蘭兩國兵を擧げて、陸路より進ましめ、艇隊をして、水路より之を掩護し、埠頭に向はしめ、行くこと四百米にして、市街の東端に達した。されど滿街寂として人影なく、試みに榴彈を野戦砲に裝填して、發する數次、戦を挑んだが、應ずる者なく、唯

敵短艇を奪ふ

だ遠方の民家から、數發の銃聲を聞くに過ぎず。大佐は此に於て戦鬪の終りたるを察し、兵を率ゐて壇の浦に歸り、黄昏兵を短艇に移し、凱歌を奏して本艦に引き揚げた。此時角石の戦鬪尙ほ酣にして、英の水兵一大隊は沿路アレキサンドル大佐の麾下に合した。尙ほ此夕艦隊の短艇一隻、急潮に押し流され、他の艦隊に後れて、海上に漂うたが、荻野隊士岡村謙藏、仲井愛藏斥候を以て、阿彌陀寺埠頭に至り、其艇を奪ひ、水兵を斬り、劍銃腰刀を收めた。

角石守兵の逆襲

話頭前に回る。アレキサンドル大佐の前田砲臺を破壊せんとするや、其の海兵を二分し、一部を以て角石陣營に通ずる低地の途上と、其の兩側の丘陵に出で、以て長兵の逆襲に備へ、其他の海兵を指揮して、急に三砲臺の破壊に取り掛らしめ、午後三時頃に至つた。其間前方に備へたる彼が援護隊と我兵と接戦し、小戦鬪六回に及んだ。此の逆襲を試みたのは、角石陣營にあつた奇兵、膺懲の二隊だ。而して益田豊前の率ゐたる大組隊も亦た其の應援隊として、角石に駐屯したが、後方に陣し、傍觀して戦はなかつた。奇兵、膺懲の二隊は、立ち換り入り換り、

交も戦線に出でて、英兵と戦ひ、彼我各々一進一退するもの半日、六たび英兵を撃退した。

【六一】 陸戦隊の運動 (二)

アレキサンダー大佐の攻撃

六日(元治元年八月)午後三時、砲臺の破壊全く了り、アレキサンダー大佐は、諸兵を集めて短艇に移さんとしたが、長兵の急迫して、乗艇を妨げんことを慮り、先づ攻撃偵察を行ひ、我兵を山間谷底の窮所に撃退して、其憂なからしめんと欲し、麾下の兵を二分して、其一を中佐シューサー(Sutherland)に附し、低地の右方森林中を前進せしめ、其一を自から率ゐて低地の道路を前進した。

奇兵隊の急襲

此時に於て、奇兵隊軍監山縣小輔の率ゐたる壇の浦の兵は、棕野を経て、角石陣營に來會し、兵氣稍振うた。總督は姑らく壇の浦兵を休息せしめ、其の銳氣の恢

大佐傷つ

復を待つて、戦線の兵士と交代せしめんことを期したが、忽ち彼の大舉して來り攻むるに遭ひ、急に部署を定め、陣營の壘側に野砲七門を配置し、一支隊を前田に通ずる途上に出し、時山直八之を率ゐた。

時山は京都より三田尻に歸著し、馬關の急を聞くや、直ちに仕切舟にて開戦前日馬關に到着し、此の戦争に参加した。而して其の主力は、壘に據りて防戦し、銃弾を雨發して、低地の英兵を苦ましめ、大佐アレキサンダー亦た足趾に傷き、中佐シューサー之に代りて、全軍を指揮し、自餘士官二名亦た負傷し、此の如きもの數刻、我砲も亦た多く損じた。

我兵の損傷

山縣小輔は、機を見て突貫せんと欲し、槍隊を促し、敵中に亂入せしめた。隊長林半七(伯爵林友幸)既に重創を被りて退き、自餘の槍隊負傷して用ふ可からず。此れより先益田豊前の大組隊は、未だ戦はずして長府に退き、角石の兵は、全く孤立した。奇兵隊總督赤禰武人は、命じて火を陣營に放ち、前線の酣戦中、隊兵を率ゐて清水越に退いた。戦隊の士、山縣小輔、三浦五郎(字爵三浦梧棲)等、相顧みて陣

營の火を見詰問して、始めて其狀を知り、退いて清水越の兵に合した。此の一戦には、我亦た奮闘した。然も兵器の銳、戰術の巧、皆な彼に輸し、遂ひに我の不利に歸した。

被我損傷

益田豊前の退いて長府忌祠に至るや、長府の士は大に其の怯を贖り、田代某に附するに銃手數小隊を以てし、野砲を携へて奇兵隊に應援せしめた。其兵の一半は止まりて清水越に陣し、二小隊は進みて、角石を救ひ、直ちに戦闘線に入った。然も頽勢最早如何ともしがたく、奇兵本隊と與に退いて清水越に引き揚げた。而して敵も亦た來り攻めず、黄昏兵を收めて其艇に退いた。當日聯合軍の死者八名、負傷者四十名、我軍にも死者十二名、負傷者三十名、其中には山縣小輔、交野十郎、林半七等もあつた。

英艦隊著

尙ほ英の砲艦パーシユス號は、近く前田海岸を距る五十米の淺海に進み、陸戦隊の援護砲撃に任じたが、潮退き艦膠して、進退の自由を失し、夜間高潮を待ち、レオバード、アルガス二艦の援助により、纒に浮み去るを得た。而して此の夜中、

彦島砲臺準備

奇兵、膺懲、荻野の諸隊皆退きて、一の宮に宿營し、長府兵代りて、各地を警戒した。翌七日、艦隊は其第一分隊數隻を進めて、馬關彦島を砲撃せしむる策を取つた。然るに當日の順潮は午後なるを以て、其間第一分隊の各艦は、其の兵員を、前きに占領したる各砲臺に送り、海岸砲、野砲六十餘門を收め、之を艦内に運ばしめた。各艦の上陸兵は、前日同様その一半を以て掩護隊と爲し、砲臺の前方に進ましめ、敵の逆襲に備へ、他の一半をして砲の運搬に従事せしめた。而して此間佛艦セミラミス號は、門司岬角に進み、遂に馬關市街を望みて、榴彈數個を發つた。此れは威を示して我が來襲を防がんとの爲めであつたものと察せらるゝ。

彦島各砲臺取らる

午後六時潮流變じて順に歸するや、第一分隊タルター、デュブレ、メタルン・クルイス、チャンピの四艦は、單縦陣を作りて、逐次に海峽に進入し、戦はずして弟子待、山床の二砲臺を占領し、砲七門に火門釘を施し、八日午前九時再び兵を各砲臺に派し、殘餘の火砲を收集せしめ、各提督はコケット號に乗り、海峽を巡航して、各々本艦に還つた。此日専念寺、永福寺の丘陵樹陰に潜伏したる我兵

は、佛艦タンクレード號の近く陸地に接して碇泊するを見、之を狙撃した。佛兵亦た之に應戦し、散弾數個を發ち、將に戦鬪を再演せんとしたが、會々講和使旗艦に上り、各艦皆な白旗を掲げて、休戦を報じたから、彼我共に發砲を止めた。午後講和談判略々成り、各艦戰鬪隊形を解き、九日各艦戰利品として、砲七十門及び其他を分載し、佛艦タンクレード號は、戰報を齎らして、上海に向ひ、米艦テークャング號は、負傷者を載せて横濱に還り、自餘の諸艦は、門司に近接して碇泊する尙ほ十日、各艦は十九及二十日相次で横濱に向ひ、英、佛、蘭の三艦のみ留りて、海峡を守つた。

尙ほ岩國の老臣今田靱負は、兵二百餘人を率ゐて馬關援兵として山口に到つたが、和議成つたから、慰藉して之を還した。内藤佐渡、益田豊前組番頭中村伊勢之允は、進退節制其宜しきを失したる爲め、又豊前部下の士十餘人は、敵に臨むの勇無く、反て狼狽の餘、同隊相打て互に創傷を蒙るの醜體を演じたる故を以て、九日に至り各々責罰し、又た戦功の將士、戦死者等には、それぞれ賞賜があつ

た。此の如くして不首尾ながらも此局を了した。(以上の戦鬪記事は防長回天史に據るもの多い)

赤間ヶ關海戦

八月四日午前六時、艦隊(四國艦隊姫島を發し、十二時小倉領太刀浦沖に來り、前田村茶屋砲臺を距る大約二三英里の所に投錨す。翌五日、旗艦信號を各艦に下し、午後第一時砲臺に向ふの備を爲さしめ、各端船、網具等を收め、戦鬪の準備を爲す。午後二時各艦錨を抜き、下ノ關砲臺に對し艦隊を排列す。英艦ユリアラス號は提督キャーバ一の旗章を後橋に懸して中央に居る。セミラミス號は、佛國將旗を掲げて其左端に位し、蘭船アムステルダム號は、ユリアラス號の後方に位す。(倫敦新聞に稍右方とあり)米艦ターキヤン號は、ユリアラス號とセミラミス號の中間に位し、コンケロール號は、ユリアラス號の右端に位す。其他の軍艦は、輕重二艦隊に分れ、其重艦隊は前田村茶屋砲臺の正面千六百碼の距離にて南方に列し、輕艦隊は、北方の陸地に接して、我砲臺の左方に列す。蓋し長府の鼻に設くる城山、關見の二砲臺を奪て、前田村の砲臺を横撃せんが爲めなり。此等の各艦は互に四百八十尋の間隔を保ち、其輕艦は一

所に停止せず、戦闘間は絶えず蒸氣を備へて運轉せり。艦隊の位地既に定まるや、三時二十分、ユリアラフ號より發砲の信號を表し、其の號旗を降すや、艦首砲を以て前田村砲臺に向ひ、凡そ四千碼の距離を定め、發砲せり。續て重艦隊よりも此の號旗を見、同時に我砲臺を砲撃し、輕艦隊も之を助けて我側面を撃つ。是より先、我砲臺に於ても、敵艦の來るを見、速に戦備を爲し、敵艦の發砲を見るや、各砲臺よりも之に向て巨砲を發して、一場の刺戟と爲れり。是時、敵の重艦隊は常に靜止して、彈丸の效力を定めて發砲し、輕艦隊は間斷なく縱横進退して發射し、専ら重艦隊の援助を爲す。砲撃數時、長府の鼻に設くる城山、關見の砲臺悉く敵彈の爲めに撃破せられたり。前田村砲臺も敵丸を被る頗る甚だしく、我兵苦戰最も甚し。偶敵艦より發する著發彈、前田砲臺に中て破裂し、我兵騒擾の際、防守する能はず、一たび退て其鋒を避け再び來て又之を防ぐ。敵又頻りに實彈を放て之を撃つ。我兵遂に保つ能はず、午後五時に至り、皆其砲臺を棄て、退く。是に於て諸砲臺の發砲全く息む。英艦バーセウス號及蘭艦メデューサ號の二隻相繼で砲臺の下に近き來り、我守兵の在ざるを窺ひ、午後十時に及びバーセウス號の艦長キングストン氏、士官ヒツトフロート氏、砲手コンクレイン氏等水兵二十名を率ゐて上陸す。是間メジュサ號は、後方より紹えず援助を爲す。敵兵の陸に上るや、我兵茂林の中に在りて頻りに狙撃すと雖も、敵兵之を顧みず、進で前田砲臺に入り、備ふる所の八十斤砲及び二十四

斤砲等凡そ二三十門の火門に釘し、其十四門を廢棄し、自餘の物件を焼き、然る後本艦に退く。是日我兵より發射せる榴彈一個、ターター號に中りて破裂し、實彈一個、レバート號に中り、前橋の帆綱を截り、又實彈二個は同艦の右舷を撃ち、車輪を損じ、其鐵軸を曲げ、又榴彈一發、同艦の前部に迸裂し、其碎片甲板を傷ふ。又一彈は艦腹を穿ちたり。又銃丸の狙撃に依て、ターター號及び、パウンサー號の水兵五六名負傷せり。其他、メターレンククリュイス號及びヂアンピト號も數彈を被り、死傷三人ありと云ふ。

六日、我砲臺の兵、前夜俄に破壊せる砲臺を修理し、大砲の位置を換へ、未明に至て敵艦の位置を認識し得るや、杉谷砲臺より敵艦レヲバルト號に向て大砲一二發を放つ。又境の浦砲臺より、最も近接せるターター號及びヂユブレキス號を猛撃す。其戦一時間を出でずと雖も、發砲最も激烈にして、敵兵死傷甚だ多し。其初の榴彈はヂユブレキス號に中り、兵士二名を斃し、其他傷を被る者あり。其次の彈丸はターター號に中り、艦士フラワソロー氏の股を貫き、其他兵士八名を傷くと云ふ。敵艦の砲火も亦頗る猛烈なるを以て、我兵久しく砲臺を保つ能はずして退く。敵兵は朝餐を畢り、上陸の信號を揚げ、鑄船を卸し陸に向ふ。其兵員は英國にては海兵、輕歩兵千二百人、海軍大佐サゼル氏之を指揮す、陸戰隊八百人、ユリヤラス號艦長アレキサンデル氏之を指揮す。佛國にては海兵及び水兵、陸戰隊三百五十人、蘭國にては、同兵二百人、米

國にては海兵隊五十人、總計二千六百人とす。其端船は、バーセウス・メヂユサ・アーガ
ス・タキヤン・コツケツト等の船を用ふ。是間、各艦陸地を距る凡そ五十碼の所より之
を掩護し、午前十時に至て全く上陸を遂ぐ。(小倉書簡別書に午の申刻八軒屋に異人
上陸火を放つとあり)我兵砲臺に據り之を拒ぐも、敵兵屈せず、我砲火の下に於て隊
伍を整へ、旗を翻して、前田村砲臺を亂射す。午後及び未だ休まず。我兵漸次砲
臺を棄て、退く。敵兵前田村より、洲岬、杉谷の砲臺を攻め、遂に壇ノ浦砲臺に及ぼし、
悉く之を占領して、石垣家屋を毀つ。時に敵軍の少佐サーゼル氏海兵百人を帥み、半
先戦を挑む。我兵霰彈又は銃丸を裝して之に當り、大に敵兵を苦ましむ。敵兵死者八
人傷者二三十人に及ぶ。既にして敵艦タキヤン・バーセウス・タンクレーの三隻再び
砲臺に逼りコケツト號艦長アレキサンダー氏水兵を率ゐ上陸し、砲臺に入り、兵器
を奪ひ之を本艦に輸せんとす。我兵中央の原野を前にし、小銃を放て敵兵を狙撃す。
敵兵屈せず、益々之に逼る。我兵退て木土臺場(坤儀革正録に、下ノ關戰爭新聞を引て、
此砲臺は前田村後備として、狭路に大砲七門を備へたる木土を以て築けるものと
あり)を保つ。敵兵低所の一砲臺を抜き、兵士を集合し、六時水兵凡そ四百を以て木土
臺場を攻む。我兵四門の忽微砲を放て防戦す。ユリアラス號の船長アレキサンダー
氏砲丸の爲に脚を傷けられ、歩する能はず。是より先、バーセウス號淺海に進み、退潮
の爲沙州に膠し、動く能はず。(バーセウス號の位置は陸を去る五十碼なるを以て、却

て上陸せる敵兵を庇護し、負傷者を乗せしむるに最も必要なりしと云ふ)是に於て
之を出さんとし、百方其術を盡すと雖も、動かす能はず。夜に至て、レバード號アーガ
ス號二艦の助力により、沙洲を離るゝことを得たり。是時に當り我兵の固守せる砲
臺は、彦島に設くる弟子待、山床の二所なり。敵兵之を取らんとし、ターター號艦長ヘ
ース氏、ヂュブレキス號、メターレンククリュイス號及びヂヤンビー號の三艦と共に、
是夜門司崎を廻りて彦島に向ひ來り、翌朝の攻撃を期して其の位置を定む。我弟子
待砲臺を距る三千碼以内なり。八日曉、我兵弟子待砲臺を守る者、乃木高行等敵艦の
來るを見るや、直に砲火を發して攻撃す。敵艦も亦發砲數次。我兵防戦最も勉むと雖
も、敵兵の砲火極めて猛烈にして、且、戦間、陣營の火藥庫、砲火に觸れて爆發せるを
以て、遂に保守すること能はず、砲臺を棄て、退く。敵兵上陸して砲臺を占領し、大砲
十五門を奪て歸る。午前六時、敵兵千五百人前田村等の砲臺に入り、大砲を艦内に輸
送す。我兵講和旗を掲げて砲撃を息めんことを報ず。十二時、士官一本に重役一人徒
の者兩三人とあり)を旗艦ユリアラス號に遣し、提督キユバー氏に面し、和を議せし
む。尋て敵艦に於て各艦長を集めて相議し、講和旗を掲げて之に應じ、遂に戦を停む
るに至る。(明治二十三年十月刊行水交社記事號外、開國大勢史所載)

第十一章 長藩の攘夷抛却

【六一】 攘夷繼續乎、講和乎

馬關戦争
の勝敗

馬關海峡の一戦は、鹿兒島灣の戦争に比すれば、更らに一層の打撃を彼よりして我に加へしめた。鹿兒島灣の戦争では、兵器は固より彼に及ばなかつたが、殆んど互角の勝負と云うても、差支なき程であつた。固より我が砲壘を破壊せられ、人家を焼失せられたが、然も遂ひに敵兵の上陸を敢てするを得しめなかつた。然るに馬關海峡の一戦では、其の砲壘を占領せられ、七十餘門の大砲さへも彼等に分捕せられた。併し此れは長兵法にして、薩兵勇と云ふ譯ではなかつた。長兵の中にも奇兵隊、膺懲隊の如きは、實に善く戦うた。然も彼我攻守の形勢が、兩者同じからざるものあつたからだ。

戦争の教
訓

一事を云へば、鹿兒島灣の一戦には、英艦は其實未だ十分なる戦闘準備を整へ

てゐなかつた。然るに馬關海峽の一戦には、四國聯合艦隊は、十分と云はんよりは、十二分に其の準備が出来てゐた。而して其の兩藩に與へたる刺戟は、何れも同一であつた。教訓も亦た然りであつた。此の兩戦は、日本に取りては高價なる事件であつたけれども決して無償ではなかつた。然も此の兩戦は、薩長兩藩に取りては、無上の實物教訓であつた。彼等は此の教訓によりて、維新回天事業の魁たる實を擧ぐることを得た。但だ予は曾て佛國ヴェルサイユの宮殿に於て、馬關海峽戦争の壁畫を見、聊か面白からざる心地がした。

長人の理窟好き

長州人と薩州人とは、其の性格は、殆んど兩極を代表するが如きも、機を見るには與に俱に機敏である。此れには會津人や肥後人などの能く及ぶ所でない。但だ薩人は文句なしに能く動くが、長人は文句無くしては動かない。否な動くことが出来ぬ。即ち彼等の一舉一動には、必ず相當の理窟や、申譯が附いてゐる。若しそれが附いてゐなければ、必ず後からでも附くることを忘れない。此れが長人の特色の一である。

長人等を欲す

彼等は再び攘夷の實行す可からざることを、手緊しく教訓せられた。然も此の外患と同時に、内憂は眉端に近きつゝある。それは征長の大軍が、最早潮の如く偏り來らんとしつゝあることだ。腹背敵を受くるの不利なるは、馬關一戦以前から分明のことだ。是を以て彼等は百方手を盡し、力を盡し、馬關交戦を中止し、若しくは延期せんことを企てた。戦前既に然り、矧んや戦後に於てをやだ。此上彼等は外人と戦ふ可き餘力もなければ、又た外人と戦はんとする氣分も無かつた。彼等として、斯る事柄に頓著する場合でなく、一刻も速かに對朝廷、對幕府の措置をせねばならぬ危機に立つてゐた。

長人雪冤に専ら

禁門事變までは、長人は専ら雪冤運動を事とした。而して長人自身も、自から雪ぐ可き冤の持主であることを自覺し、所謂奉勅始末などの文書を發表して、罪無くして、咎めらるゝばかりでなく、功ありて罰せらるゝの不條理、不正當なる所以を、事實の論理に徴して、張膽明目辯疏した。

外人葛藤解決の要

然も禁門の變は、如何なる理窟好きの長人にも、申譯の餘地を與へ無かつた。何

と申しても禁門に押し掛け、御坐所の家根上までも、砲銃の彈丸を飛ばしめたることは、恐懼千萬である。特に尊皇を標榜したる長人としては、今更ら謝罪の言葉にも究する程であつた。されば其の全力を擧げても、此の問題に當らねばならぬ。而して苟も此の問題に當らねばならぬとせば、先づ外人との葛藤を解決せねばならぬ。

幕府馬關
敗報を喜ぶ

幕府は薩人を畏れ、長人を悪んだ。幕府は薩長何れに對しても、愛情は持たなかつた。されど當時の場合に於ては、薩は少くとも幕府と同じ側に立つものだ。表向きの味方だ。而して長は其敵だ。幕府は決して外艦を使喚して、馬關に向はしめたる程の腹黒ではなかつた。けれども止め得可くんば、之を止む可く、止め得可からずとしても、左程大なる關心を、幕府は持たなかつた。率直に云へば、恐らくは馬關の敗報は、幕府の或者には、不快報でなくして、却て快報であつたかも知れない。斯る事情の下に在りては、長人が此際外人と和を講ずるは、利害に鋭く、事理を察するに敏なる長人としては、決して不可思議のことは無かつた。併

し斯る場合でも、長人は長人だ。中々理窟を云ふ。彼等は自から安心が出来るまでは善く理窟を云ふ。乃ち講和に藩議が決する迄には、一論判を経由する所だ。

【六三】 井上の必戦論

井上伊藤
高杉相談

井上が戦闘延期の爲め、馬關に出張し、其機を逸して、戦闘は開始せられ、井上は善後の策を講ず可く、山口に還るの途中、高杉、伊藤と出會したる事は既記の通りだ（參照 五四及び五七）。今ま彼等の語る所によりて、之を記すれば左の如しだ。前略、其日の夕方から駕籠を備つて、二人で（山口から）馬關へ出掛けた。さうして何でも小郡邊へ行た所が、大砲の響がドン／＼聞えた。是れは吾輩が軍艦が馬關の方へ落て行つたのを見た翌日の夕方だよ。それから尙ほ駕籠に乗

て行た所が、山中と云ふ所へ行くと、ヨイシヨ／＼と云ふ駕籠の掛聲は、是れは長府の者で、五六人具足を著て、白鉢巻で、白木綿を駕籠の中へ下げて、それへぶらさがつて乗て居る。どうだと云ふと、今日夕方から戦争が始まりましたに付て、御本家様(本書)へ、御注進でございませと答へた。それから船木の近傍まで行くと、復た駕籠が一挺やつて來た。誰かと思ふと井上だ。それから高杉と三人で路傍へ駕籠を据へて、三人相談をした。是れは井上の議論だが、今朝軍艦へ行た所が、到底話が著く所の段ではない。サトウなどの言ふには、見る通り戦闘準備は整つて居るから、彈丸も何も甲板の上に出してある。今此彈丸を、御進物だと云ふやうな話し、相手にならぬから——井上は當時サトウに面會の機會は無つた。此れは戸田龜之助の教を井上が語つたものであらう——歸つて來た所がやり出した。今壇の浦を駕籠で通つて來たら、彈丸は思ひの外、利かぬものだ。始終頭の上ばかり通り越して居る。それで今此所で戦争を止めさせられでもしたら、大變であるから、歸つて君公の御出馬を

一戰必要

井上意見

井上君主
出馬を説く

勸めて、一つ腰骨の折れるまでやらさにやア不可んと云ふ話だ。それが宜からう同意してやると云ふことで、それから駕籠に乗て、山口へ歸つて來た。此れが伊藤春輔(或は俊輔)の語る所だ。斯くて三人は山口に歸り、君前會議の開催を請うたが、直に許可せられ、此に於て三人は君主自から出馬の必要を説き、井上は小郡の代官に任せられ、小郡口の防禦に任ずることとなつた。井上の談話は、左の通りだ。

井上代官
に任命さ
る

そこで何でも君前會議があつて其の仔細を申上て、どうも斯うなつた以上は、戦ふより外に仕方がないと云ふことになつて、私を小郡の代官と云ふものにするると云ふ。今日國の亡びる際に代官も何も要らぬ、そんな命を奉ずることは否だと言ふたのだが、急にそれを受けることとなつたのは、其時まで高杉は萩で牢へ入れられて居つた私は其の前に、牢の内へ行て逢たのだが、馬關の戦争の起る前に、高杉を引出すが宜いと云ふことを、私が言て、それを聞届けられて、高杉が来て來た。そこで私は代官の任命を受けぬで居つたが、

君主覺悟
を促す

其頃第四大隊と云ふ者があつた。私はそれを貸して貰ひたい。どふせ馬關からばかりでなく、小郡の口からも、外國の兵が上陸するに相違ない。それで自分分は、小郡口へ第四大隊だけを一隊貸して呉れ、さうしたなら、之れを率ゐて、高杉伊藤と三人で彼處で防をする。併し長くは往かぬ。三日位のものであらう。三日戦つて、三日の間だけは、防禦をするが、自分戦死したと云ふことなら、兩君公は覺悟をなさるが宜いと、兩君公(敬親、定廣)に申上たのだ。何卒其時に至つて、外國人の擒にされたり、幕府の縛に罹つて恥辱を受けるやうなことをなさつては不可ん。割腹と云ふ覺悟をなさいと云ふことまで、忠正公と世子君に向つて言ふた。畢竟そんな事を言ふのも、以前長く君側に居つて、愛せられて居たから、勝手の事も言つたと云ふやうな譯だ。それで第四大隊を貸さうと云ふことになつて、高杉に其事を話して、人を馬鹿にして居る。今日になつて國の亡びる際に、代官を言付けるなど、云ふ話だから、己れは受けぬと云ふと、夫は受けた方が宜かろう。米を引出したり、金を引出したりする

代官引受

に便利だから、受けてはどうかと云ふ。成程兵糧を引出したり金を引出すに、便宜だと云ふので、到頭小郡の代官と云ふことに、其日に言ひ付かつて、高杉と伊藤と私と三人で、小郡を防がうと云ふことになつた。

井上眞意

此の如くして井上伊藤及び高杉等は、何れも徹底的に戦争論を主張した。三人共に攘夷の反對者でありつゝ、斯る議論を主張するに至つたのは、畢竟彼等の開國論を容れずして、事此に到つたからには、今は成敗利鈍の見を一擲して、一藩と存亡を與にする外は無しとの了見だ。而して彼等の腹中には、斯くして飽迄反對論者に、攘夷の不可なるを思ひ知らしめんとの考へもあつたものと察せらるゝ。

【六四】 講和説の擡頭 (一)

定廣小郡
に對す

今や從來の開國論者たる井上は、決死奮闘以て攘夷實行の犠牲者たるを覺悟し、伊藤、高杉何れも同論である。八月六日には藩主敬親自から出馬せんとしたが、世子定廣請うて之に代り、出で、小郡仁保津に營した。七日には馬關開戦の幕府に對する報告書が出来た。それは後日岩國の吉川監物、宇和島の伊達宗城に托して送致した。

幕府への
報告書

當月四日、英、佛、米、蘭諸夷軍艦十八艘、私領内長門國赤間關へ襲來、豊前地方へ致し、船候處、然處家老共不奉憚、輩下浪士共暴發に相與し、及擾亂、乍恐奉驚、宸聽、私父子之旨趣に背候事とは乍申兼て之示方不行届故之儀に付、日夜恐懼仕候折柄に付、通艦差許可爲和議覺悟に候處、翌五日未中刻(午後三時)彼より及砲撃候に付、諸臺場より大砲打掛、烈敷相戦ひ、竟に陸戦に相成、六日、七日兩日之間、苦戦仕、勝敗互に有之、夷人數十人打倒、味方にも打死手負等彼是有之候。此段先御届申上候。以上。

此れは随分苦しき報告だ。從來の文書に比すれば、可なり弱音を吐いてゐる。又

和議意見
出づ

た事實の虚構ではないが、粉飾もある。若しくは隠蔽もある。要するに馬關戦争は、決して互角の勝負では無かつた。

扱も世子定廣は、八月七日軍を船木に進めたが、馬關の兵は既に退きて一の宮にあり、此上外人と戦争を繼續するは到底不可能の事であり、その必然の勢よりして、和議の意見は出で來つた。事は七日の朝である。世子の隨行者として藩の要人前田孫右衛門、毛利登人、山田宇右衛門、渡邊内藏太、大和國之助、波多野金吾(後に廣澤眞臣)等、井上を小郡の郡代役所——勘場と云ふ——に訪ひ、高杉、伊藤も同席し、酒を酌んで相ひ語つたが、彼等要人の中には、頻りに悲觀の嘆聲を漏らすものあつたから、井上は之を咎め、今更斯る弱音を吐くとは何事ぞと詰つた。時に山田宇右衛門は、外人との講和説を持ち出したから、井上は開らき直りて、開戦以前であつたればこそ、予は君公の命を奉じて、延期の談判にも出掛けたのだ。既に開戦後の今日、貴君等は、何の面目ありて講和説を吐かるゝぞと、大に主戦説を主張したが、要人共は講和説を執つて止まなかつた。

井上切腹
せんとす

此に於て井上は寧ろ一死を以て、彼等を激勵せんと決し、突然起つて別室に入つた。高杉は之を怪み、その後を趁うて之を窺うたが、井上は既に短刀を逆手に執りて、切腹せんとする刹那であつた。高杉は大いに驚き、室内に跳り込み、直に其の短刀を奪ひ取り、井上を諫め、且つ諭し、井上も漸く其言に従うた。今ま井上の直話を掲げんに、

山田の和
議發言

そこで三人(井上、高杉、伊藤)とも小郡に出行いた。さうすると其晩だ。君公の出馬と云ふことを言ふて來た。御親征となつて世子が小郡へ出て來られて、本陣に御這入りになつた。所で代官所と云ふても、穢ない八疊に四疊か、三疊位の坐敷があつた位で、それが役所だ。其所へ皆政府の役人が、押掛けて酒を飲んだりして居つた所で、山田(宇右衛門)が、井上是れは逆も往かぬ。實に國が亡びて仕舞ふがどうだらう。馬關で和議をしたら、と發言した。政府の方の外の人の意向はどうだと云ふと、皆和議をしたいと云ふのだ。和議をするより仕方がない。和議をして幕兵に當ると云ふのだ。併し何時も注文するばかりで、其

井上詰問

の通り決行せぬから否だ。さう言はずと和議の取計ひは、君がやるより外は仕方がないと頻りに言ふから、疝癪に障り出したのだ。たつた此間まで御前達は、戦ふ／＼と云ふて、兩方に敵を引受けるのは、覺悟の前だ。國の亡びるは騎虎の勢で、已むを得ないと云ふことを言つて居て、僅か三日經たぬ中に、和議とは何事である。實に私の前で能くさう云ふことが云はれたものだ。と散々に訶り出して、それから腹が立つて耐らぬから、此の有様では、國は到底維持することは出來ぬと觀念したので、腹を切つて臟腑を攫み出して、面へ抛げ付けてやらうと云ふ感情を起した。それで言ひ度い事を言ひ盡して、其の席を去て、奥の間に、四疊かの坐敷があつて、其所に私の行李が、一つあるから、其の行李から短刀を取出した。高杉が怪しい素振で奥へ這入つたと思ふた。見へずつと後とから跟けて來たものだ。私が短刀を手に把ると、高杉に何をするかと掴へられた。止めて呉れるな。實は此の末路が甚だ危いと云ふものは、あゝ云ふ人達が居つて、遂には君公も何も純粋の中に斃れなければなら

井上切腹
差留めら
る

ぬ、さうして首を斬られるやうな事が起つて、生存してさう云ふ事を見て居る譯に不可ん、勿論役にも立つまいが、おのれの臟腑を掴み出して抛付けてやりたい。高杉はそれは君も餘り過激ではない乎、斯ふ云ふ時には、飽までさういふ事のないやうに、國家を存するやうに、工夫をしなければならぬと云ふやうなことで、短刀は振取られて仕舞うた。

斯る次第で、和議の説は再び擡頭し來つた。

【六五】 講和説の擡頭 (二)

井上召還
さる

講和説は、愈よ本物となつて來た。此事に關して、井上は斯く語りてゐる。
馬に乗つて小郡に其の日は泊つて、さうして三日目位かに、清末の近傍へ來た。途中で八幡隊などに逢ふた。隊長は堀眞五郎だが、垂衣を著て烏帽子を冠

て御祭り見たやうに轡などを樹て、馬關の戦争へ出て行くのだ。それ等を吾々は乗り越して、清末の近傍まで行くと、君側の御小姓で、誰であつたか忘れたが、二人(伊藤と高杉)が早馬で、やつて來て、急に御用があるから、是非直ぐ歸れと云ふて來た。それから仕様がなから歸らうと云ふので、小郡まで歸ると、小郡に世子が出て居つて、和議をすると云ふ話になつたのだ。

何れにしても世子の命にて、高杉と井上とを召した。井上は自分は君前に於て、三日間小郡にて防戦し、死して然して後止むと言上したから、今更世子の前に出づる必要はないと頑張つたが、高杉に諭されて相共に世子に謁した。

彼是して居る所へ、世子から召びに來た。直ぐ出て來いと云ふことを言ふて來た。高杉が連れ立て出やうと云ふ。一寸御前へ出やう。いや己れは拜謁する用もなければ、何もない、どうしても出ぬ、言ふことも何もない。否や爾んな事を言ては不可ん、君命だけは背かなければならぬ、君命だといふた所が、譯の分らぬ君命は聞たつて役に立たぬから否だと云ふたが、高杉が是非出よと

高杉井上
世子に謁す

云ふことで、高杉に引張られて元徳公の所へ出た。

井上世子
と論ず

元徳は「止戦講和」の四字を手書して井上に授けた。井上は世子に向ひ、過日は防長二州を焦土としても戦ふと云ひつゝ、今更ら講和とは、眞意のある所を知るに苦しむと云ふたら、世子は更らに「以權道講和」の五字を示した。此に於て井上は更らに世子に向つて、左の如く陳述した。

井上激論

一時の權道と云ふことはどう云ふことか、私には解りませぬ。それは馬關で一時先づ和議をして置いて、幕兵へ當る、幕兵へ當つて、首尾能く勝を制したら再び攘夷をやると云ふ。それで權道と云ふ話だ。そこで權道と云ふことは、餘程自分の方に餘地があつての話である。公は先達て國家は亡びても遺憾はないと仰有つた。加ふるに一方は幕兵に當る、一方は馬關で戦ふと仰有つた。ではないか、今日はそれが權道と變じましたかと云ふので、又議論になつた。此の如く井上は、世子に向つて無遠慮に議論を吹き掛けた。

成程外國人と云ふものは、日本人から見たら、皆禽獸と云ひませうが、決して

犬ではありませぬ、同じ人間であります。詰り畜生でも信義と云ふものは要りませう。矧んや人類の者へ持て行て、暫時己れが幕府の兵と戦つて、勝つか負けるか、やつて見るまで待て。それから貴様と戦をするのだと、さう言はずとも、其位の事は察しませう。それは逆も出來ませぬ。さう御心が朝夕に變つては、國を維持することは出來ませぬ。

斯く言ひ放つた。

高杉和議
を出す

高杉がさう相手八人の議論ではならぬから、一寸來いといふて外の座敷へ連れて行て、あゝ議論をしては不可ん。どうだ和議をしやうじやないか。

和議に決
定

と井上を諭した。井上は容易に之を聽かなかつた。その最中に、再び世子より招かれ、進謁した。而して世子は更らに「以信義講和」と書き換へたる文書を示した。又喰て掛つた。僅かな間に、復た變じましたか、權謀と信義と云ふことは、表裏の差がある。それは尙出來ませぬ。……高杉も其所に黙つて聞て居つたが、私と公との論が、餘り劇しいので、折角信義を以て、和を議すると仰せらるゝの

であるから、それで宜いではないかと云ふた。いや先日から數次變るから能く伺ひ定めて置かねばならぬ。再び攘夷の勅が下つたなら、どうなさる乎、又信義と云ふことが反古にならぬやうにはどうなさる乎、よし飽までも開國論でやると仰有る、それなら攘夷の勅が下つた時分は、死を決して御諫めするが宜しい。それなら和議をなさるが宜からう。今の御言葉は御記憶なさつて御在でなさいと酷くやつたのだ。

此の如くして兎も角も、馬關に於て、外人と和を講ずることとなつた。

第十二章 長藩及び四國講和談判

【六六】 講和談判の開始

轉瞬攘夷
拋却

權道もて講和するから、信義もて講和するに一變して、轉瞬の間に、長州の藩是は、攘夷拋却と定つた。攘夷拋却は、事實から云へば、開國和親だ。云はゞ長井雅樂の意見通りに逆戻りしたのだ。此際に於ては薩藩に對する、攘夷の魁の競争心などを跳躍せしむる餘裕は無かつた。今日の計は、只だ一刻も急に外人と和を講じて、背後の患を除き、一藩の力を舉げて、對幕府の難に處する事であつた。

講和使決
定

一旦外國と和議した上は、防長二州一致して、飽まで幕府と抗戦すると云ふことで、議論が一決して、講和使節を派遣することとなりました。其の和議の使節は、餘程重い人を使はなければならぬが、重い人と云ふと一番家老である。所が一番家老のみならず、家老中に外國人と談判するやうな力量のある

人は、獨りも居らぬ。そこで高杉晋作に、宍戸刑馬と云ふ者を付し、一番家老宍戸備前の養子として正使と爲し、渡邊内藏太と杉徳輔を參政と云ふことにして、之れに副し、伊藤、井上の二人を通辯と云ふ役割で、馬關に向つて出發しました。其れで世子公は、舟木まで御進みになつて、講和のことを御指揮なさると云ふことになりました。(忠正公勤王事蹟)

伊藤等馬
關に向ふ

尙ほ此事に關して、當事者の一人、伊藤博文の語る所は、左の如し。それから吾々は、長府の城へ這入つて、役人が奇兵隊や何かの説諭に出で居るから、其の報知を待て居た。長府の城で晝飯か何か食ふて居ると、西小文吾と云ふ長府の家老が居るが、それが出で来て、御本家様に於ても、今日と成つて和議をなさると云ふことは、甚だ聞へぬと云ふやうなことを言ひ出した。さうすると高杉は、其の御議論は、甚だ分らぬ。それならば今日までは何故に貴殿は討死なさらぬと云ふやうなことで大喧嘩。さうして居ると丁度城山の後ろの出張つた所で、彼の山へ登つて見ると、臺場と云ふやうな工合で、其

伊藤等馬
關に向ふ

所に桶のやうに縛つたものがある。それを大砲のやうに見せ掛けてあると云ふやうなことで、實に抱腹の至りだ。それから向ふを眺めると、軍艦がずつと馬關の方へ行き居る。さうして一艘の軍艦から馬關の町へボンパルトメントだ、砲撃が始まつた。是れは大變だと思ふて、高杉と井上に向ひ、先方で承知するかどうか分らぬが、己れが先きに行かう。さうして馬關を焼かせぬだけの防禦をしなければならぬからと云ふので、大小も何も長府で脱ぎ捨てて仕舞ひ、裏の方から往けるから、御船手から漁船一艘を出して貰つて、それに飛乗つて一人で行つた。高杉等には、軍艦から大砲を一發打たせるから、それを合圖に出で来いと云ふ約束をして、何れ旗艦へ往かなければならぬので、コンクェストと云ふ、七十二門ばかりの大砲の備つて居る一番大い船へ行たら、それは旗艦ではなかつた。番兵が嚴重に付て居つて、中々上げない。それからフラグシップは、どれだと云ふたら、教へて呉れた。ユライアラスと云ふ軍艦で、それに行くと、戦争中だから、中々嚴重だ。サトウに逢ひたいと云ふ

伊藤サト
ウと會談

たら、サトウが出て来て、伊藤さんどうです、もう戦争は飽きましたか「戦争は飽きたんだから、和議の相談に来たのだ」まあ上れ」と云ふので上つた所が、船長はキャピテン、アレキサンデルだ。足部を撃たれて、療治して居る。あなたの國の人が、斯んなわるい事をしました」と云ふことであつた。水師提督に逢ひたいと云ふたら、水師提督は、陸の臺場の大砲を取る差圖をして居ります。それを早く呼び返して呉れ「宜しい」と云ふので合圖をすると、歸つて来た。それから、第一に馬關の砲撃を止めて呉れ「其れは宜いが、和議をすると云ふのは、どう云ふ譯だ。君公が出て来たか」君公は病氣で出て来られぬ「君公が病氣なれば、その代理が出て来なければならぬ」と云ふやうな話で、其中に高杉が垂衣を著て、ひら／＼漁船へ乗て来るのだ。丁度印度人か何かややるやうな有様だ。

〔六七〕 第一回の講和談判

講和使敵
旗艦に赴

講和問答

八月八日講和使一行が馬關に著するや、直ちに白旗を前田、壇の浦その他の砲臺に立て、伊藤をして英國旗艦に赴き、其旨を報せしめた次第は、既記の通りだ〔參照 六六〕。而して同日正午正使宍戸刑馬、副使渡邊内藏太、杉徳輔、通譯井上聞多等は、司令長官クーパー提督の坐乗する旗艦ユリアスに赴いた。正使は陣羽織烏帽子を著け、副使等は小具足であつた。其の談判の顛末は左記の通りだ。長使云、扱今日拙者共罷越候儀、餘之儀にあらず、貴國軍艦來著之由に付、篇と談判に及ぶ積の處、時刻後れ、終に一昨日合戦に及ぶ處、吾國力不及、何卒和議頼入たし。則ち主人より書面も持參いたせり。一覽下され度候。

外人云、書面之趣にては、唯下の關通船差障無之様可致との事計りにて、和議の事は無之、此儀は如何哉。

長使云、下の關通船差障無之様いたし候へば、則ち和議の印には無之哉。

因主直書を要求

外國人云、それは議論と申すもの、實以和親いたし度存念に御座候はゞ、禮を厚く、辭を和らげて、御頼に相成候こそ當然の事と存候。且此書翰防長國主と認有之候ては受取難く、殊に御主人御直書には無之様被存候。是にては難受取候間、御主人御直書にて、其名を認め候證書御持參可被成候。其上にて兎も角も御返答可申候。

尤臺場へ備へあり候砲は、不殘船にて取歸り候積りに候間、此段御承知可被成候。

捕虜返還請求

一昨日流れ潮の節相流れ候和蘭陀小者一人乗居候小船一艘下の關内裏沖へ參り、右小者一人にて相働き候へども、何分急流ゆへ、船止り兼難儀いたし居候處、下の關臺場より小銃數發、其後其船其人共に奪ひ取候處、定て右小者とりこと相成り居可申、和議被成度候はゞ、先此者御返し可被成候。

長使云、條々尤に存候。主人直書は、明後日晝時迄に持參可致候。大砲取歸る事は、御勝手次第、決して手向ひ不申候。和蘭人の事は、只今迄一向様子承知不致、

早速吟味の上、明後日一所に返答可致候。

右談判にて罷歸候。

此れは談判の要領を筆記したるもの、戰敗の餘とは申せ、日本側が總て受身となり、氣勢の揚らぬは、正使が高杉晋作でも、此の場合は致方無かつたであらう。尙ほ伊藤の語る所によれば、

種々難題

それから高杉と井上とが來たから、三人で談判を始めたが、中々六ヶ敷い。何でも和蘭の水夫がどうかして海中へ陥ちて、其死骸が知れぬ。それを何日の中に搜し出して呉れとか、大砲を残らず分捕しなればならぬとか、種々難題を言ふ。それ等は到頭皆な斷つたが、大砲を取ると云ふだけは、どうしても聞かない。仕方がないから、今儘に覚えぬが、何でも砲臺が十二三個所あつたが、それも歸つてゝなければ相談が出来ない。和議をするには委任状を持ち居るか、それを持って居らぬと云ふやうなことで、結局誰か足下等の三人の中で、一人残つて大砲を取上る世話をして呉れと云ふ。井上が己れが残らうと

償金請求
さる

尚ほ井上の所説は左の如し。

所で馬關は戦争して取た土地だから、それを返して三百萬の償金を出せと云ふ。そこで高杉が甘く言ひ抜けて仕舞つた。朝廷の命、幕府の命に依て、斯う云ふ事が起つたと云ふことを言ふて、長州から拂ふ道理がないと云ふことを突張て、償金の事だけは、始末が付かぬが、あとの大砲や何かは、皆な渡さなければならぬと云ふ話になつた。其談判の結局が付て、翌日の十二時に壇の浦の大砲も、長府の城山の砲も、其の他諸所から撃たから、向ふでは皆知て居る。それを取ることになつて、高杉と伊藤は、其頃船木と云ふ所まで、元徳公が小郡から進んで御出でになる。それへ其の晩徹夜して報知に歸つた。

敵亦戦争
なし
継続の意

此の如くして講和使第一回の談判は了つた。四國艦隊側でも、其實此上戦争を繼續するの意志は無かつた。それは此上繼續したとて、彼等には何の所得は無かつたからだ。それで談判が斯く運んだのだ。

【六八】 高杉、伊藤暗殺の報を聞いて逃亡す

高杉伊藤
歸還報告

高杉と伊藤とは、講和談判の顛末を、藩主父子に報告す可く、馬關を發し、井上は翌九日戦利品の砲を、船に運搬する世話役として、馬關に滞在することとなつた。然るに高杉、伊藤は先づ船木に到り、世子に見え、委曲を報告し、後事を相談しつゝ、あつたが、會々壯士等、二人を暗殺せんとするの報に接し、二人は有帆の民家に潜匿した。當時諸隊は勿論、世祿の家の壯年輩より、三條等の五卿に至る迄、悉く皆な講和に反對し、船木在成の壯士も、先づ高杉、伊藤、井上を血祭りにと敦圀き、然も政府の要人等は、手を束ねて之を傍觀するの姿あつたから、高杉、伊藤は憤慨の餘、此に至つたのだ。井上は外人との交渉中なれば、是非なく馬關に滯留した。今更伊藤の語る所を掲ぐれば、

二人暗殺
の企

伊藤その
企をきく

爾して高杉と二人で、其の事を言ひに船木まで世子が出て居らるゝから、船木の勘場に行た。所で政府の者にも相談して、世子公にも是非今度は、是々の

御橋隊

事でやらなければならぬと云ふ所見を話した。爾した所が久保斷造が、船木の御代官だ。久保が高杉と吾輩に一寸來て呉れと招だ。(久保の父は松下塾を興て、習字を教へた際、伊藤は其の門人であつた) 何だと云ふと、いや大變な事が起つた。今足下等を暗殺すると云ふ者がある。それ等は後に大村を暗殺した上代と云ふ御橋隊の者や、其の仲間で、京都で負けて(禁門の變)歸つて來た連中で、十何人か居つたらう。それ等が暗殺しやうと云ふのだ。吾輩と高杉は大に驚いて、久保に、政府の者は、何と云ふて居るかと思ねると、唯々政府では困つたものだと言て居る。それで高杉は是れは不可ん、政府の奴等からして其んなことがあるものか。今から逃げやうと斯う云ふ話だ。久保も其方が宜からうと云ふことで、全體自分が、代官管轄の中だから百兩宛遣らうと云ふので、それを持て直ぐに脱走した。どの位の路程であつたか知らぬが、闇の夜で二人でどん／＼逃げた。さうして久保の周旋で、田舎の百姓の可なり金持の家へ潜むことになつた。其の家は、何處であつたか覺えぬが、今でも其家では、其

伊藤高杉
逃走

事を言ふて居るさうだが、搜せば直きに分る。其家へ泊つた所が、高杉が歎息をして言ふに、どうしても毛利家は亡びる。いつそ是から外國でも朝鮮でも宜いが出て行つて、他日毛利家の子孫を、其所へ迎へて家を嗣ぐだけの事をやらうじやないかと云ふ。鄭成功の流義だ。マアそれより外は仕やうがなからう。政府の奴等は、犬か畜生のやうなもので分らぬ。吾々が此の重大な事に任じてゐるのを眼の前に、看す／＼殺さうとする者を捨て、置くなどは、實に困つたものだ。と云ふて、翌日も其所に潜んで歎息話をし居つた。併し外國へ出ると云ふた所が、其程の金は持たず、金を引出す工夫が六ヶしいと云ふて居つた。所が吾輩等の逃げたあとは大騒ぎ、船木で始末が付かなくなつた。どこへ行たか分らぬ、そこで急に飛脚を立て、井上を呼びにやつて、井上が船木に歸つて來た。

更らに井上の所説によれば、

井上時殺
の計を聞

それから馬關の私に手紙を寄越して、逆も不可ん、斯々報告するや否や、斯々

の事が起つて、吾々を暗殺すると云ふことであるから、御互三人は亡命して、大阪へなり何處なりへ出で、さうして後圖を考へなければ、外に仕方がないと云ふので、何も彼も打明けて、斯う云ふ所に居るから出で来いと云ふて来た、困つたものだと思つて、何でも今の十二時頃であらう、高杉と伊藤から其手紙を受取つた所で十二時には、長府、壇の浦の鐵砲を取たが、長府の城山にあるのは、十二時過ぎになつても渡さぬ、一時まで待て呉れと云ふことは出来ぬと云ふて、長府に掛合た所が、長府の方では渡すを拒む、さう云ふことが起つた、それで政府の論、又君公の御意思、吾々共に好まぬながらも、斯の如くせよと云ふ命令を受けて来たのだから、渡さぬと云ふことなれば、復た戦争になると云ひ聞せたが、却々肯かぬ。

如何にも困つたものであつたらう。

其の時に長府の隊長で三吉内藏之助と云ふ者が居つた、それに掛合ふけれども中々肯かぬ、火鉢を何うしたとか、鏡などを鑄上たとかして拵へた大砲

砲臺守兵
引渡拒絶

井上三吉
談判

を取上げられるのは、甚だ遺憾千萬だとか云ふて、是れだけは談判して耐へて呉れと云ふのだ、それは不可ん、約束した以上は、鏡を潰したのでも、火鉢を鑄たのでも仕方がないと言ふやうな論判で、愚圖／＼言ふ中に二時半になつた。

危機迫る

所で外國士官は兵隊を指揮して城山へどん／＼上り出した、此儘やつてはならぬと思ふたから、私は伊藤や何かから、手紙を受取て居るが、仕方がないから、外國兵の先導者になつて行かんければならぬ、所で向ふも整然と出で、鐵砲を構へて居る、小銃を構へて居る、此方も號令を傳へて居る、逆も此所の間へ這入つて撃たれるより外に仕方がないと思つて、長府の兵に向ひ、構はぬから撃て、己れを撃ても宜い、其代りに今夜中に長府の城は乗取られるから、其の覺悟で撃て、又撃出した以上は、和議の條約が出来たのが破談になるのであるから、それだけの覺悟をしてやれと大な聲で嘯鳴つて居る所へ、三吉が出て来て、どうも致方がないから、此所で渡しませう、そんなら渡すが宜

引渡に決す

い、併し渡すには禮儀を以て渡せ、若し誤つて砲發する人が、此中にあるかも知れぬ、此方にもあるかも知れぬから、しやんと立筒をして置いて、禮儀を以て渡すが宜い、それが否やなら破るも宜い、どうかと云ふと、それなら禮儀を以て渡すやうにしやうと云ふことで、双方共に立筒をして渡すやうになつた、所で城山にある大砲は、一挺しかない、それも口の小さい細い大砲で、一挺しかないから、他の筒を隠したらうと云ふ、實際そうではない、いやまだある筈と云ふので、捜して見るがない、木に穴を抉て、竹籬を掛け、筒が出た、それへ、烟硝を詰めて、彈丸は栗石を詰めて、それを撃つたものだ、そんなものもある、取られると恥かしくて耐らぬ話だ、漸く其の大砲などを引渡すことになつた。

竹籬筒

【六九】 講和使第二次の會見 (一)

高杉伊藤は逃亡した然も外人との約束もあれば、更らに毛利登人を、重臣毛利

出雲と稱せしめて、正使とし、山田宇右衛門を副使とし、波多野金吾、渡邊内藏太、磯谷謙藏、原田隼二（磯谷、原田は清末藩士）を伴ひ、井上聞多を通譯として、外艦に赴かした。彼等が携へたる毛利敬親の親書は左の如し。

毛利敬親親書

昨年以來、朝命幕令に従ひ、下の關に於て、外國船を及、砲擊候處、豈計暴發之名を蒙り、違背朝命する姿に相成、折柄家來兩人歸便を以て、懇諭之趣有之に付、朝旨伺定度、長門守及發馬之處、未著中京都變動差起、不得止、中途より歸國、不得其意候、過る三日貴國軍艦、姫島へ來著之由、下の關通船差障無之段、可及應接と、家臣兩人に書翰持參申候得共、御出帆後に付、尙亦於下の關可及應接之處、時刻も移り、終に戰爭に立至り、素より宿怨無之、數萬之國民を苦しめ候儀、不本意之事に付、和議を冀之外無他事候、此儀宜敷御酌量被下度、委細家老毛

利出雲其外可申述候以上。

八月 日

松平大膳大夫(華押)

此の書翰は如何にも苦しき申譯ではあるが、當時の長藩主の立場としては、先づ餘儀なき次第であつたらう。朝命幕令此の四字が、長藩に取りては、只だ一條の活路であつた。

談判概略

尙ほ彼等が外人と談判の概略は、左の通りだ。

外国人云、一昨日被參候、宍戸氏は、何故今日不被罷越哉。

長州人云、病氣に付不被罷越候。

外国人云、國家之大事を談じ候に、病氣を申立、出會無之段、甚不都合之事、且談判致し、掛違等有之候ては、不相成候間、明日にも當人御越有之度致度候。

長州人云、尤之儀には候得共、當人事全く虚病等相構候には無之、昨日以來急病にて、歩行も難叶次第に付、左様御承知有之度候。

宍戸氏身分に就き

病氣は病氣だが、不平不満病と云はねばならぬ。

外国人云、其儀は委細致承知候。一體宍戸氏は貴國第一家老と承り申候處、此方にて武鑑相調候へば、宍戸美濃と被申候家柄、第一之様に相見え申候。此儀は如何候哉。

長州人云、即ち美濃事備前と改名いたし、刑馬事は其の養子に相違無之候。即刑馬へ被申聞候通り、主人直書持參いたし候。一覽被致度、尙拙者より和親之儀、幾重にも可頼入旨、主人被申聞候。

外国人云、勿論外国人も、戦争を好む儀は決して無之、昨年無名之砲發を請、自國之恥辱を取候へばこそ、此度戦争に及候儀なれば、以來は兩國和親を結び、別段懇情相盡し可申候。

長州人云、以後西洋諸國と懇親相結び、追々西洋之諸藝術、蒸汽器械之事、并航海術、軍法等に至る迄、其の流儀を授り度、此段願入申候。

外国人云、拙者共自國々々の高官に候得ば、何卒大膳大夫殿へ、對面致し、其上

藩主に直接談判申入らる

航海軍法學習申入

にて、直談を以萬事決定いたし申べく、今日は唯こちらより申入候迄にて、太守對面之上に決定、承知いたし、親友と被成度候。依ては今日貴方御歸り被成、御主人御出張之儀、御取計ひ有之度候。

長州人云、委細承知いたし、今日直に其旨城中へ申遣し、十四日日本九つ時(正午)即西洋十二時迄に、下の關迄出張いたし候様、取計可申間、夫迄猶豫頼入申候。

外國人云、太守對面之上は、西洋一般の風俗、人情等、篤と御諭し可申、是誠に日本皇國之爲めに存候。

長州人云、何分頼み入候。

如何にも談判は順調に相運んだ。

【七〇】 講和使第二次の會見 (二)

海峡通航問題

談判は愈よ馬關海峡の通航問題に入つた。

外國人云、今日より下の關通航之西洋船少しも差障無之哉。

長州人云、勿論何事も無之候。

外國人云、以來西洋船通航之節は、石炭、薪水、並食物等拂底に相成候得ば、懇に取扱被、吳候哉。

長州人云、其儀は申に不及、時に依り、當所は風波しげき所に候得ば、通航之節、若し左様之事も有之候は、下の關へ上陸被成候て不苦候。

長州側でも、如何にも捌けた挨拶だ、此れでは攘夷どころではない。全く外人優待だ。

外國人云、然る上は下の關町人ども早々立歸り、銘々の商賣相始め、尙外國人買物等有之候得ば、相當之直段にて買求め可申間、此段人民へ相諭し被申度

町人歸還の申出

候。
 長州人云、委細承知いたし候得共、此間中より町人百姓不殘立退き、未だ夫々住居も難相分仕合、推察被下度候。
 外國人云、尤之儀には候へ共、早速人民へ和親成就之旨、觸知らせ、商賣相始め候様、御さとし被成候へば、勿論自分之利益に相成候事なれば、早々歸り可申と存候。

上陸遠慮
 要求

長州人云、其旨承知いたし候、尤通用之牛坏は、求め被成候儀も可有之候得共、此儀は元より多分無之、其上此節民間に於て、必需の時に候得ば、此儀は斷度候、其餘の品は、大概間に合可申候、尤昨年以來召抱候浪人共、追々放逐いたし候得共、未だ不殘立去不申、或は山野に潜居、如何様之亂妨等相働候も難計、且所々地雷火仕掛置候處、未だ其儘に致し置候に付、上陸之儀は成丈け相斷度候。

餘り上陸せられては困るから、斯く多少の掛引を加へて、其の上陸を成る可く

せざる様に理つたものと察せらるゝ。

地雷火取
 除依頼

外國人云、其儀ならば、外國船滯留之間は、以兵卒御守衛有之段可然候、地雷火も早速取除可被申候。

長州人云、勿論此方にては嚴重に守衛いたし候へども、萬一之事有之候ては、折角和親之廉を破り候道理に付、爲念申入置候、下の關市中へ上陸被成候計り之儀は、少しも懸念無之、只餘之山野へ近寄られ候事、猶又長府邊は、未だ庶民外國人を見なれず、恐懼いたし候へば、此方角は上陸は斷度候。

外國人云、唯下の關市中のみ買物等のため上陸致し候積り、餘の無用の地へは參り不申候。

長州人云、其儀なれば、決して過ち無之様致可申候。

此れにて馬關市中上陸の問題は、双方の意見が一致した。

外國人云、此後大君(將軍)と、各國ミニストルと、諸事決定之談判相濟迄は、下の關へ臺場相築候儀、被致間敷、總て外國の法式は、戰爭後償金を出し候事常習

償金問題

なり、此度の戰爭元より貴國無謀之砲發被致候儀に付、差起り候事なれば、下の關市中不殘燒拂ひ候筈之處、先左様は不致、貴國に於て、莫大之事なるべき所、相見合候得ば、其損亡之儀丈けの償金は、被差出候て可然、尤金高は、太守對面之上決定可致候。

愈よ大問題に入つた。

長州人云、委細承知いたし候。

浦臺蘭人の事

外國人云、一昨日申入候和蘭陀人吟味被成候哉。

長州人云、小銃の劍四つ、其餘少し器械取集め、則今日持參いたし候、小船は未だ尋得不申候。

外國人云、船は今朝田の浦臺場下へ繫置候を見付候に付、取歸申候、人は如何哉。

長州人云、右小船妨いたし候當人行衛未だ相知れ不申候に付、和蘭人も未だ相分り不申、いづれ兩三日中に、有無返答に可及候。

下の關通商の事

外國人云、下の關に奉行有之候哉。

長州人云、有之候、井上少輔と申候。

外國人云、然らば只今談判いたし候趣、下の關通商之事、其奉行へ御申付置可被成候。

長州人云、委細承知之事。

外國人云、今日談判は唯長州と外國との關係にて、日本皇國へ係り候事には無之、外國人は以來長州と親友之交りを結度候。

當日談判終るや、井上聞多は至急船木に還り、世子の面前に於て、大に諸要人等を詰り、直ちに高杉伊藤を召還し、和議を結ばしむることに、藩議を決定せしめた。

第十三章 長藩四國講和成立

〔七一〕 藩主、高杉、伊藤を召還す

講和反對者

當時藩中に於ては、講和に反對する者少くなかつた。御楯隊の太田市之進、品川彌二郎、清末藩士坂本惣八郎等二十餘人は、和議の不可なるを、死をもて諫争す可く上書した。山口に寓したる三條實美、四條隆謨、東久世通禧の三卿は、馬を馳せて船木に至り、世子定廣に面して、講和の非を痛論した。

井上歸還報告

斯る始末にて、當時藩政廳の要人が、講和の責任を高杉、井上、伊藤の三人に嫁したるも、彼等の立場からすれば、不都合であるが、不思議ではなかつた。而して高杉、伊藤が憤慨して身を匿したるも、是亦た同様だ。但だ井上は八月九日午前八時頃、馬關に於て兩人より此報に接し、折角共に身を退く可く、誘ひ來りたるも、宛も外人と交渉中であつたから、如何ともする能はなかつた。

斯くて彼は、大砲を外人に引き渡し、更らに八月十日正午通譯として、外艦に赴き、第二次講和使として談判したる始末は既記の通りだ(參照六九、七〇)。斯くて井上は談判を終りて船木に還り、定廣に面して、復命すると同時に、大いに論ずる所があつた。今井上の談話を掲ぐれば、左の如し。

藩主へ強
意見

それから急に船木へ出て行て、世子へ拜謁をして、さうして高杉、伊藤と云ふ者は、暗殺されると云ふので、何れか身を潜めたと云ふものは、吾々が如何にも御勧め申して、和議をさせたかのやうな説が立て、兩人を暗殺すると云ふことである。それで何所かへ、身を匿して仕舞ひました。私にも國を出ろと云ふ手紙を受取て居ますが、全體政府の人も分らぬ。何故そう云ふ疑惑を起した者を御押へにはなりませんと云ふて、世子に取て掛つた。

君前會議

斯く第一に世子に向つて、強意見を開陳した。

政府の者を始め皆な私共に無理に斯うしろと云ふことであつて、又私共に迷惑を掛けると云ふのは、甚だ怪しからぬ話だ。兎も角政府の人も、皆な集め

て下さい。君側の人も皆な集めて下さいと云うて集めさせて、先づ小郡の代官所の時からの事から、最初和議をする方が宜いと云ふたら、戦ふと云ふこととて、國が焦土となるも、戦ふと云ふことになつて、それが變つて和議をする。と云ふことになつた。それでどうしても和議は不可んと云ふことを言ひ、今日に至りては、どうしても戦ふ方が宜いと云ふことを言ふたと云ふことを皆述べたのだ。それで君側の者も成程さうであつたかと云ふて分つた。餘り腹が立つから、全體政府の人が悪いのだ。政府の人は今まで、皆に向つて何と云うて居たか知らぬが、多分皆には今度の和議の事は、吾々は關はつて居らぬ。君意から出で居るが、想ふに高杉、井上等が關係して居る筈だといふて居るのであらう。さう國家の事を、各自が責任を避けると云ふ話であるから、己れが小郡の代官所で、彼の晩、臍腑を攫み出して投付けやうとしたのだと、皆なの居る前でやり飛ばした。それで皆分つて來たから、私が高杉、伊藤の居る所(有帆村、現時厚狭郡高千帆村大字有帆)へ行て、君等早く逃げたものだから困

井上伊藤
高杉訪問

らしたは、さうかと云ふやうなことで、其事は済む。愈よ三百萬の償金は幕府と相談した上で、どうかすると云ふ話になつて、外國船も引上げて歸る。世子も山口へ歸られる。さうすると今度は、幕府の追討の兵と云ふものが起つた。

高杉伊藤
船木に出

斯る次第で世子定廣は、井上聞多、山縣半藏を使者として、高杉伊藤を、其の潜伏地から迎へて、船木に到らしめ、再び彼等をして、外人と應接せしむることとなつた。

〔七二〕 長藩と四國艦隊との講和條約成る

藩主所志
申明

藩政廳は八月十二日、高杉伊藤は勿論、北條瀨兵衛、矢島半平、井上聞多、村田藏六、戸田龜之助、松村甲熊に、馬關出張を命じ、十三日更らに宍戸備前、同刑馬（高杉變

名)、毛利出雲（登人變名)、井原主計、前田孫右衛門、山田宇右衛門、檜崎彌八郎、渡邊内藏太、波多野金吾、井上聞多、伊藤俊輔に、外國人應接を命じ、藩主自から直書を一藩に下して、其の所志を申明した。此れは申す迄もなく、講和反對の議論を鎮撫せんが爲めであつた。

其の本文

今度京師變動ありしより、尊王の微志は、却て朝敵の姿となり、攘夷も一己の攘夷となり、尊靈に對し奉りても、恐懼かぎり無し。されば是れ迄覺悟せし事なれども、此際にあたり、二州の人民、盡き果るまで、掃攘せしむるは、實に遺憾の至りなり。依て今和を議するは、外患を緩めて、再び尊王の大義を天下に貫徹せんと欲する所以なり。汝等此深慮を熟考し、愈謹慎勉勵し、父子の指揮に隨ひ、進退肝要に候也。

此れは如何にも苦しき申譯だ。是迄盛んに攘夷くと煽りに煽り立てたる擧句なれば、急に方向を轉換するは随分困つたに相違あるまい。然も背に腹は代へられず、漸く尊皇の大義を名分として、講和を粉飾した。

井原への命 斯くて井原主計には、左の如く命じた。

井原主計

此度赤間關被差越、戰士之苦勞御慰問、且和議應接に付き、諸隊並浪士等鎮靜被仰付、長府清末へも御見舞被仰入、猶慰勞鎮靜方之儀、御主意筋相含取計被仰付候事。

同時に彼をして又た馬關駐在諸隊を總轄せしめた。

井原主計

右只今の役儀より、赤間關出張、一手の指揮申付候事。

奇兵隊轉陣

斯くて十三日、奇兵隊は馬關を去りて、宮市に轉陣することとなつた。膺懲隊も、亦た然り。此れは幕兵の來襲を名義として、然かしたるも、其實は外人に對して、彼等の暴發を慮かつた爲めであらう。八月十四日には、豫ての約束通り藩主親しく外人と會見す可きであるが、謹慎中の故を以て、其の申譯を爲し、講和使は第三次の會見をなして、愈よ左の通りに議定した。

講和議定

條約書

條約書

- 一 今日より以後、總じて外國船馬關通航之節は、懇切に取扱を加ふべし。
 - 一 石炭、食物、薪水、其外船中入用之品、賣渡すべし。
 - 一 馬關海灣風濤つよき處故、風波之難に逢ひし時は、無障上陸すべし。
 - 一 新規に臺場を調るは勿論、古き臺場を繕ひ、並に大砲置まじき事。
 - 一 馬關町より始めて外國艦に向ひ、砲發せしによつて、此度可及燒失之處、燒ざる故、其償金を出す事。
- 其外に軍之雜費を出す事之二條、江戸に於て、四ヶ國欽差より決定する之段、承知致す事。
- 右は此度の合戦を止むべき迄に取結ぶ條約にして、日本政府の外國と從來長州の事を取捌べき事に不拘候事。
- 元治元年八月十四日

松平大膳大夫

償金幕府
に押付

此の條約面に於ける償金の一事は、文意も頗る不明瞭であるが、長州側では、外船砲撃は、朝命幕令の四字を楯とし、殊に幕府の意志を奉じて舉行したる事なれば、飽迄之を幕府に押し付けんとし、四國側では、長州を無責任の地に立たしむるを好まざれども、さりとて此の一件は、幕府と談判せざれば、到底其の目的を達し難きを看取し、かくて其の結果斯る曖昧の文句が出来たものであらう。要するに長州側では、文句は兎も角も其實は成る可く之を幕府に押し付けんつもりであつたに相違ない。伊藤の所説は左の如し。

伊藤の所
説

其の中に、吾輩等を暗殺しやうと云ふ者等を取鎮めたものだ。所が井上が歸つて来て、井上が嘔鳴り出した。怪しからぬ譯であると云ふやうなことで、今度の始末は、自分一人では逆も出来ぬ。是非高杉と伊藤を連れて來なければ不可んと云ふので、君公の御使として井上と今の宍戸璣(山縣半蔵)の二人が、吾輩等の潜んで居る百姓家へ来て、君等の生命は、君公が受合ふと云ふ話だから、是非歸つて来てやつて呉れと云ふので、歸つて三人がやつても仕方が

談判終了

ないから、政府の奴等を引張り出してやらうと云ふので、歸つてから家老とか參政をして居る檜崎彌八郎とか、長嶺内藏太など皆連れて、何でも十何人かで行て軍艦で談判を始めた。さうすると大體はさうむづかしいこともなかつたが、三百萬弗の罰金と云ふのに當惑した。うんともすうとも返答が出来ない。

それから吾輩がサトウ等と一緒に相談をして、是はどうでも折合つたら宜からうと、皆に言ふた。到底出来ぬが、併し吾輩に手段がある。之れを折合はぬと、和議の談判は破裂しなければならぬ故、是はうんと云ふたらどうだ。それでは宜いと言はうと言ふので、それで談判は終了した。

所謂「吾輩に手段がある」とは、幕府に仕拂はしむる手段であつた乎、將た延期若しくは輕減の方便であつた乎。何れにしても伊藤其人には分別があつたであらう。

〔七三〕 英人側の所見

英政府戦
を欲せず

元來英國の本國政府は、馬關砲撃をば、欲しなかつた。馬關海峡は、日本の領海にして、國際公法にも、或る開港地に通行する爲めに、必要避く可からざる通路の外は、海峡を強過す可きものでないとの原則に準據し、當時の外相ラッセル卿は馬關海峡の自由通過を日本政府に向つて強制す可きものにあらざる旨の訓令を發したが、それが未だ到達せざる以前に、アルコック公使は、砲撃を舉行せしめたのだ。されど英國政府は、既成の事實として、之を承認したが、その爲にアルコック公使は、やがて歸國を命せらるゝに至つた。

艦長公使
の命をき
かず

アルコック公使は、馬關砲撃の發頭人にして、然も尤も硬派であつた。サトウの記する所によれば、公使は長藩を全部征伏するを企て、艦隊司令官に向つて、萩の攻撃の必須なるを訓令した。然もクーパー提督は、賢こき司令官にして、且つ必要以外に、文官より指令せらるゝを屑とせず、是を以て彼の力にては、長藩全

長人償金
に抗議

部を、永久に占領する能はざるを認め、砲臺は悉く破壊せられ、海峡は自由に通航せらるゝに於ては、吾事了ると自から決定して動かなかつたと云ふことだ。
(A Diplomat in Japan)。

尙ほサトウは、長人が償金一件に付ては、頗る抗議したる模様を記してゐる。長防二州は小國にして、三十六萬石に過ぎない。その中の二十萬石は、家來を給養するの費に供し、自餘の六萬石もて、一般の武備に支辨してゐる。されば、分外の償金は到底出すことは不可能だ。此の國土には、君主の爲めならば、一命を惜まぬ者が澤山ある。和親を欲するは藩主である。然も彼等の熱心を抑へるには、藩主も當惑してゐる。之に對して提督は、彼等は宜しく其の代價を償ふことを事前に考慮す可き筈だ。彼等は自から戦争を取つた。今は其の勘定書が差出された。此上は只だ之を支辨す可きのみだと。此に於て彼等も承服した。併し予(サトウ)が見る所によれば、彼等の目的は、我等をして彼等の意氣は尙未だ銷沈せず、若し遮二無二之を強ふるに於ては、彼等は降參するよ

りも、寧ろ再び戦はんとの底意を示す爲めであつたと察せらるゝと、之によりて見れば、長州人も敗戦の餘も、相當の態度をもて、外人と應接したるものと察せらるゝ。

馬關貿易
品に就き

伊藤は或日商人と稱する兩人を伴うて艦に到つたけれども伊藤が其の帶刀したる一人に敬意を表しつゝあるを見れば、立派な士人たることは間違なかつた。彼等は艦内を案内せられ、且つ酒を馳走せられた。伊藤は戦争では死者七八人、傷者之に倍すと云うたが、然も他の一人は、予に向つて死者は二十人に幾しと語つた。伊藤は馬關は貿易港として、長藩の産物、綿、蠟、生糸等を輸出す可く、尙ほ北部諸國及び大阪の生産品にも及ぶ可しと云ひ、追ては、英國市場に、紙を製出して供給するに至る可き乎と云ふた。藩主は通商、開港を希望するも、今や幕府及び諸大名の軍兵が、來襲を期待しつゝある際なれば、その方にのみ力が注がれてゐると語つた。

歐風饗宴

尙ほサトウは、伊藤が馬關に於て、歐洲風の饗宴をしたことを記して曰く、

伊藤は好意にも、歐洲流の馳走をせんと骨折つた。彼は長さ七尺、幅はこれに半する卓を設け、西洋の粗布をもて其上を掩うた。四個の皿が置かれ、長き鋭き小刀と、黄鍮の匙と、平たき鉢と、箸とが其の左右に並べられた。醬油、大鉢に盛りたる飯精製せざる鹽などが卓上に措かれ、第一に磯魚、第二は鰻、此れは佳味だ。次には鮑と鶏、此れには手が著かなかつた。其先が尖らない小刀、然も其刃は柄から用ゐる毎に抜け出さんとするものをもて、いかでか之を割くを得可き。最後に柿と味淋酒とが出た。此れは結構であつた。此れは恐らくは日本に於て最初の歐洲風の饗宴であつたかも知れない。

斯くサトウは語りてゐる。未だ必らずしも然らざるも、如何に伊藤等が外人を待つに其心を用ひたるか、判知る。

【七四】長州側から見たる償金始末

長州特使
を横濱に
派遣

償金の一件に就ては、長州側と幕府側と、両面から記せねばならぬ。記事の順序として、先づ長州側より語らんに、毛利氏と艦隊司令官と、馬關條約の調印成るや、長州では特使を横濱に派し、四國公使に就て、それ〴〵運動することとなつた。此れに就ては、八月十七日山口政廳は、先づ命を馬關駐在波多野金吾に傳へ、

特使外艦
便乗を求
む

特使の外艦便乗を謀らしめた。

此度、和議相調候付、横濱在留之各國欽差大臣へ、爲挨拶、御家老一人、士官一人、人被差越候決議に相成候付、馬關繫泊之軍艦へ被仰合、御出相成、船將に應接、馬關より便船にて横濱へ連行之儀、相頼置候様、可被成候、極々秘吳候様、御懇切御談可被成候。

但此度横濱行之策は、償金論を當分之内申掛ぬやうか、又金數を減ずる事也。

北條の便
乗依頼

此れにて特使派出の目的は明白だ。尙ほ北條新左衛門(瀨兵衛改稱)は、左の一書を英艦に送りて其の承諾を得た。

和議相整候に付、横濱在留之各國欽差大臣へ挨拶、且外國之事情も承知致度に付、御家老一人、士官二人、差越申候間、何卒軍艦之便を以、馬關より横濱迄、連届被下度候、商賣船にては、横濱到着之節、江戸役人検査として、乗船候間、彼是嫌疑も有之候、尙亦横濱滯留中も、軍艦に留置き被下度候、江戸役人に相聞候ては、禍害も難計、歸路は商船にても、馬關迄御届被下候得ば、宜敷候、願くば大阪へ不立寄、直様横濱より出帆之船に頼度候、右之段、宜敷御聞届被下候様、頼入候以上。

月 日

北條 新左衛門

井原幕府
への上書

八月十九日井原主計を以て特使となし、杉徳輔、山縣半藏、伊藤俊輔と共に、横濱に赴く可く命じ、井原等は、九月初旬をもて發程の期となし、八月二十一日、左の一書を幕府に上呈した。

當月四日、英佛、米、蘭諸夷、赤間關襲來、及戰爭候段は、先達て御届仕置候次第に御座候。其後同八日、砲發相止候は、最前覺悟之通り、和議之及應接候處、追々退帆仕候。此段被聞召置被下候様奉存候以上。

八月二十一日

松平 大膳 大夫

井原等横濱に赴く

斯くて井原が特使として横濱に赴くに就て、其代りに根來上總は馬關總奉行と爲つた。而して八月二十八日、藩政府は井原等に償金一件の談判を主とし、馬關開港に就ては、若し彼等より談之に及ばず、朝廷、幕府の令あるに於ては、之に従ふ可しと答ふべしとの命を傳へた。九月五日井原等一行は、英艦二隻に分乘し、馬關を發し、十日一行横濱に入り、英蘭公使等に會見した。當時各國公使は、幕府と此事に就て條約を訂結したから、井原等の心配は無用に歸し、十五日復た英艦に乗りて横濱を發し、其月下旬に山口に歸著した。今ま伊藤の談話を掲ぐれば左の如し。

英蘭公使會見

償金幕府に肩替り

それから間もなく、吾輩は横濱へ行て、防長兩國で三百萬など云ふ金を出さ

うといふことは出来ぬが、曩には平和を求むるに急にして、承知したが、是れは到底出来ないと、私が辯解しやうと云ふことになつて、吾輩一人では不可んから、井原主計と云ふ寄組の者と、それから宍戸と杉、吾輩とが横濱へ來た。英吉利の軍艦と和蘭の軍艦へ行て頼んで、吾輩等は横濱の街を歩くことも出来ぬから、英吉利の方で警衛して呉れて、さうして其談判を始めた所が、それは宜い、足下達が心配するに及ばぬ、幕府の方と談判をして、先日言出した償金は幕府の方から拂はせるやうにしてあるから、心配には及ばぬ、それはどうも有難いと云ふやうなことで、それで、此方から土産物などを持って行たりしたのであるから、彼方からも何か貰つたりして、軍艦に乗て、馬關へ歸つて來た。

此の如くして三百萬圓の償金は、長州の肩から幕府の肩へ、井原、伊藤等の未だ横濱へ到着せざる以前に、代つてゐた。此れにて長州は先づ此の一件だけは、首尾克く仕済した。